

名護市立学校適正規模・適正配置に 関する基本方針

令和7年2月

目 次

序 章 はじめに

1. 策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 各種上位計画・関連計画等の整理	7

第1章 名護市の概要

1. 位置と地勢等	13
2. 人口動向等	15

第2章 名護市の学校規模・配置をめぐる現状と課題

1. 市立学校の概要	19
2. 児童生徒数などの動向	20
3. 学区の現状	24
4. 学校施設の現状	28
5. 児童生徒数及び学級数の推計	32
6. 現状と課題の整理	43
7. 学校規模によるメリット・デメリット	48

第3章 名護市における学校の適正規模・適正配置の考え方

1. 学校の適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方	49
2. 名護市における学校の適正規模	52
3. 名護市における学校の適正配置	53
4. 適正規模・適正配置に向けての学校規模区分の設定	55

第4章 学校適正規模・適正配置の実現に向けた方策

1. 学校規模の適正化を図る手法とその検討	57
2. 学校規模の適正化を図る手法の実施方針	60
3. 実施時期の基本手順	65
4. 実現に向けた基本手順	66
5. シミュレーション	68
6. 適正化に向けた今後の課題	73

第5章 まとめ

1. まとめ	75
--------	----

資料編

1. 名護市立学校通学区域等審議会.....	77
2. 自治会長等アンケート・ヒアリング.....	81

序章 はじめに

1. 策定の背景と目的

本市においては、中山分校を含め小学校が14校、中学校が8校設置されており、これまで宇茂佐の森地域などにおける児童生徒の増加や特別支援学級の増加等に伴い、学校運営に支障をきたさないよう、教室の増築や多目的教室の一時転用等を実施し、教育環境の整備に努めてきました。

しかしながら、屋部小、大宮小及び名護小については、特別支援学級を含めると、過大規模校として文部科学省が定義する「学校全体で31学級以上」を超えており、学校敷地が狭小のため、これ以上の増築は困難な状況にあります。加えて、今後、増改築を行う際には、分離新設、通学区域の調整等適正規模化のための方策が十分に検討されていない場合、国庫負担の対象外となる可能性が高く、対応が求められています。

また、現在小学校において小規模校が8校ありますが、二見以北4小学校の統合（緑風学園）及び源河小の真喜屋小への統合の根拠となった平成18年6月名護市立学校通学区域等審議会答申「「複式学級の課題解消について」及び「通学区域制度の弾力的運用について」（答申）」において、複式学級より単式学級の方がより恵まれた教育環境であり、早急に、子供たちが単式学級で学べる環境を整備すべきであるとされており、教育委員会では現在もその考えを踏襲しております。なお、前述の答申にあった中山分校の屋部小学校への統合については、保護者・地域住民からの合意が得られなかった経緯があり、複式学級の解消には至っておりません。現時点で、恒常的に複式学級が発生している学校は中山分校を除いてありませんが、今後の推移を見守りながら、教育環境の整備に努めていく必要があります。

このような現状を踏まえ、小中学校の今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区及び学校施設の課題等を調査・分析・整理し、今後の本市における学校適正規模・適正配置に向けた「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」の策定を行うことを目的とします。

2. 計画の位置づけ

(1) 調査概要

本調査は以下の調査を行い、基本方針の策定を行うこととします。

- ① 名護市立学校適正規模・適正配置の検討に必要な推計・課題整理等
 - ・名護市の概要
 - ・各種上位・関連計画等の整理分析
 - ・児童生徒数及び学級数の推計
 - ・各学校区の現状と課題の把握
- ② 名護市立学校適正規模・適正配置の検討に必要な方針案策定等
 - ・適正規模の定義
 - ・適正配置の定義、通学区域（学校区）の有り方と現状の把握
 - ・適正規模・適正配置の実現に向けた方策・シミュレーション
 - ・基本方針（案）の提案

(2) 適正規模に関する関係法令等

1) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令 11 号）

第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第四十二条

小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号） （適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 （昭和 33 年法律第 116 号）

（学級編制の標準）

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあっては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。）	八人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

（学級編制）

第四条 都道府県又は市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

4) 沖縄県公立小・中学校学級編制基準（令和4年4月1日 一部改正）

1 この基準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

2 学級の児童又は生徒の数

(1) 同学年の児童・生徒で編制する学級

ア 小学校 40人（第1学年から第3学年にあたっては、35人）

イ 中学校 40人

（ただし、特に必要があると認められる場合に限り、学級編制の弾力化を行うことができる。）

(2) 2の学年の児童・生徒で編制する学級（複式学級）

ア 小学校 16人（第1学年の児童を含む場合は8人）

イ 中学校 8人

(3) 特別支援学級

ア 小学校 8人

イ 中学校 8人

(3) 適正配置に関する関係法令等

1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和33年政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日文部科学省）

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

（望ましい学級数の考え方）

- 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【併せて考慮すべき視点】

- 学級数は同じであっても、各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、一定の学級数があっても、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。このため、学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。
- 学校規模の適正化の検討に当たっては、国の学校規模の標準の単位である学級数のみに着目するのではなく、学校全体の児童生徒数やその将来推計に基づき、具体的にどのような課題が生じているのかや、生じる可能性があるのかを明らかにする必要があります。この点について、一部の市町村においては、学校統合の適否の検討の開始に係る基準（いわゆる要検討基準）として、学校全体の児童生徒数を定めている例も見られます。

【大規模校及び過大規模校について】

- 大規模校及び過大規模校の課題を解消するためには、①学校の分離新設、②通学区の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫も考えられます。なお、文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきており、地域によっては、このことを踏まえ国の標準である12～18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して、独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討している事例も見られます。

(2) 学校の適正配置（通学条件）

- 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

【通学距離による考え方】

- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。
- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村に

においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間による考え方】

- 総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

3. 各種上位計画・関連計画等の整理

1) 沖縄県教育振興基本計画【令和4年度～令和13年度】（令和4年沖縄県教育委員会）

第3章 施策の展開

主要施策1「生きる力」を育む学校教育の充実

施策1－（１）－①小学校における学力向上の推進

◆施策展開

少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充実を図るほか、ICTの活用等による個別最適な学びの推進により、自立し主体的に学習できる児童の育成及び確かな学力の定着に取り組みます。（後略）

◆主な取組

○少人数学級の推進（小学校）

施策1－（１）－②中学校における学力向上の推進

◆施策展開

少人数学級の推進や学習支援員等の活用など、きめ細かな指導体制の充実を図るほか、ICTの活用等による個別最適な学びや協働的な学びを推進し、主体的に学習できる自立した生徒の育成及び確かな学力の定着に取り組みます。（後略）

◆主な取組

○少人数学級の推進（中学校）

●少人数制学級編制

令和6年3月29日に少人数学級編制に係る研究指定校実施要項が改正され下記のように記述されています。

● 少人数学級編制に係る研究指定校実施要項

① 目的

- ・ 少人数の学級編制による指導方法の工夫改善の在り方について、以下のことを目的として実践研究を行う。
- ・ 小学校低学年：学習習慣及び生活習慣の定着や学校生活への適応を円滑に行うこと
- ・ 小学校高学年：学習内容の複雑化や問題行動等の増加への対応
- ・ 中学校全学年：学習や生活の変化になじめず不登校になる生徒への対応

② 対象学年及び指定基準

(1) 小学校1学年及び2学年

児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での30人学級編制（下限25人）。

(2) 小学校6学年及び中学校全学年

児童及び生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる学校での35人学級編制。

2) 第3次名護市教育振興基本計画【令和2年度～令和6年度】(令和2年2月25日)

基本方針Ⅰ豊かな学びを育む教育の推進

基本施策2 学校教育環境の充実

子供たちが安全・安心に学校生活を送れるよう、より良い教育環境の整備に向けて取り組みます。

〔具体的施策〕

(1) 環境整備の充実

現状・課題 (前略) 通学区域の見直し等について、児童生徒数の増加や複式学級解消など様々な見地から検討をする必要があります。

主な取組 ③教育環境の整備

(前略) 将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化と適正配置を進めるとともに、小規模特認校制度の活用や学校通学区の見直し及び弾力化について、地域住民の意見も考慮しながら検討を行います。(学校教育課)

(2) 学校支援の充実

現状・課題 (前略) 小中一貫教育校において、中学校から小学校への乗り入れ授業を行うことでより専門的な授業ができますが、小学校から中学校へはうまく乗り入れができていない課題があります。(後略)

主な取組 ②特色ある教育活動

小学校と中学校が一体となった施設及び学校運営の中で義務教育の9年間を一貫した指導体制により、小中一貫教育校「屋我地ひるぎ学園」及び「緑風学園」の特色ある教育活動の充実を図るための支援を行います。再び複式学級にならないように、児童生徒の減少に歯止めをかけるため、小規模特認校制度を継続して実施します。(学校教育課)

3) 名護市学校施設長寿命化計画

第4章 学校施設整備の基本的な方針

4-1 学校施設の長寿命化計画の基本方針

◆適切な施設整備

将来的に本市においては、年少人口の減少が予測されているなど、児童生徒数の減少が想定されるとともに、地区ごとに人口の増減が異なっている状況であり、将来の児童生徒数を考慮した施設量の検討が必要です。

そこで施設規模に対して児童生徒数の少ない学校では、余裕教室を活用した複合化や多機能化を検討するなど、中長期的な施設総量の適正化に取り組みます。(後略)

4-2 学校の規模・配置計画等の方針

本市の年少人口は年々減少している状況であり、それに伴い児童生徒数の減少や余裕教室の増加が予想されます。また、地区によって人口の増減が異なるなど地域状況に応じた学校施設の規模の縮小や統廃合を視野に入れる必要があります。(後略)

今後 10 年間の主要事業一覧（一部見直し）（令和 5 年 3 月）

学校施設名		築年数 R5.3 月現在	健全度	カテゴリ 分類	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2028 (R12)	2029 (R13)
28 屋部小学校	校舎(10)	51	34	予防		改築								
7 真喜屋小学校	校舎(9)	41	40	予防	調査	設計	長寿命化							
19 稲田小学校	校舎(13)	41	52	予防		調査	設計	長寿命化						
1 屋我地小学校	校舎(11)	39	65	予防			調査	設計	長寿命化					
84 大北小学校	屋内運動場(3-1)	37	59	予防				調査	設計	長寿命化				
85 大北小学校	地域・学校連携	37	59	予防				調査	設計	長寿命化				
38 中山分校	校舎(5-1)	40	49	予防					調査	設計	長寿命化			
39 中山分校	校舎(5-2)	26	94	予防					調査	設計	長寿命化			
40 中山分校	屋内運動場(6)	40	49	予防					調査	設計	長寿命化			
130 久辺中学校	校舎(17)	15	70	予防S-						調査	設計	長寿命化		
79 久辺中学校	校舎(1-1)	37	41	予防		部位修繕D				調査	設計	長寿命化		
80 久辺中学校	校舎(1-2)	35	65	予防						調査	設計	長寿命化		
81 久辺中学校	校舎(1-3)	31	82	予防						調査	設計	長寿命化		
82 久辺中学校	校舎(1-4)	31	82	予防						調査	設計	長寿命化		
86 久辺中学校	校舎(5)	37	65	予防						調査	設計	長寿命化		
83 久辺中学校	校舎(2)	37	65	予防						調査	設計	長寿命化		
87 久辺中学校	校舎(7)	35	72	予防						調査	設計	長寿命化		
88 久辺中学校	校舎(8)	37	40	予防		部位修繕D				調査	設計	長寿命化		
41 大宮小学校	校舎(16)	35	41	予防							調査	設計	長寿命化	
42 大宮小学校	校舎(17)	35	41	予防							調査	設計	長寿命化	
140 大宮中学校	校舎(1)	33	52	予防							調査	設計	長寿命化	
143 大宮中学校	校舎(3)	33	75	予防							調査	設計	長寿命化	
144 大宮中学校	校舎(4-1)	33	75	予防							調査	設計	長寿命化	
145 大宮中学校	校舎(4-2)	33	75	予防							調査	設計	長寿命化	
149 大宮中学校	校舎(8)	27	77	予防							調査	設計	長寿命化	
150 大宮中学校	校舎(9)	30	77	予防							調査	設計	長寿命化	
65 瀬喜田小学校	校舎(16)	21	81	予防		調査・設計	大改(空調)							
122 久志中学校	校舎(6)	23	84	予防		調査・設計	大改(空調)							
122 久志中学校	校舎(7)	23	100	予防		調査・設計	大改(空調)							
124 久志中学校	校舎(9-1)	22	100	予防		調査・設計	大改(空調)							
20 稲田小学校	校舎(15)	16	93	予防			調査・設計	大改(空調)						
60 稲田小学校	校舎(1)	23	100	予防			調査・設計	大改(空調)						
70 久志小学校	校舎(2)	22	100	予防			調査・設計	大改(空調)						
71 久志小学校	校舎(3)	11	81	予防			調査・設計	大改(空調)						
25 安和小学校	校舎(12)	29	65	予防			調査・設計	大改(空調)						
27 安和小学校	校舎(14)	13	93	予防			調査・設計	大改(空調)						
9 真喜屋小学校	校舎(12)	14	89	予防			調査・設計	大改(空調)						
43 大宮小学校	校舎(18-1)	35	52	予防			調査・設計	大改(空調)						
46 大宮小学校	屋内運動場(25-1)	20	84	予防			調査・設計	大改(空調)						
48 大宮小学校	校舎(21-1)	13	89	予防			調査・設計	大改(空調)						
75 久辺小学校	校舎(21)	15	98	予防			調査・設計	大改(空調)						
76 久辺小学校	校舎(22)	15	100	予防			調査・設計	大改(空調)						
77 久辺小学校	校舎(23)	14	84	予防			調査・設計	大改(空調)						
78 久辺小学校	校舎(24)	11	100	予防			調査・設計	大改(空調)						
2 屋我地小学校	校舎(14)	22	100	予防			調査・設計	大改(空調)						
4 屋我地小学校	校舎(19)	4	100	予防						調査・設計	大改(空調)			
5 屋我地小学校	校舎(20)	4	100	予防						調査・設計	大改(空調)			
126 久辺中学校	校舎(12)	33	77	予防						調査・設計	大改(空調)			
127 久辺中学校	校舎(13)	28	77	予防						調査・設計	大改(空調)			
128 久辺中学校	校舎(15)	19	100	予防						調査・設計	大改(空調)			
128 久辺中学校	校舎(16)	33	75	予防						調査・設計	大改(空調)			
100 羽地中学校	校舎(20)	14	93	予防						調査・設計	大改(空調)			
105 屋部中学校	校舎(18)	31	64	予防						調査・設計	大改(空調)			
108 屋部中学校	校舎(22)	17	84	予防						調査・設計	大改(空調)			
113 名護中学校	校舎(31)	31	52	予防						調査・設計	大改(空調)			
117 名護中学校	校舎(35)	7	100	予防						調査・設計	大改(空調)			
134 東江中学校	校舎(8)	18	84	予防						調査・設計	大改(空調)			
135 東江中学校	校舎(9)	18	84	予防						調査・設計	大改(空調)			
136 東江中学校	校舎(10)	18	91	予防						調査・設計	大改(空調)			
109 名護中学校	屋内運動場(25-1)	35	49	予防			部位修繕C							
110 名護中学校	地域・学校連携施設(25-2)	35	49	予防			部位修繕C							
113 名護中学校	校舎(31)	31	52	予防			部位修繕C							
24 安和小学校	校舎(11-1)	31	49	予防					部位修繕C					
25 安和小学校	校舎(12)	29	65	予防					部位修繕C					
116 名護中学校	校舎(34)	26	65	予防						部位修繕C				
11 羽地小学校	校舎(18)	34	52	予防							部位修繕C			
12 羽地小学校	屋内運動場(19-1)	29	59	予防							部位修繕C			
13 羽地小学校	地域・学校連携施設(19-2)	29	59	予防							部位修繕C			
154 羽地幼稚園	校舎(3)	20	78	予防							部位修繕C			
125 久志中学校	屋内運動場(10)	22	88	予防		調査・設計	屋根・屋上					部位修繕C		
147 大宮中学校	屋内運動場(6-1)	33	59	予防								部位修繕C		
148 大宮中学校	地域・学校連携施設(6-2)	33	72	予防								部位修繕C		
8 真喜屋小学校	校舎(10)	29	65	予防									部位修繕C	
105 屋部中学校	校舎(18)	31	64	予防									部位修繕C	
106 屋部中学校	校舎(19)	31	64	予防									部位修繕C	
156 安和幼稚園	校舎(3)	32	72	予防									部位修繕C	
96 羽地中学校	校舎(15)	32	65	予防										部位修繕C
97 羽地中学校	校舎(16)	32	65	予防										部位修繕C
98 羽地中学校	屋内運動場(17)	24	88	予防		調査・設計	屋根・屋上							部位修繕C
99 羽地中学校	屋内運動場(19)	21	62	予防										部位修繕C
46 大宮小学校	屋内運動場(20-1)	20	84	予防			調査・設計	屋根・屋上						
47 大宮小学校	地域・学校連携施設(20-2)	20	93	予防			調査・設計	屋根・屋上						
107 屋部中学校	屋内運動場(21)	25	75	予防			調査・設計	屋根・屋上						
53 名護小学校	屋内運動場(25-1)	19	98	予防			調査・設計	屋根・屋上						
54 名護小学校	地域・学校連携施設(25-2)	19	98	予防			調査・設計	屋根・屋上						
138 東江中学校	屋内運動場(12-1)	18	89	予防				調査・設計	屋根・屋上					
139 東江中学校	地域・学校連携施設(12-2)	18	89	予防				調査・設計	屋根・屋上					
26 安和小学校	屋内運動場(13)	14	98	予防							調査・設計	屋根・屋上		

4) 名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略（令和4年3月）

第1章 人口ビジョン

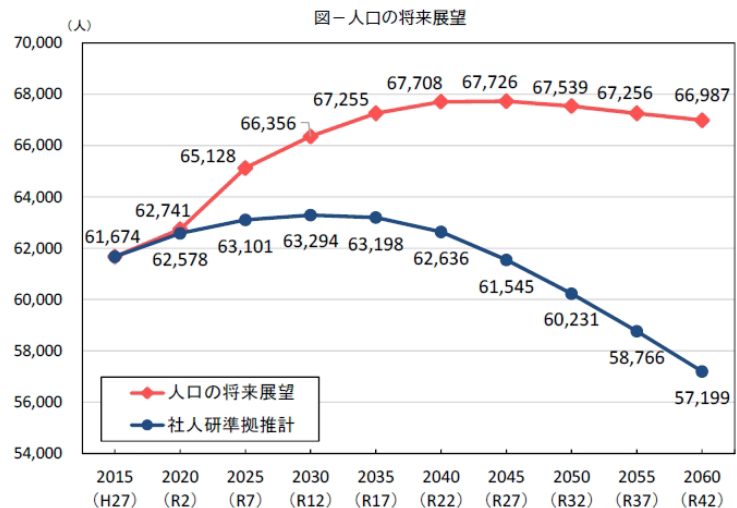
4. 人口の将来展望に向けた調査分析

3) 人口の将来展望

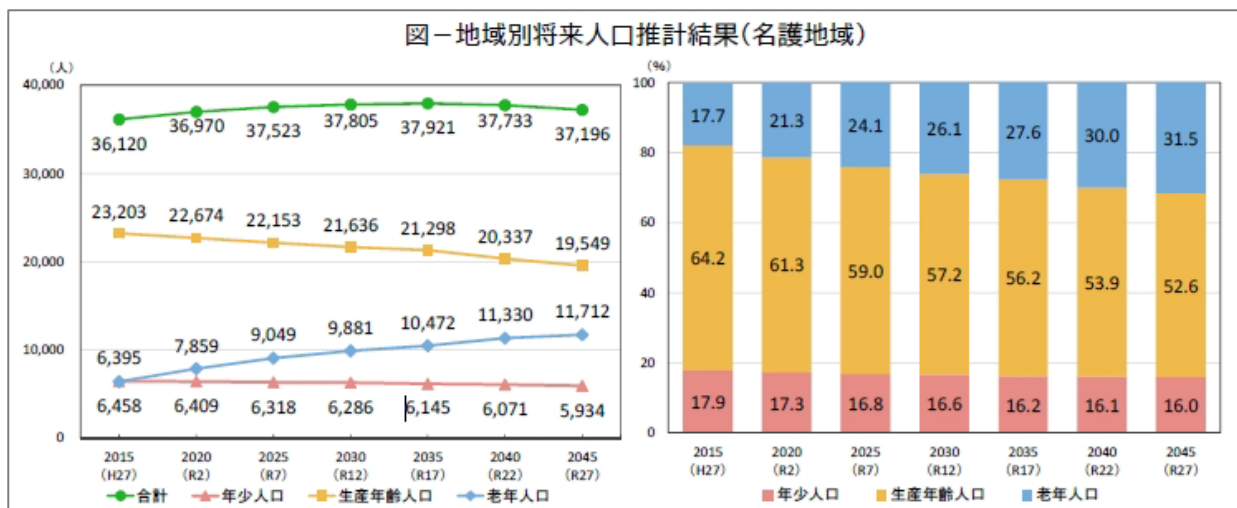
将来における定住人口 7万人を目指します（第5次名護市総合計画）

令和7（2025）年に65,000人超を目指します

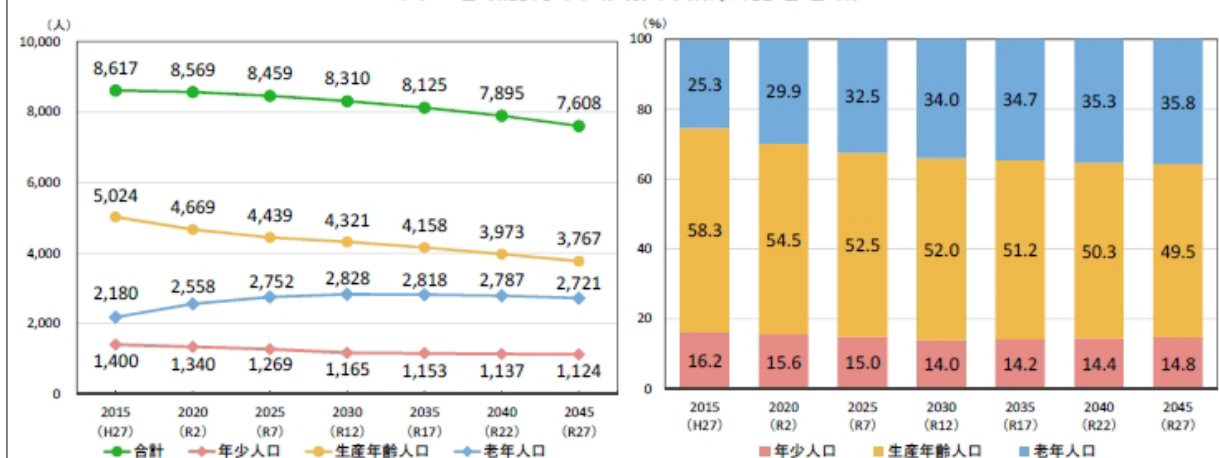
人口減少を抑制し、将来にわたって持続可能で活力ある名護市であるためには、子育て支援の充実、創業・雇用対策、生活環境の整備・改善等、名護市に住民が住み続けるために必要な施策を総合的に推進することで、合計特殊出生率の向上及び自然増と社会増を実現し、人口の維持・増加を目指す必要があります。



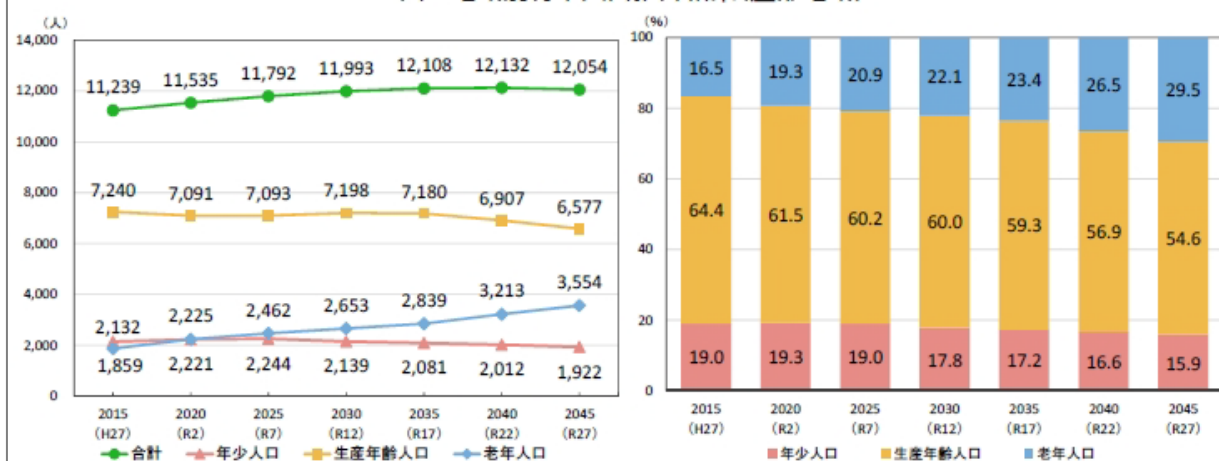
<参考：地域別将来人口推計（年齢3区分別）>



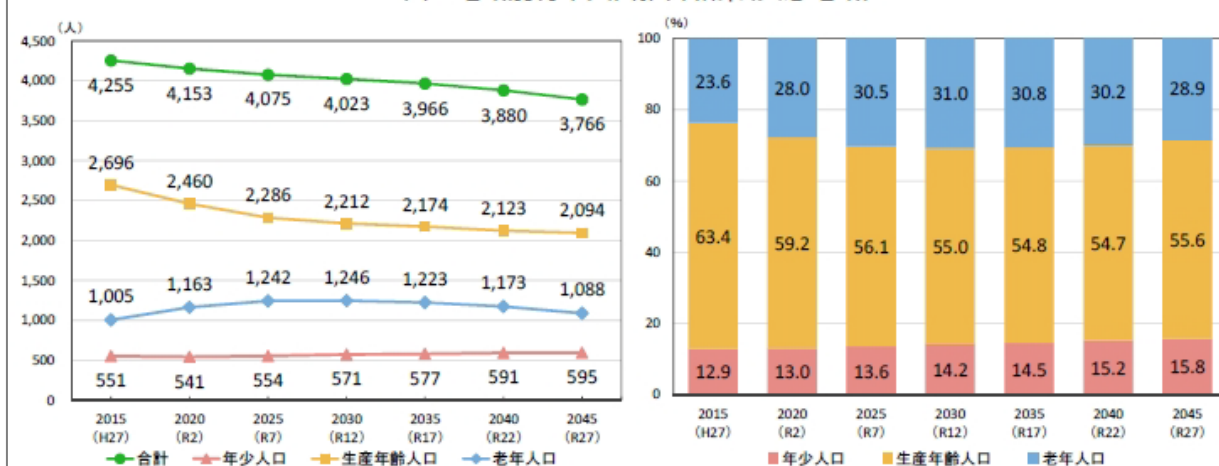
図－地域別将来人口推計結果(羽地地域)

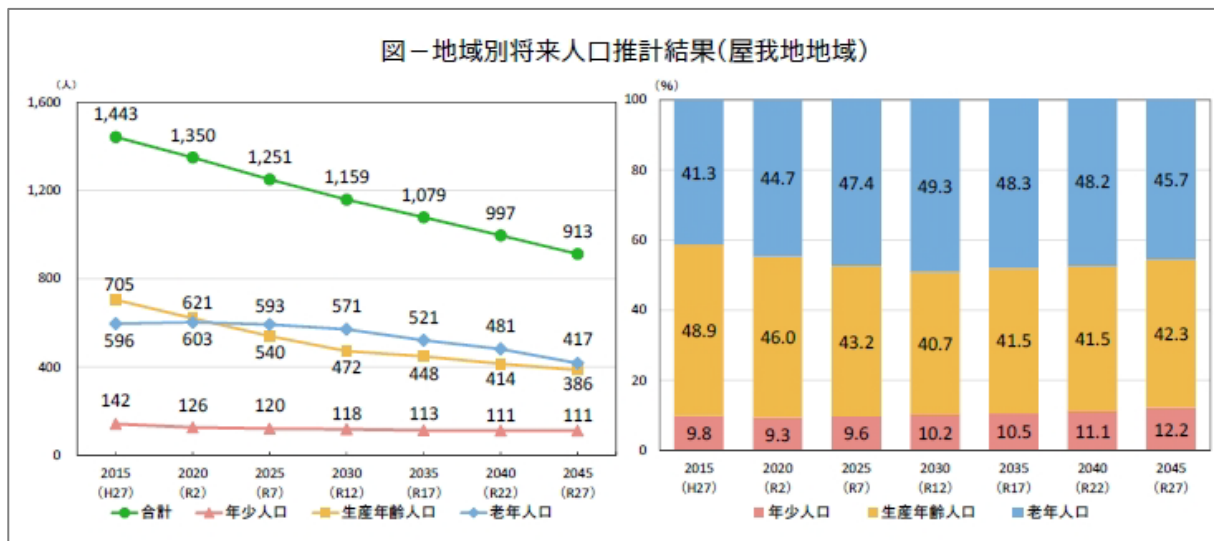


図－地域別将来人口推計結果(屋部地域)



図－地域別将来人口推計結果(久志地域)





第2章 総合戦略

基本目標4 安心して子育てができる環境をつくる

名護市はこれまで子育て支援に力を入れてきましたが、これまでの子育て支援策の成果と課題を検証しつつ、多くの若者が「名護市に住んで子育てがしたい」と希望するよう、また、結婚・妊娠・出産及び子育てに希望を持つことができるよう、学校教育も含めた子育て環境の更なる充実を図ります。

(4) 学校教育の充実

- ①地域における子育て支援の推進
- ②心豊かな人間性を育む教育の推進
- ③地域と連携したキャリア教育及び食育の推進

第 1 章 名護市の概要

1. 位置と地勢等

(1) 概要

本市は、沖縄本島北部に位置し、総面積 210.94 平方キロメートルで沖縄県の総面積 (2,282.15 平方キロメートル) の約 9 % を占め、竹富町、石垣市に次いで県下 3 番目の面積を有しています。

本市の地形は、標高 300m～400m 級の多野岳、名護岳、久志岳が北東から南西に走り、それらの山々を水源とする多くの河川が太平洋と東シナ海に注いでいます。また、沖縄本島から西側へ突き出した本部半島には嘉津宇岳、八重岳等の本部山地があり、その両者に挟まれた位置に台地や低地が広がり、北は屋我地島に囲まれた羽地内海、南は名護湾となっています。

市域には多くの河川が存在し、概して急勾配の短小ですが水量に恵まれ、県内の重要な上水供給源となっているだけでなく、生物の生息の場として、自然のシステムの中で山と海をつなぐ循環系の役割も果たしています。名護市の海岸は、東シナ海及び太平洋の 2 大海に面し、長く変化に富んでいます。海域にはサンゴ礁が発達し、外側に自然の防波堤、内側には豊かな生態系を育み、沖縄の自然風土を形づくる大切な要素であるイノーが形成されています。海岸部は観光・レクリエーション資源としても高く評価されています。

(2) 沿革

行政区域については、以下のように変遷しています。

年	具体的な動き
明治 41 (1908) 年	国頭郡が島嶼町村制を施行し、名護・羽地・久志の 3 間切が、名護村・羽地村・久志村になる。
大正 12 (1923) 年	久志村の北部地域が東村として分立する。
大正 13 (1924) 年	名護村が町制を施行し、名護町が発足する。
昭和 21 (1946) 年	名護町から北西部地域（屋部・宇茂佐・中山・旭川・勝山・山入端・安和）が屋部村として分立する。また、羽地村から屋我地島地域（屋我・我部・饒平名・済井出・運天原）が屋我地村として分立する。
昭和 45 (1970) 年	名護町・羽地村・屋部村・久志村・屋我地村の 5 町村が合併し、名護市が誕生する。

(3) 5 地域の特徴

旧町村単位である名護・羽地・屋部・久志・屋我地の 5 地域は、それぞれ個性的な地域特性があり、豊かで魅力的な地域資源を有します。

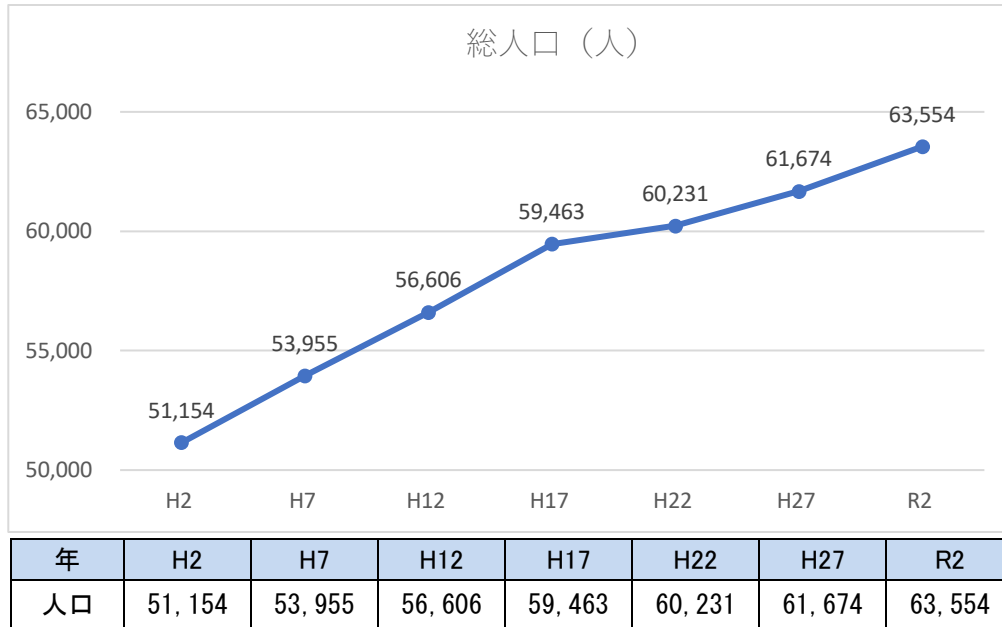
地域	主な特徴
名護	古くから北部の交通の要衝として栄え、商業、医療、教育、観光レクリエーション、行政等の都市機能が集積し、名護市の約 6 割の人口が集中する中心地。
羽地	市街地の北部に位置し、広い地域内には農業基盤が整備され、比較的大規模な農地が広がっている。北側は羽地内海に面し、南側はやんばるの森という自然豊かな地域。
屋部	市街地に近い宇茂佐区は宅地化が進んでいるが、その他の地域は緑多い良好な集落が点在している。北側には嘉津宇岳といった自然環境保全地域が広がっている。
久志	東海岸北側に位置する二見 10 区は、地域の大半が丘陵地であり、美しい海岸線とやんばるの森を有している。また、東海岸南側に位置する久辺 3 区は、米軍基地に隣接する集落で、金融・情報通信産業の企業誘致が進められている。
屋我地	東シナ海と羽地内海の間に位置し、全域を国定公園に指定された島。島の外周部に 5 つの集落が点在し、内陸部はサトウキビやパイン等の農地が大規模に広がっている。

2. 人口動向等

(1) 人口動向

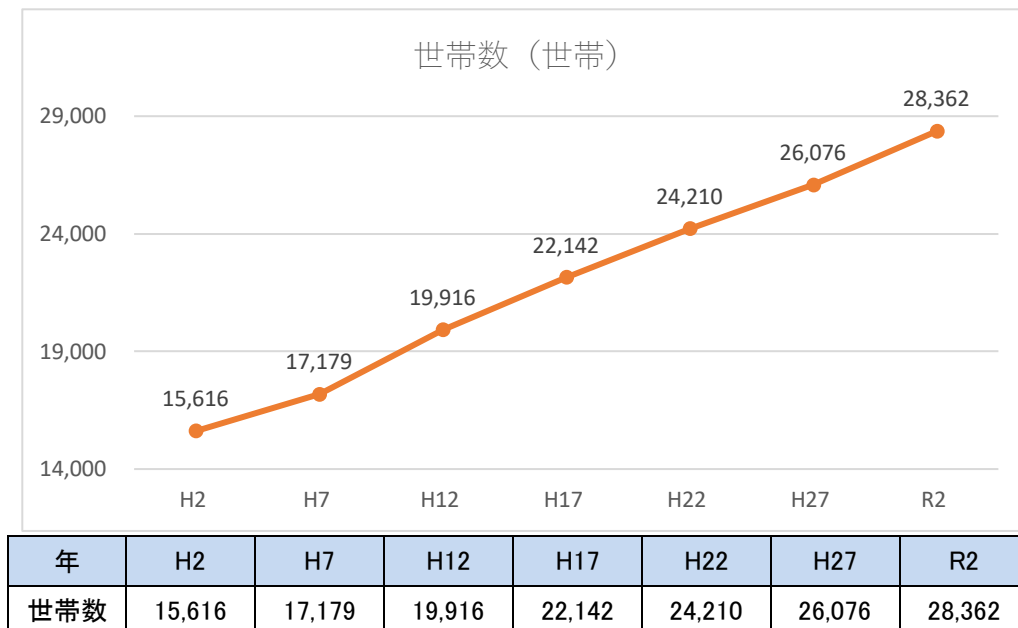
1) 総人口および世帯数の推移

本市における総人口は平成 2 年以降増加し、平成 22 年人は 6 万人を超え、その後緩やかに増加し、令和 2 年には 63,554 人となっています。



出典：国勢調査

世帯数の推移についても平成 2 年以降増加し、令和 2 年には 28,362 世帯となっています。

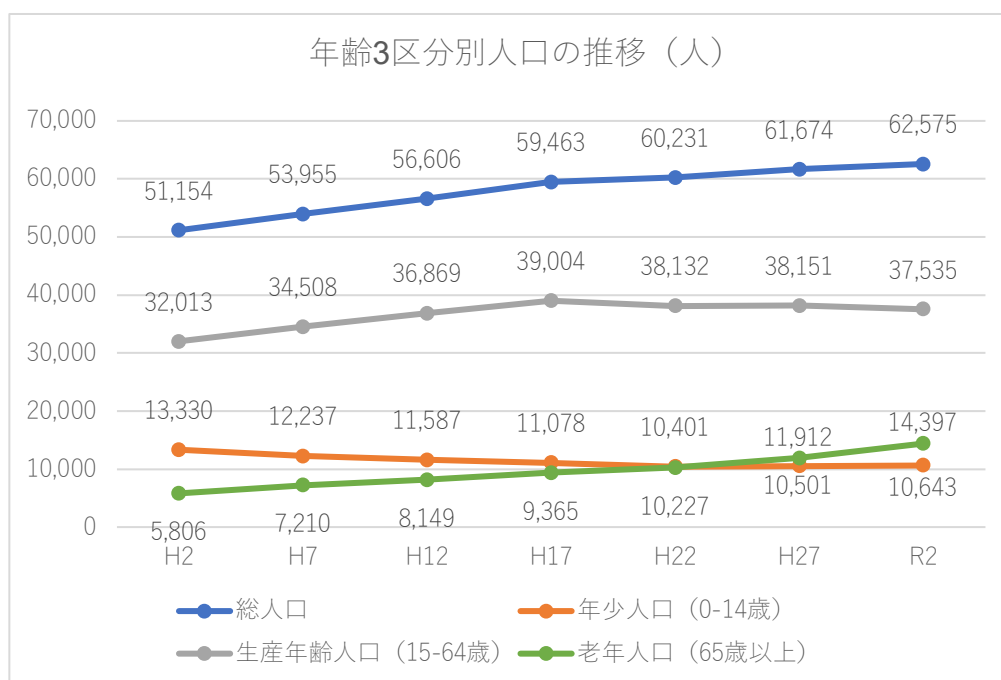


出典：国勢調査

（世帯数は総世帯から施設及び不詳を除いた一般世帯数を表す）

2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口においては、平成2年以降、年少人口は減少、一方で老年人口は増加しており、平成27年には老年人口が年少人口を上回りました。その後においても傾向に変化はありません。生産年齢人口は平成2年から平成17年まで増加していましたが、それ以降減少傾向となり、少子高齢化が進行していることがわかります。



年	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総人口	51,154	53,955	56,606	59,463	60,231	61,674	62,575
年少人口 (0-14 歳)	13,330	12,237	11,587	11,078	10,401	10,501	10,643
生産年齢人口 (15-64 歳)	32,013	34,508	36,869	39,004	38,132	38,151	37,535
老年人口 (65 歳以上)	5,806	7,210	8,149	9,365	10,227	11,912	14,397

出典：国勢調査

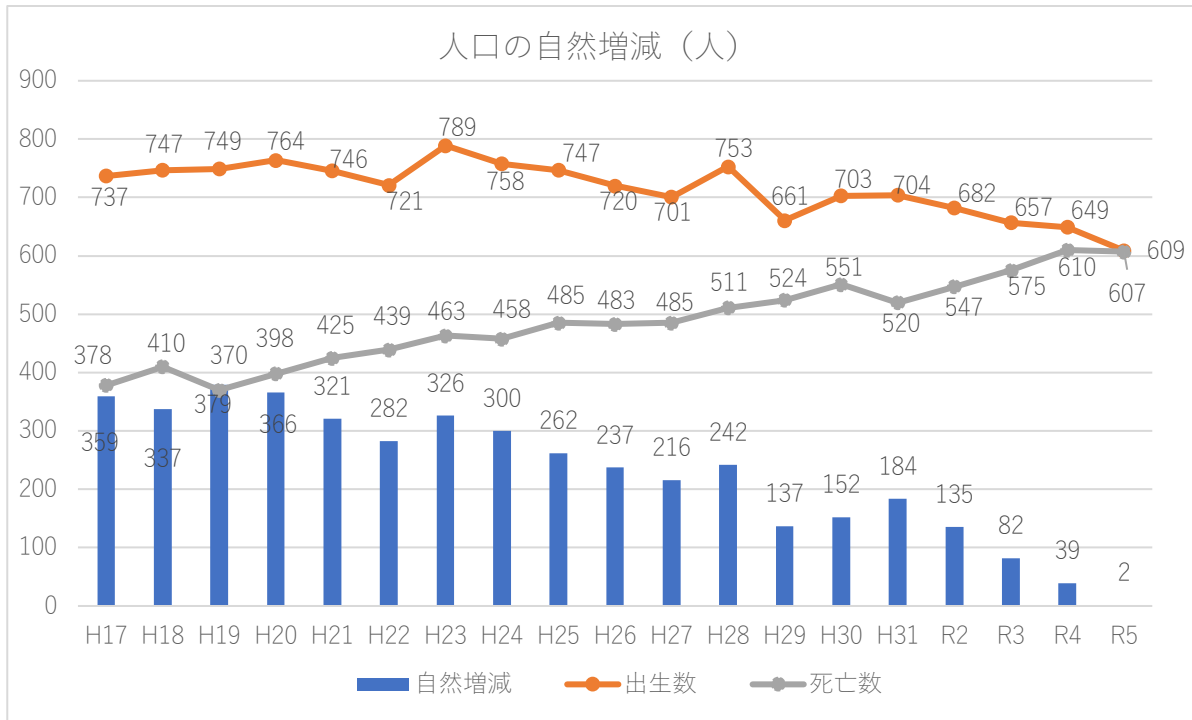
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計（平成30年推計）（令和2年）

※実績値について総人口に年齢不詳が含まれるため、年齢区分別の人口の合計と総人口は必ずしも一致しない。

3) 人口の自然増減

本市の出生・死亡の推移をみると、平成 17 年以降、出生数は増減を繰り返す平成 30 年以降は減少傾向となっています。一方で死亡数は一時的に減少する年もありますが増加傾向となっています。

本市における自然増減は自然増が続いていますが、令和 5 年に自然増が 2 人となり、今後、出生数と死亡数が逆転する可能性もあります。

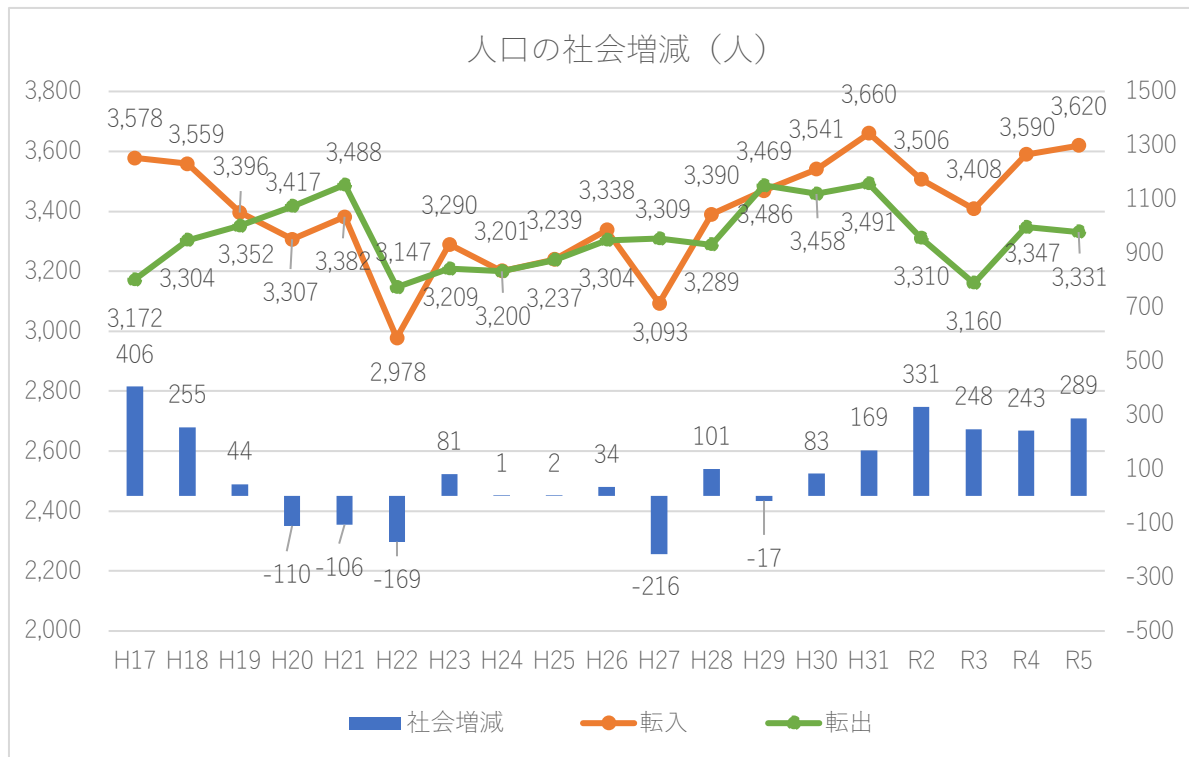


年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
自然増減	359	337	379	366	321	282	326	300	262	237
出生数	737	747	749	764	746	721	789	758	747	720
死亡数	378	410	370	398	425	439	463	458	485	483
年	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
自然増減	216	242	137	152	184	135	82	39	2	
出生数	701	753	661	703	704	682	657	649	609	
死亡数	485	511	524	551	520	547	575	610	607	

出典：人口移動報告年報（沖縄県）（各年前年の 10 月 1 日～その年の 9 月 30 日の値）

4) 人口の社会増減

本市の転入・転出の推移をみると、平成 20 年から平成 22 年にかけて社会減となっていました
が、その後、増減を繰り返しながら、近年はおおむね社会増で推移しています。



年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
社会増減	406	255	44	-110	-106	-169	81	1	2	34
転入	3,578	3,559	3,396	3,307	3,382	2,978	3,290	3,201	3,239	3,338
転出	3,172	3,304	3,352	3,417	3,488	3,147	3,209	3,200	3,237	3,304
年	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
社会増減	-216	101	-17	83	169	331	248	243	289	
転入	3,093	3,390	3,469	3,541	3,660	3,506	3,408	3,590	3,620	
転出	3,309	3,289	3,486	3,458	3,491	3,310	3,160	3,347	3,331	

出典：人口移動報告年報（沖縄県）（各年前年の 10 月 1 日～その年の 9 月 30 日の値）

第2章 名護市の学校規模・配置をめぐる現状と課題

1. 市立学校の概要

(1) 小学校の概要

本市には14校の小学校があり、令和6年5月時点で合計4,367名の児童が在籍しており、最も児童数、学級数が多い学校は大宮小学校となっています。

学校名	所在地	在籍児童数		実学級数	
		全児童数	うち特別支援学級	全児童数	うち特別支援学級
屋我地小学校	字饒平名159番地	109	13	9	3
真喜屋小学校	字真喜屋571番地	67	5	9	3
羽地小学校	字田井等601番地2	384	21	16	4
稲田小学校	字我部祖河440番地1	104	4	7	1
安和小学校	字安和174番地	80	13	9	3
屋部小学校	字屋部47番地	733	55	34	10
中山分校	字中山208番地1	10	3	3	1
大宮小学校	宮里五丁目13番22号	882	73	39	12
名護小学校	大西二丁目2番22号	802	61	35	9
東江小学校	東江一丁目7番2号	391	27	17	5
瀬喜田小学校	字幸喜4番地1	44	5	7	2
久志小学校	字汀間122番地	107	10	9	3
久辺小学校	字豊原208番地	129	12	9	3
大北小学校	大北四丁目19番37号	525	34	24	6

図表2-1 小学校在籍児童数及び学級数

(2) 中学校の概要

本市には8校の中学校があり、令和6年5月時点で2,127名の生徒が在籍しています。生徒数、学級数が最も多い学校は名護中学校です。

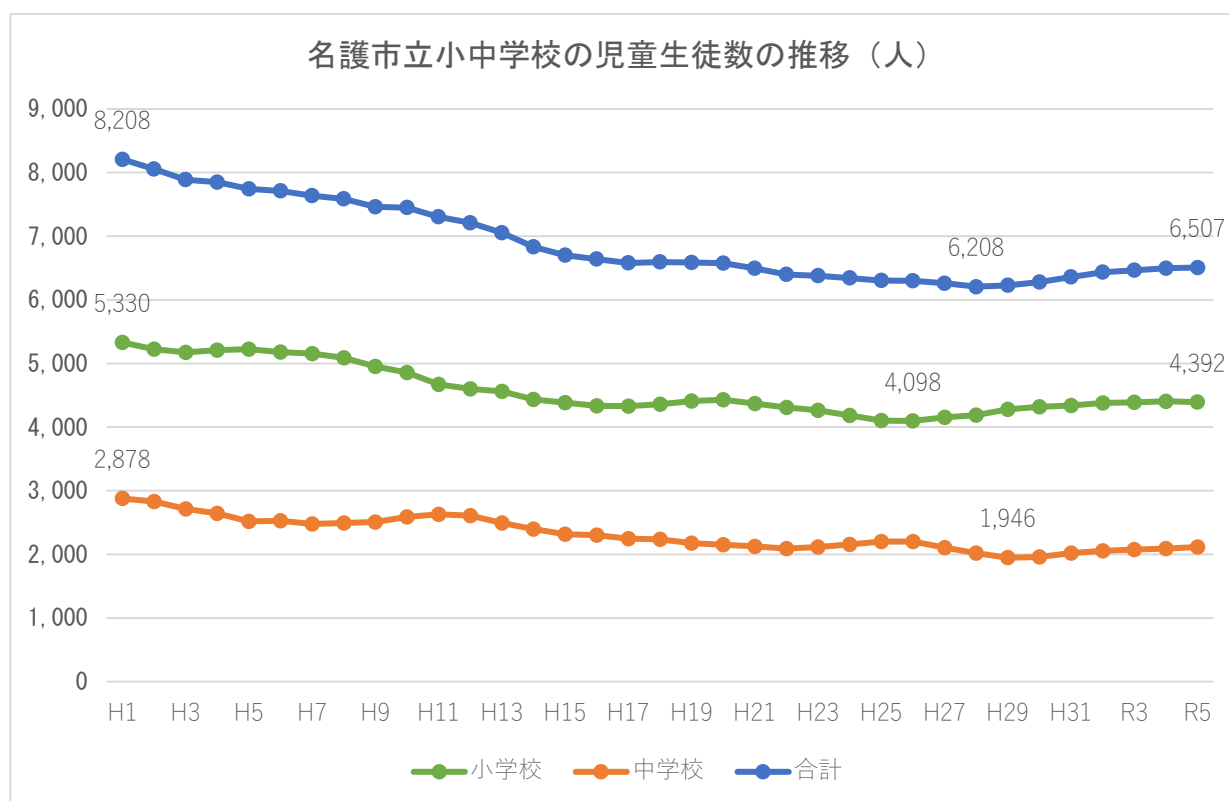
学校名	所在地	在籍生徒数		実学級数	
		全生徒数	うち特別支援学級	全生徒数	うち特別支援学級
屋我地中学校	字饒平名159番地	62	5	6	3
羽地中学校	字仲尾次770番地	264	24	13	4
屋部中学校	字屋部546番地	361	32	16	5
名護中学校	大西二丁目2番33号	644	61	29	11
久志中学校	字汀間122番地	59	12	6	3
久辺中学校	字豊原208番地	82	10	6	3
東江中学校	大東二丁目1番1号	238	29	12	4
大宮中学校	宮里七丁目2番66号	417	28	18	6

図表2-2 中学校在籍生徒数及び学級数

2. 児童生徒数などの動向

(1) 小中学校児童生徒数の推移

市立小中学校の児童生徒数の推移を平成1年度から令和5年度の間でみると、小学校では平成26年度、中学校では平成29年度、全体では平成28年度に児童生徒数が底を打ち、再び上昇に転じています。令和5年度現在、平成28年度と比較して全体で299人増加しており、これまでの子育て政策の成果があらわれているものと考えられます。

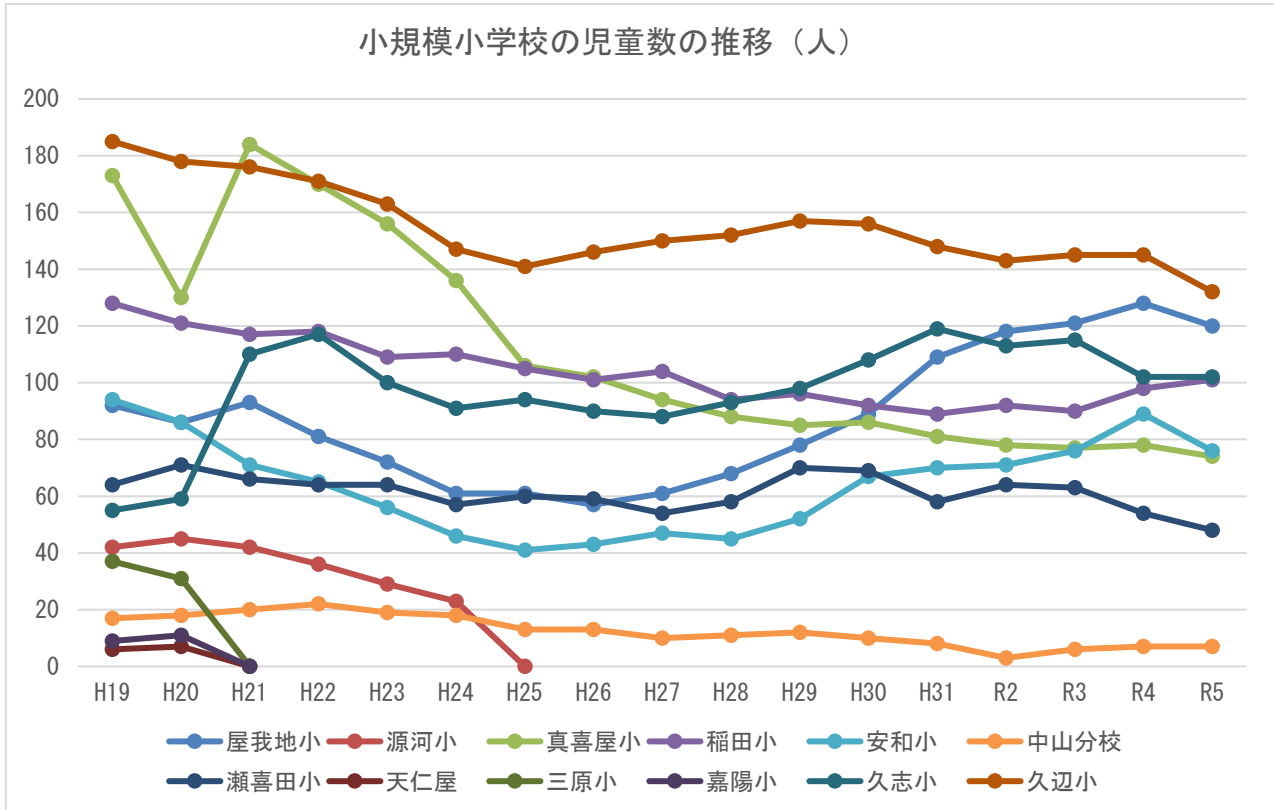


	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
小	5,330	5,224	5,174	5,208	5,227	5,182	5,157	5,091	4,953	4,860	4,674	4,601
中	2,878	2,832	2,713	2,643	2,517	2,529	2,480	2,495	2,509	2,589	2,630	2,610
計	8,208	8,056	7,887	7,851	7,744	7,711	7,637	7,586	7,462	7,449	7,304	7,211
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小	4,563	4,435	4,385	4,336	4,331	4,359	4,410	4,428	4,368	4,309	4,263	4,186
中	2,492	2,397	2,316	2,304	2,248	2,235	2,177	2,149	2,127	2,089	2,115	2,156
計	7,055	6,832	6,701	6,640	6,579	6,594	6,587	6,577	6,495	6,398	6,378	6,342
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	
小	4,101	4,098	4,154	4,187	4,281	4,321	4,340	4,379	4,388	4,407	4,392	
中	2,202	2,202	2,107	2,021	1,946	1,959	2,019	2,055	2,076	2,090	2,118	
計	6,303	6,300	6,261	6,208	6,227	6,280	6,359	6,434	6,464	6,497	6,507	

出典：名護市教育委員会

(2) 小規模校の傾向（小学校）

小学校の中で小規模校の傾向を見ると、過去10年程度で屋我地小学校と安和小学校、さらに久志小学校が増加傾向となり、真喜屋小学校と瀬喜田小学校は減少傾向となっています。また、稲田小学校と久辺小学校はほぼ変化が少ない傾向であると言えます。



学校名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
屋我地小	92	86	93	81	72	61	61	57	61	68	78	89	109	118	121	128	120
源河小	42	45	42	36	29	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真喜屋小	173	130	184	170	156	136	106	102	94	88	85	86	81	78	77	78	74
稲田小	128	121	117	118	109	110	105	101	104	94	96	92	89	92	90	98	101
安和小	94	86	71	65	56	46	41	43	47	45	52	67	70	71	76	89	76
中山分校	17	18	20	22	19	18	13	13	10	11	12	10	8	3	6	7	7
瀬喜田小	64	71	66	64	64	57	60	59	54	58	70	69	58	64	63	54	48
天仁屋	6	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三原小	37	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
嘉陽小	9	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久志小	55	59	110	117	100	91	94	90	88	93	98	108	119	113	115	102	102
久辺小	185	178	176	171	163	147	141	146	150	152	157	156	148	143	145	145	132

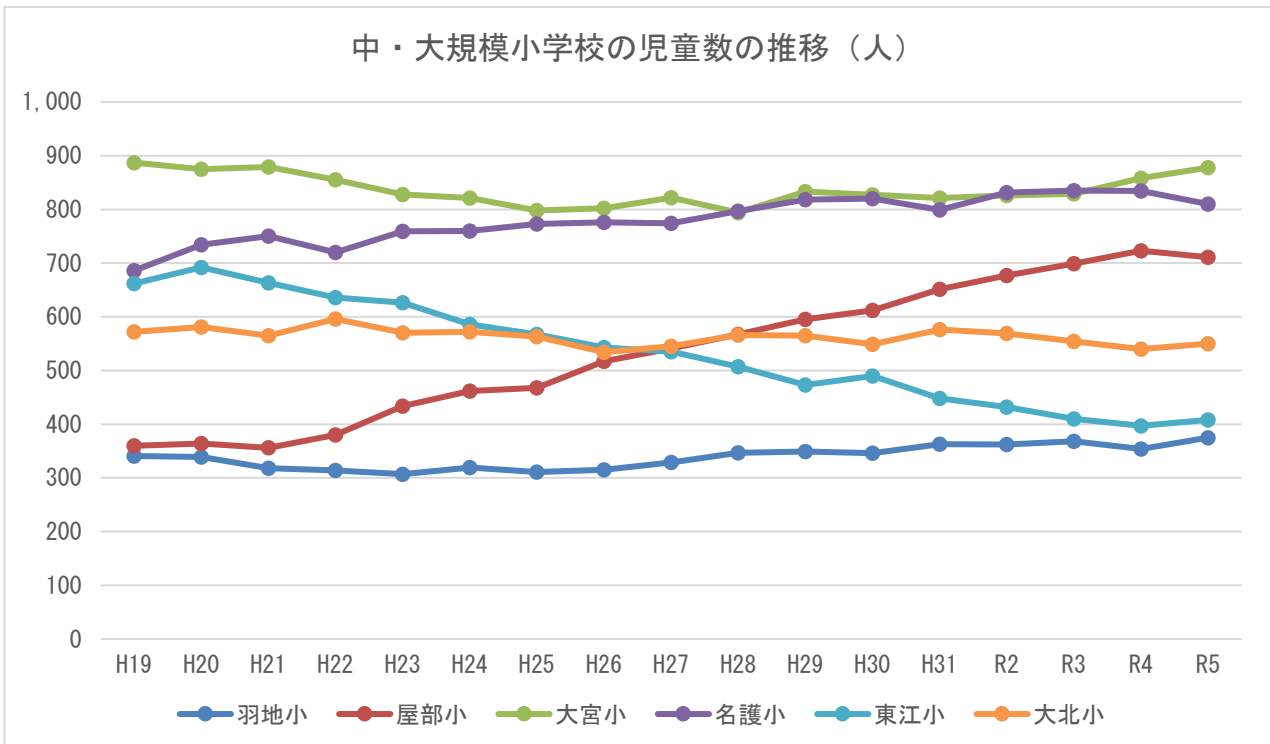
※塗りつぶしは複式学級が含まれる場合を示す。

※中山分校は1～4年生まで

出典：名護市教育委員会

(3) 中・大規模校の傾向（小学校）

中・大規模校の傾向を見ると、過去 10 年程度で名護小学校と屋部小学校が増加傾向で東江小学校が減少傾向を示しています。その他の大宮小学校と大北小学校、羽地小学校はほぼ変化のない傾向となっています。

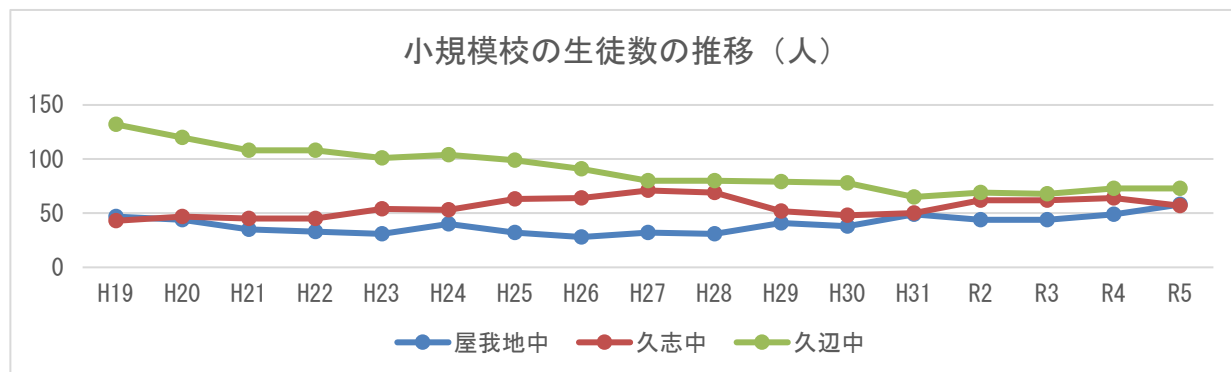


学校名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
羽地小	341	339	318	314	307	319	311	315	329	347	349	346	363	362	368	354	375
屋部小	360	364	356	380	434	462	468	517	541	567	595	612	651	677	699	723	711
大宮小	887	875	879	855	828	821	798	802	822	794	833	827	821	826	829	858	878
名護小	686	734	750	720	759	760	773	776	774	797	818	820	799	831	835	834	810
東江小	662	692	663	636	626	586	567	543	535	507	473	490	448	432	410	397	408
大北小	572	581	565	596	570	572	563	534	545	566	565	549	576	569	554	540	550

出典：名護市教育委員会

(4) 小規模校の傾向（中学校）

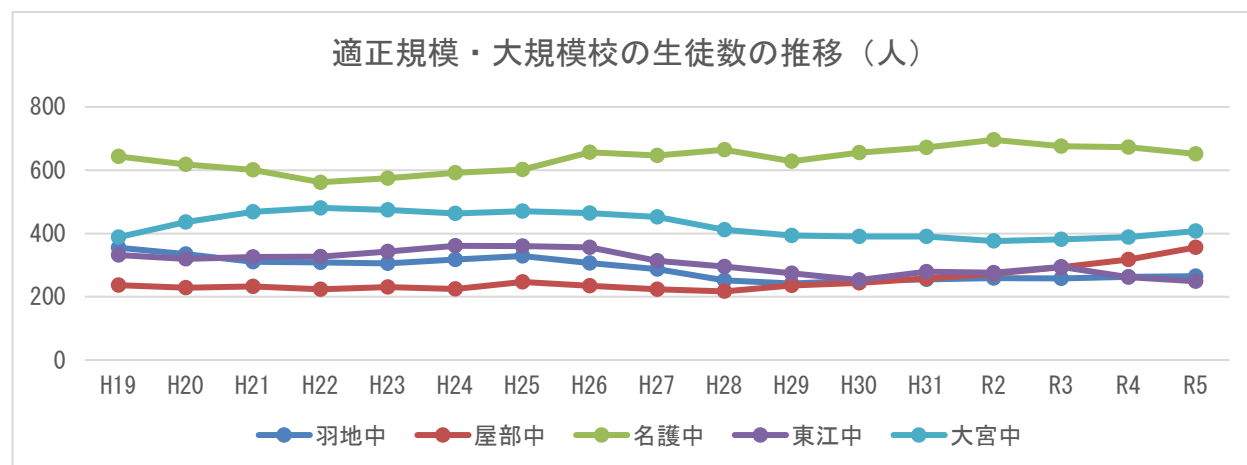
本市の中学校における小規模校の生徒数の推移は久辺中学校は平成31年から微増傾向、久志中学校は平成30年から微増で令和5年に減少し、屋我地中学校は令和2年から増加傾向となっています。



出典：名護市教育委員会

(5) 中・大規模校の傾向（中学校）

本市の中学校における中・大規模校の生徒数の推移について、名護中学校は増加傾向で大宮中学校は平成22年をピークに減少し令和2年からは微増となっています。屋部中学校は平成28年以降増加傾向であり羽地中学校と東江中学校はほぼ平衡傾向です。



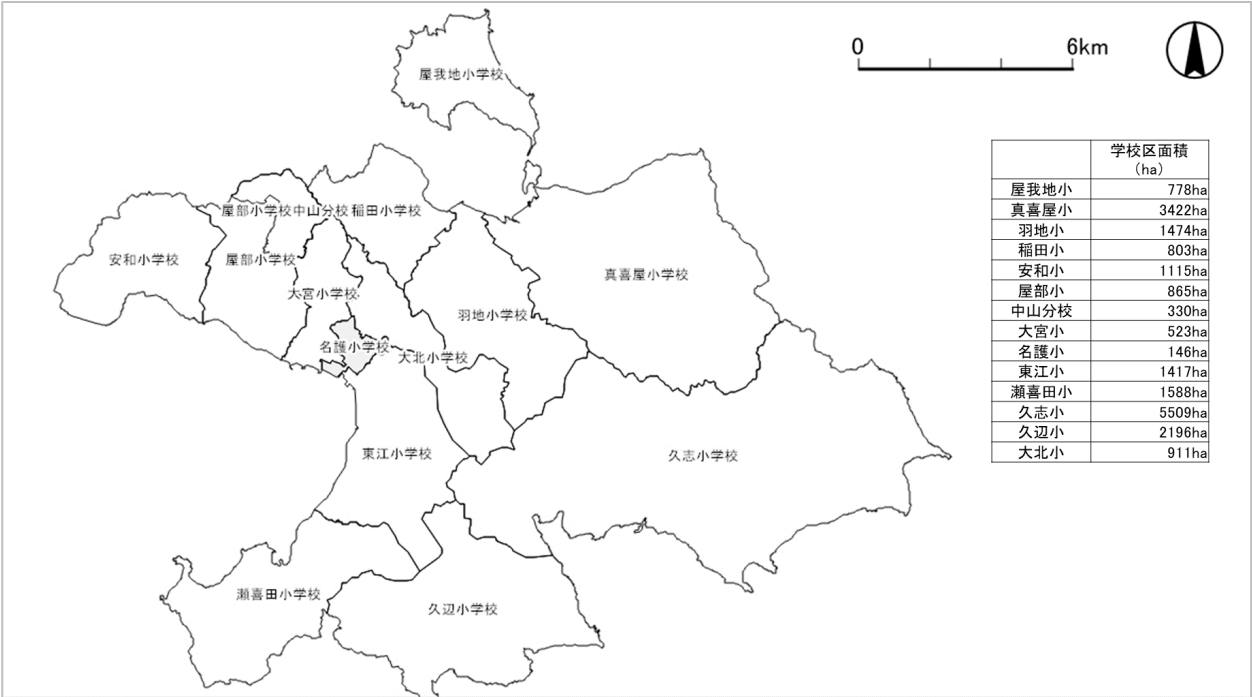
出典：名護市教育委員会

3. 学校区の現状

(1) 学校区面積

1) 小学校区面積

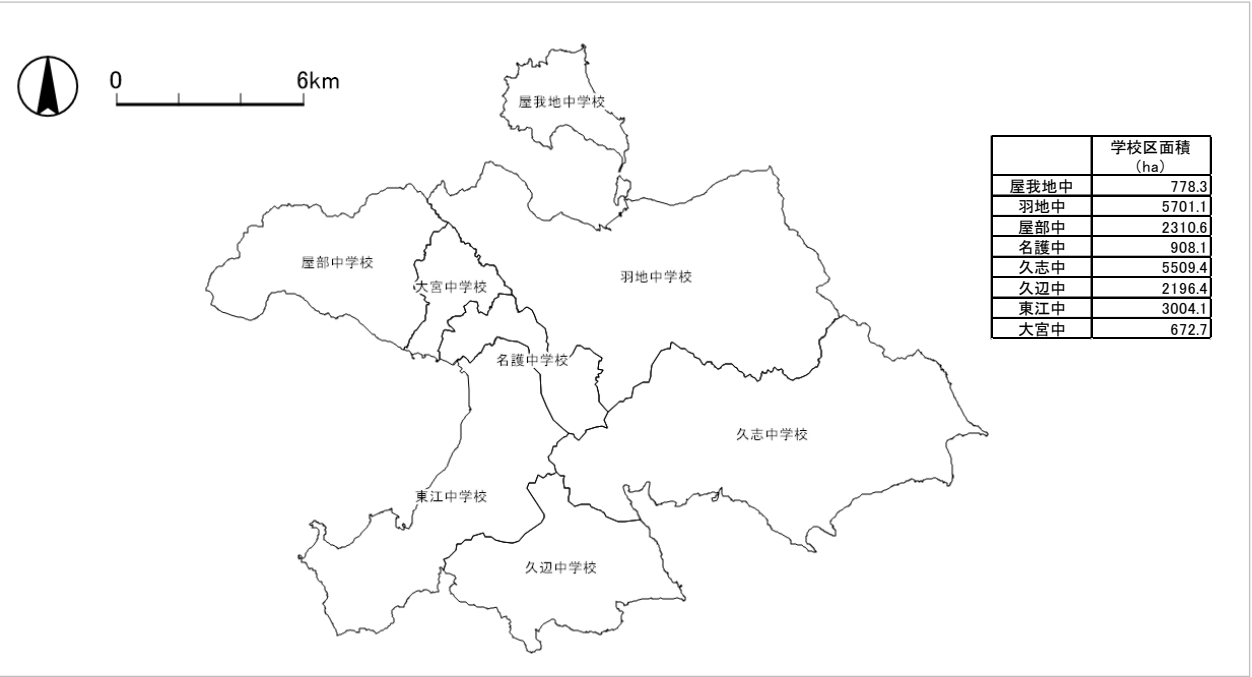
沖縄県地図情報システムにより各小学校区面積を算出したところ、小学校区の最大は久志小学校区の 5,509.4ha、最小は名護小の 146.2ha となっています。



図表2-3 小学校区面積

2) 中学校区面積

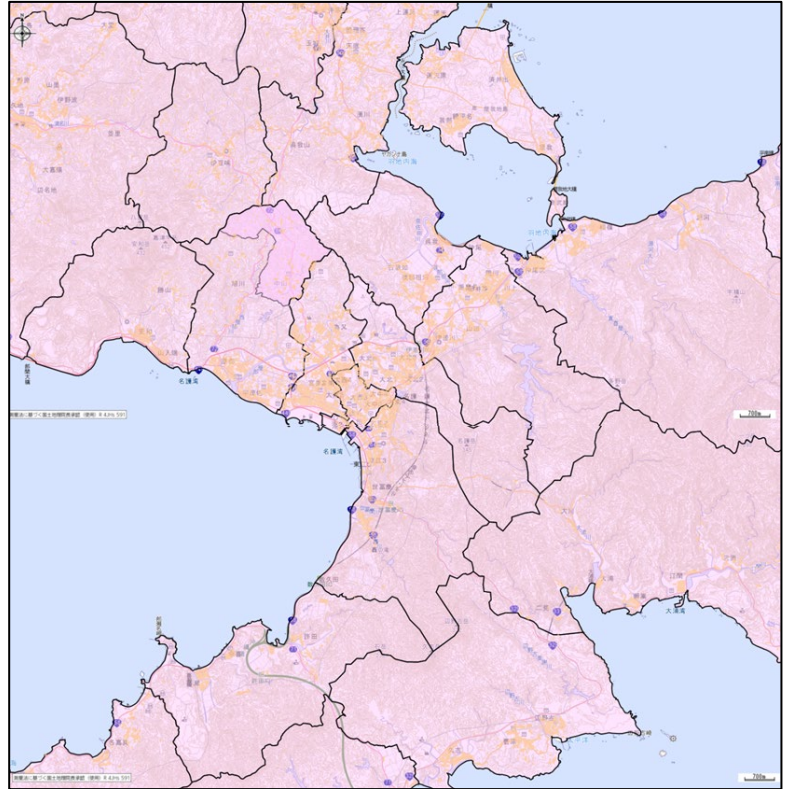
中学校区の最大は羽地中学校区の 5701.1ha であり、最小は大宮中学校区の 672.7ha となっています。



図表2-4 中学校区面積

(2) 土地利用現況

住宅地域と学校区の重ね図から現状をみると、小学校区では名護小学校区と大宮小学校区を中心に、大北小学校区、羽地小学校区、屋部小学校区と住宅地域の面積が大きく、中学校区では、名護中学校区・大宮中学校区を中心に羽地中学校区、屋部中学校区、東江中学校区と続きます。

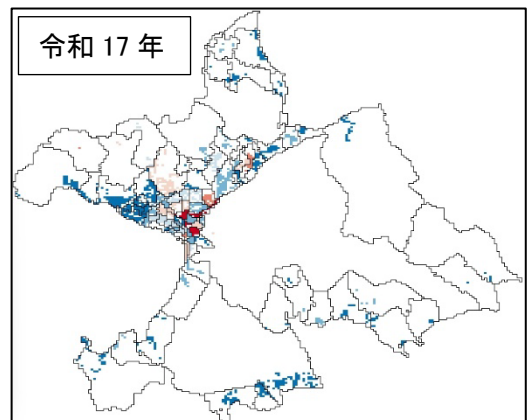
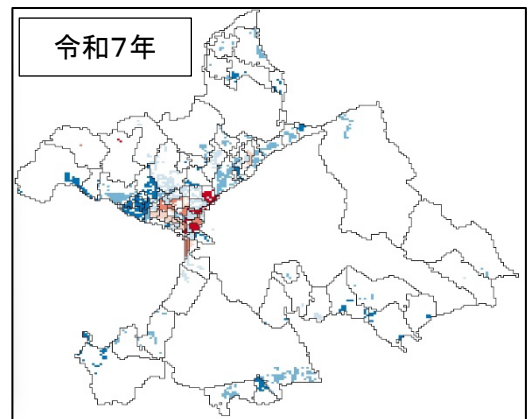
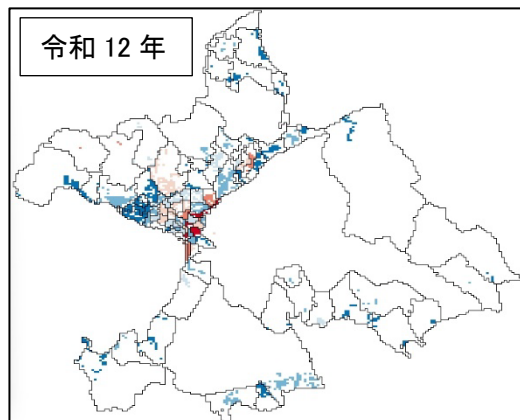


図表2-5 住宅地域と学校区

(3) 人口密度

100mメッシュの人口密度をみると、名護小を中心に大宮、屋部、大北小学校区人口密度 50 人以上のメッシュが続いています。その傾向は令和 17 年まで大きく変化せず大宮小学校の校区が人口減少がみられる程度となっています。

20	未満
20	以上40未満
40	以上60未満
60	以上80未満
80	以上100未満
100	以上

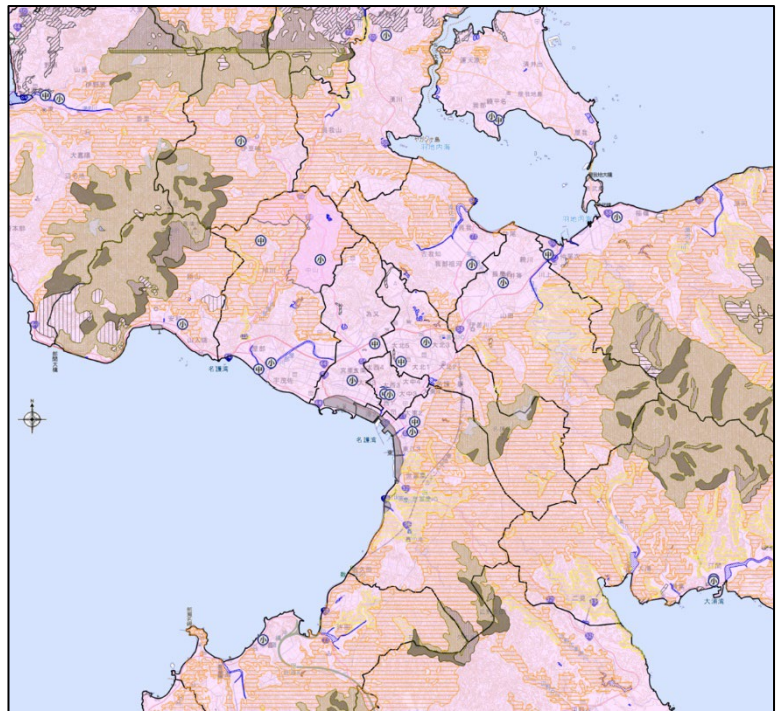


図表2-6 人口密度

(4) 通学環境

1) 校区内の高低差

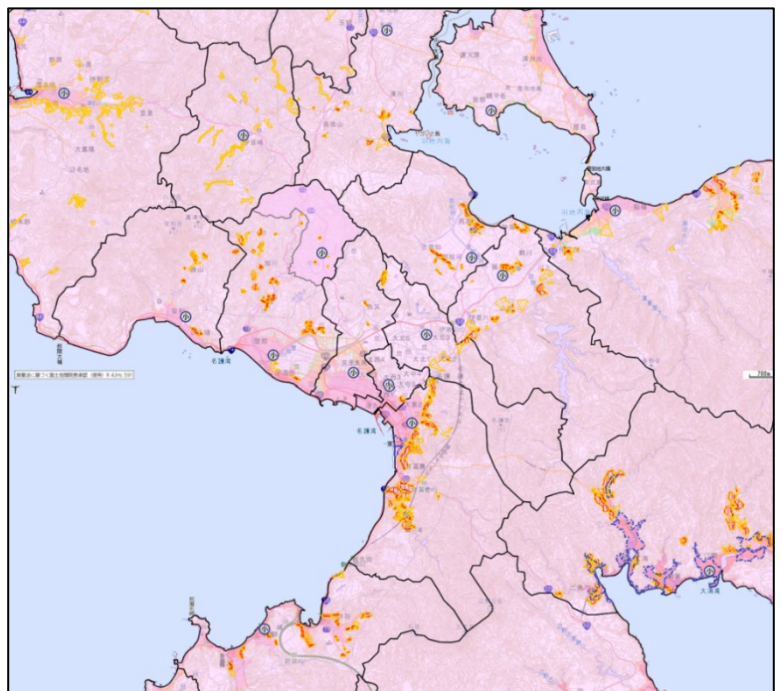
各校区の中の一般斜度 15 度以上の地区をみると、東江、大北、羽地、稲田、屋部、安和、瀬喜田の各小学校区に多く含まれ、特に安和小学校区は山地も多く含まれています。



図表2-7 15 度以上の傾斜地

2) 土砂災害警戒区域等

小中学校は住宅地域にあるため平地にある場合が多く、津波浸水予想 2.0m～5.0m の範囲にある学校が多い傾向にあります。また東江小学校、羽地小学校、東江中学校は土砂災害警戒区域や特別警戒区域が周辺に存在しています。



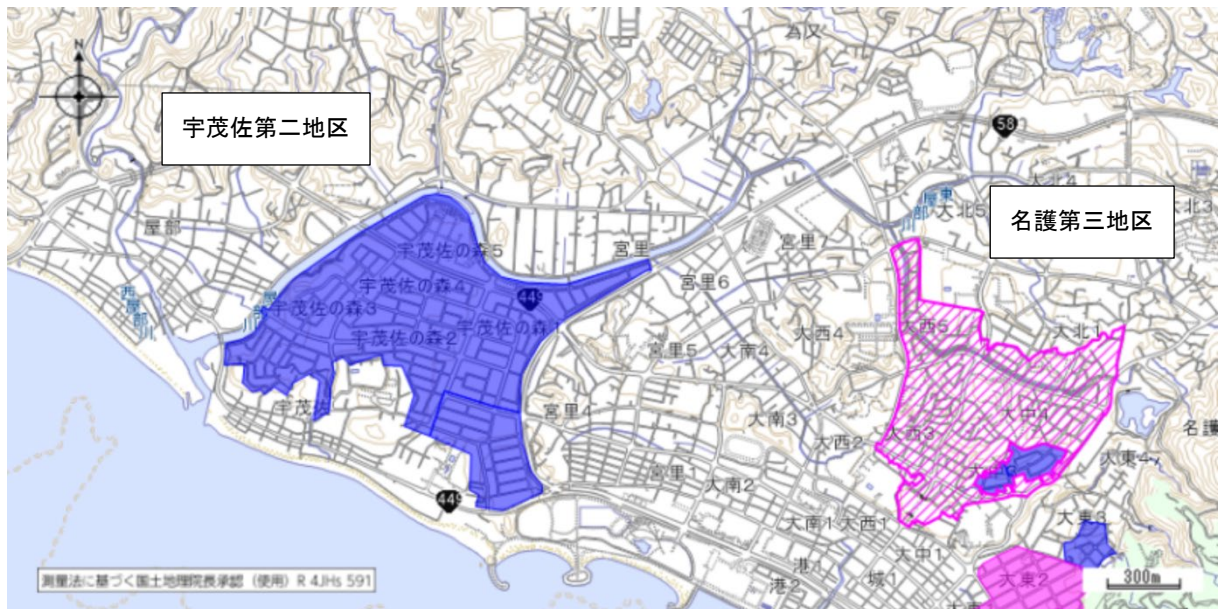
図表2-8 津波浸水予想地域・土砂災害警戒地域等

(5) 地域開発

人口の増加による児童生徒数の増加の可能性がある土地区画整理事業は以下の2事業です。いずれも、現在小学校の過大規模校となっている学校区であるため、今後の動向に注視する必要があります。

土地区画整理地区名	字名	面積	換地処分年	計画人口 (人)	計画人口 (人/ha)	住宅可能 地区面積 (ha)
宇茂佐 第二地区	宇茂佐の森1～5丁目・宇 宮里	80.2 ha	H23.7.8	5,200	65.0	約 47.6
名護 第三地区	大西 1.3.5 丁目・大北 1 丁 目・大中 2.3.4 丁目	63 ha	R2.9.4	4,800	76.2	約 41.3

出典：沖縄地図情報システム



図表2-9 土地区画整理事業

出典：名護市都市計画課

4. 学校施設の現状

(1) 小学校施設の現状

市内各小学校の学校地の面積及び建物の面積は以下のとおりです。

	校地面積(㎡)					建物面積(㎡)		
	建物敷地	運動場	実験実習 地その他	借用	合計	校舎面積	屋内運動 場面積	合計
屋我地小	9,263	7,610	8,272	0	25,145	1,999	894	2,893
真喜屋小	6,508	5,612	4,984	0	17,104	1,887	700	2,587
羽地小	10,123	9,134	3,410	0	22,667	3,792	919	4,711
稲田小	6,221	9,958	3,043	0	19,222	1,700	707	2,407
安和小	6,239	3,364	4,141	0	13,744	1,782	700	2,482
屋部小	10,486	5,583	2,988	0	19,057	4,436	1,025	5,461
中山分校	1,761	1,993	2,231	0	5,985	566	536	1,102
大宮小	7,395	5,591	626	5,543	19,155	5,260	1,215	6,475
名護小	9,045	6,667	1,498	0	17,210	5,168	1,215	6,383
東江小	8,295	7,167	4,416	0	19,878	5,168	1,215	6,383
瀬喜田小	2,860	3,306	2,505	0	8,671	2,138	700	2,838
久志小	5,750	14,424	1,334	0	21,508	2,070	0	2,070
久辺小	8,583	8,900	2,359	0	19,842	2,598	837	3,435
大北小	8,484	8,495	8,693	0	25,672	4,703	725	5,428

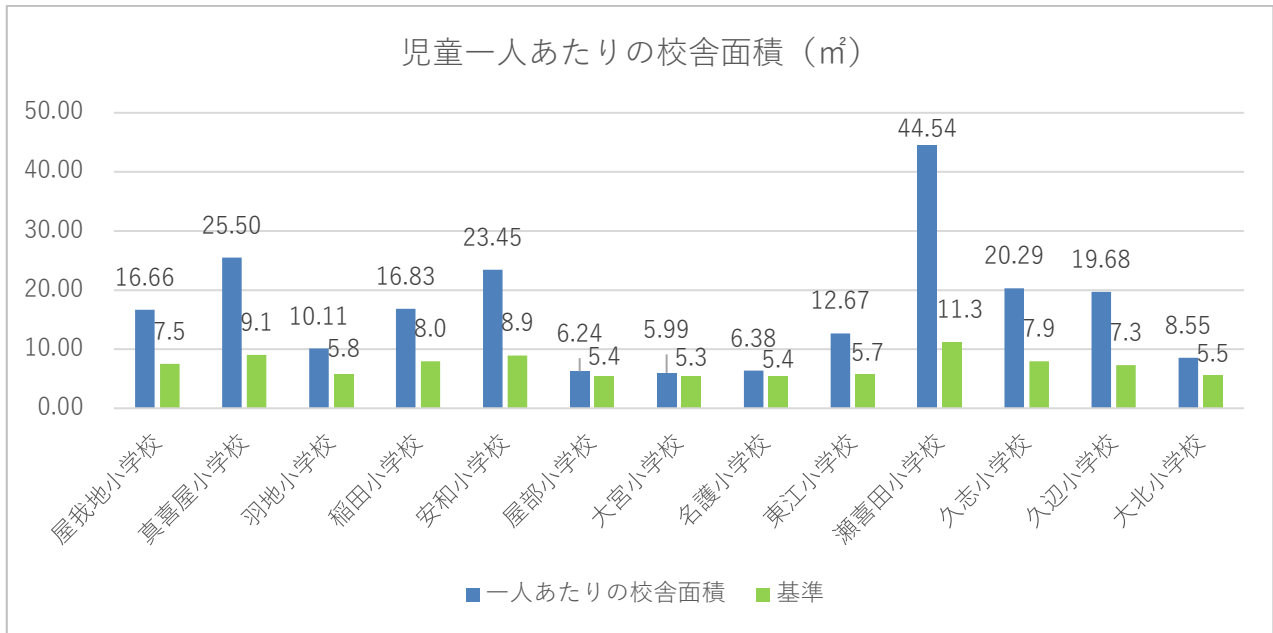
図表2-10 小学校区別校地面積および建物面積

(2) 児童一人あたりの教育施設

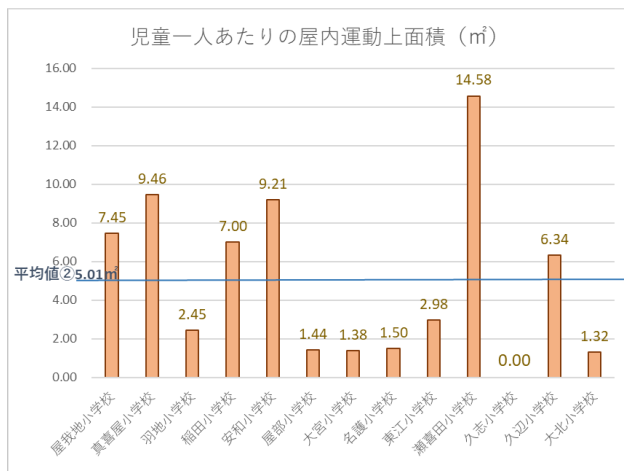
児童一人あたりの教育施設の面積について、校舎と運動場については小学校設置基準第8条「校舎及び運動場の面積等」基準との比較、屋内運動場については中山分校を除く平均値との比較を行い、その結果、校舎面積については全ての学校で基準面積を上回り、運動場面積では屋部、大宮、名護小学校が基準を下回る面積となっています。また、屋内運動場については、羽地、屋部、大宮、名護、東江、大北小学校が平均値を下回る面積となっています。

学校名	普通 学級数 (学級)	特別支援 学級数 (学級)	児童数 (人)	児童・生徒一人あたりの面積(㎡)		
				校舎	屋内 運動場	運動場
屋我地小学校	6	3	120	16.66	7.45	63.42
真喜屋小学校	6	3	74	25.50	9.46	75.84
羽地小学校	13	4	375	10.11	2.45	24.36
稲田小学校	6	1	101	16.83	7.00	98.59
安和小学校	6	2	76	23.45	9.21	44.26
屋部小学校	23	9	711	6.24	1.44	7.85
中山分校	1	1	7	80.86	76.57	284.71
大宮小学校	26	11	878	5.99	1.38	6.37
名護小学校	25	10	810	6.38	1.50	8.23
東江小学校	12	6	408	12.67	2.98	17.57
瀬喜田小学校	4	2	48	44.54	14.58	68.88
久志小学校	6	4	102	20.29	0.00	141.41
久辺小学校	6	3	132	19.68	6.34	67.42
大北小学校	18	7	550	8.55	1.32	15.45

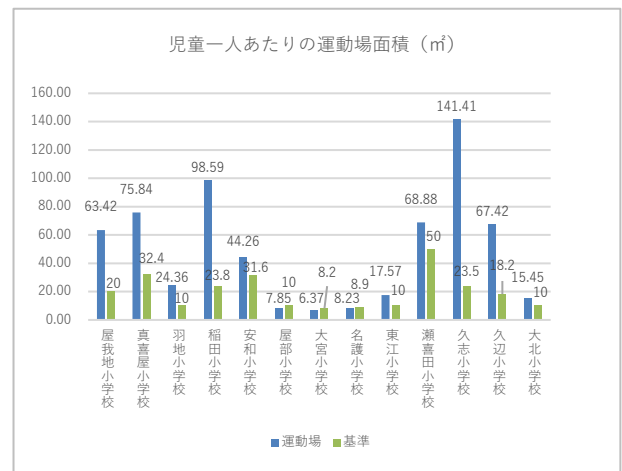
図表2-11 令和5年度児童一人あたりの教育施設



図表2-12 令和5年度児童一人あたりの校舎面積(中山分校除く)



図表2-13 令和5年度児童一人あたりの屋内運動場面積(中山分校除く)



図表2-14 令和5年度児童一人あたりの運動場面積(中山分校除く)

(3) 中学校施設の現状

市内各中学校の学校地の面積及び建物の面積は以下のとおりです。

	校地面積					建物面積		
	建物敷地	運動場	実験実習地その他	借用	合計	校舎面積	屋内運動場面積	合計
屋我地中	8,338	7,130	6,387	0	21,855	2,108	244	2,352
羽地中	11,522	11,356	9,865	0	32,743	3,853	1,426	5,279
屋部中	9,674	10,548	607	0	20,829	4,722	1,138	5,860
名護中	15,824	14,396	595	0	30,815	6,008	1,222	7,230
久志中	8,494	3,478	0	0	11,972	2,149	1,138	3,287
久辺中	11,419	9,342	1,433	0	22,194	2,208	1,106	3,314
東江中	12,088	8,700	5,221	0	26,009	5,491	1,138	6,629
大宮中	12,948	13,206	2,901	0	29,055	4,532	1,007	5,539

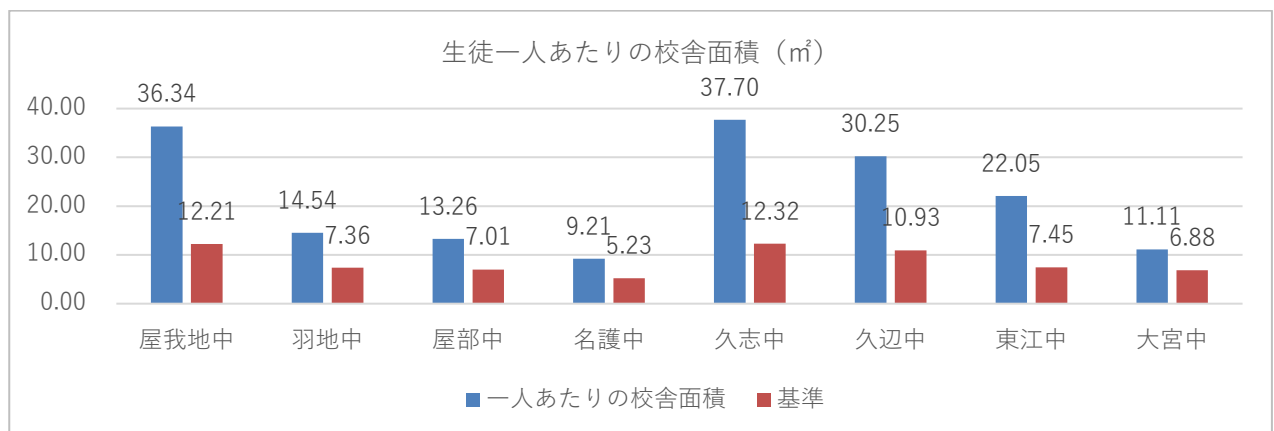
図表2-15 中学校区別校地面積および建物面積

(4) 生徒一人あたりの教育施設

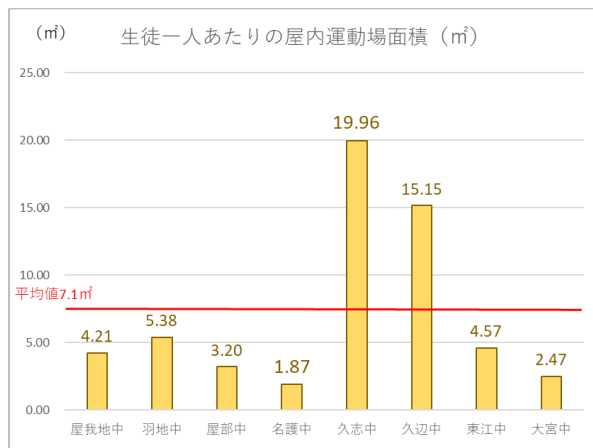
生徒一人あたりの教育施設の面積について、校舎と運動場については中学校設置基準第8条「校舎及び運動場の面積等」基準との比較、屋内運動場については平均値との比較を行い、その結果、校舎面積については全ての学校で基準面積を上回っています。また、屋内運動場については、久志、久辺中学校が平均値を上回る面積になっています。

学校名	普通学級数(学級)	特別支援学級数(学級)	児童数(人)	児童・生徒一人あたりの面積(m ²)		
				校舎	屋内運動場	運動場
屋我地中	3	3	58	36.34	4.21	122.93
羽地中	9	6	265	14.54	5.38	42.85
屋部中	11	6	356	13.26	3.20	29.63
名護中	18	11	652	9.21	1.87	22.08
久志中	3	2	57	37.70	19.96	61.02
久辺中	3	2	73	30.25	15.15	127.97
東江中	8	6	249	22.05	4.57	34.94
大宮中	12	5	408	11.11	2.47	32.37

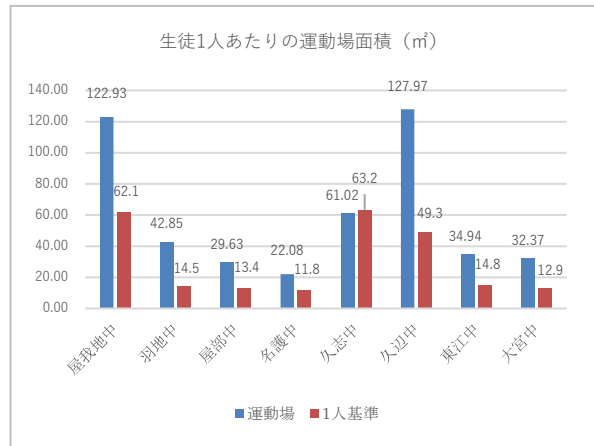
図表2-16 令和5年度生徒一人あたりの教育施設



図表2-17 令和5年度生徒一人あたりの校舎面積



図表2-18 令和5年度生徒一人あたりの屋内運動場面積



図表2-19 令和5年度生徒一人あたりの運動場面積

5. 児童生徒数及び学級数の推計

(1) 推計の方法

当調査における推計方法について、住民基本台帳の実績人口データに基づく推計とすることを前提に各学校区児童数を導き出すため必要なデータを検討した結果、コーホート変化率法にすることとします。

コーホート変化率法の基本的な考えと流れは下記に示すとおりです。

① 1歳以上の各年齢別人口の推計

コーホート変化率法において、1歳以上の年齢における男女別・各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率」を乗じることによって、推計することができます。

(t+1)年4月1日時点の男女別(n+1)歳人口＝

$$\begin{aligned} & t \text{ 年 4 月 1 日 時点の男女別 } n \text{ 歳人口} \times t \text{ 年 4 月 1 日の男女 } (n+1) \text{ 歳人口} \\ & \div (t-1) \text{ 年 4 月 1 日 時点の男女別 } n \text{ 歳人口} \end{aligned}$$

② 0歳人口の推計

将来出生率の仮定

s 年度における女子出生率＝

$$\begin{aligned} & s \text{ 年 4 月 1 日から } (s+1) \text{ 年 3 月 31 日の母親出生者数} \\ & \div s \text{ 年 10 月 1 日 時点の女子人口 (※過去 3 期の平均値)} \end{aligned}$$

将来出生数の推計

$$t \text{ 年 4 月 1 日} \sim (t+1) \text{ 年 3 月 31 日の出生数} = t \text{ 年 10 月 1 日の女子人口} \times \text{女子平均出生率}$$

1) 人口推計の流れ

具体的な推計の流れは次のとおりです。

1歳以上の人口推計

- ① 過去6年間5期の変化率を行政区小計ごとに集計しその平均値を算出
- ② 2023年の各行政区人口に、変化率をかけ1歳以上人口推計を算出
- ③ 変化率が150%以上・50%以下の行政区小計の変化率については市全体の変化率で補正する(行政区小計人口が少ない場合は変化率の数字が大きくなる場合があるため)

0歳児の人口推計

- ① 過去3年間の出生者を女性(20～44歳)の人口で除して出生率の平均値を算出
- ② 各年行政区別推計人口の女性(20～44歳)の人口に出生率をかけ、0歳児人口の推計を算出する
- ③ 各行政区の女性推計人口が大きく変化する地区については、市全体の変化率を採用する

2) 土地区画整理事業等人口増加の著しい増加した地区の補正

市内で行われている土地区画整理事業による児童生徒の人口に影響を与えることが想定された2地区のうち、宇茂佐第2地区については、ほぼ土地区画整理事業の影響が終了しつつあると判断し、2024年以降の変化率を、市全体の変化率とします。

3) 特別支援学級の児童生徒数及び学級数の推計

特別支援学級の児童・生徒数は増加傾向にありその総数から学級数を推計すると、過大となる可能性があるため、過去3年の学校別支援内容別特別支援児童生徒率の平均が将来的にも維持するとして推計します。該当する年齢の児童生徒数に対する各学校支援の内容別の人数割合の平均値を、推計年の該当年齢児童生徒数にかけて算出します。各学校の特別支援学級数については、内容別に8名を基準に学級数を推計します。

4) 普通学級児童生徒数の推計

新規小中学校1年生の推計は、該当する年齢の推計人口に、過去5期の該当する年齢の児童生徒数に対する各学校の新1年生の率の平均値をかけ算出します。2年生以降は、1年生の児童生徒数に、各学年の進級率の過去5期の平均値をかけ算出します。それらの合計値で、各学校の推計年の児童生徒数とします。また、推計年の児童生徒数全体から前述の各学校の児童生徒数総数を引いた数を市外の学校等へ進学した児童生徒数とします。

5) 複式学級数の補正

4)の普通学級児童生徒数推計から基本的に小学校1、2年生は30名、他は35名を基準に学級数を推計します。また、小規模校の場合1年生を含む場合は、8人以下それ以外の学年は16人以下で基本的には1・2年、3・4年、5・6年で複式学級として推計します。

6) 最終学級数の推計

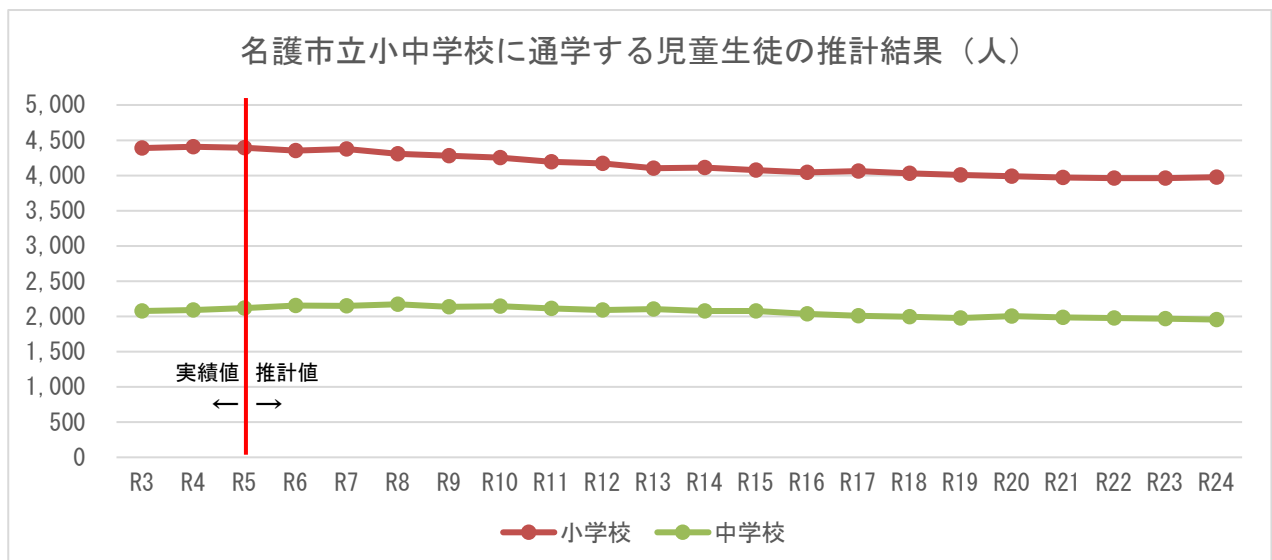
上記3)特別支援学級数及び4)の普通学級数を加え、5)の複式学級の補正を行い、最終学級数推計とします。

(2) 推計結果

1) 名護市立小学校に通学する児童数の推計

名護市立小学校に通学する児童数は令和4年をピークに減少傾向となり、令和20年には4千人を下回り、令和24年にはピーク時の令和4年から約430人が減少する推計となります。

名護市立中学校に通学する生徒数は推計によると、令和8年に2,172人とピークを迎え、その後やや減少傾向となります。

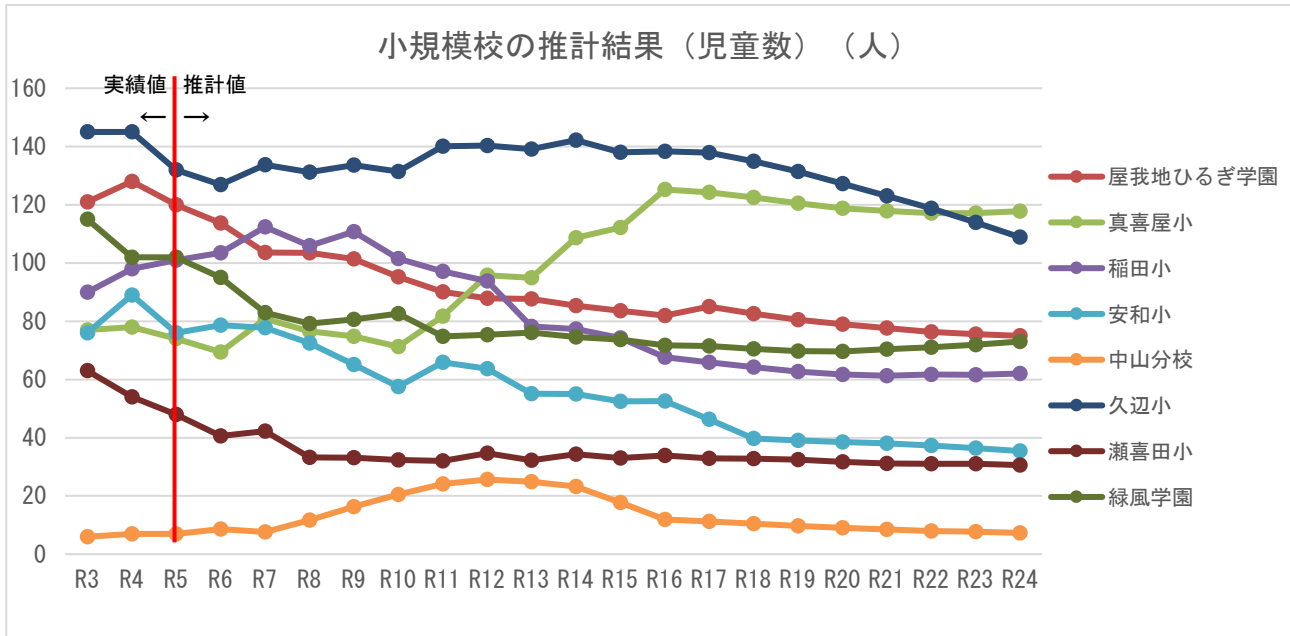


	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
小学校	4,388	4,407	4,392	4,351	4,373	4,306	4,282	4,252	4,195	4,170	4,101
中学校	2,076	2,090	2,118	2,155	2,150	2,172	2,136	2,147	2,112	2,092	2,102
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
小学校	4,110	4,076	4,045	4,062	4,029	4,007	3,988	3,973	3,962	3,962	3,975
中学校	2,075	2,077	2,037	2,008	1,994	1,975	2,005	1,985	1,977	1,968	1,955

2) 小学校別児童数推計

①小規模校の推計

市内 14 校の小学校のうち、8 校が小規模校です。なかでも中山分校（1 年生～4 年生）において、児童数のピークは令和 12 年の 26 人となりますが、その後は減少が続きます。一方で真喜屋小においては、令和 10 年から増加し、令和 16 年に 125 人と最も多い児童数となります。

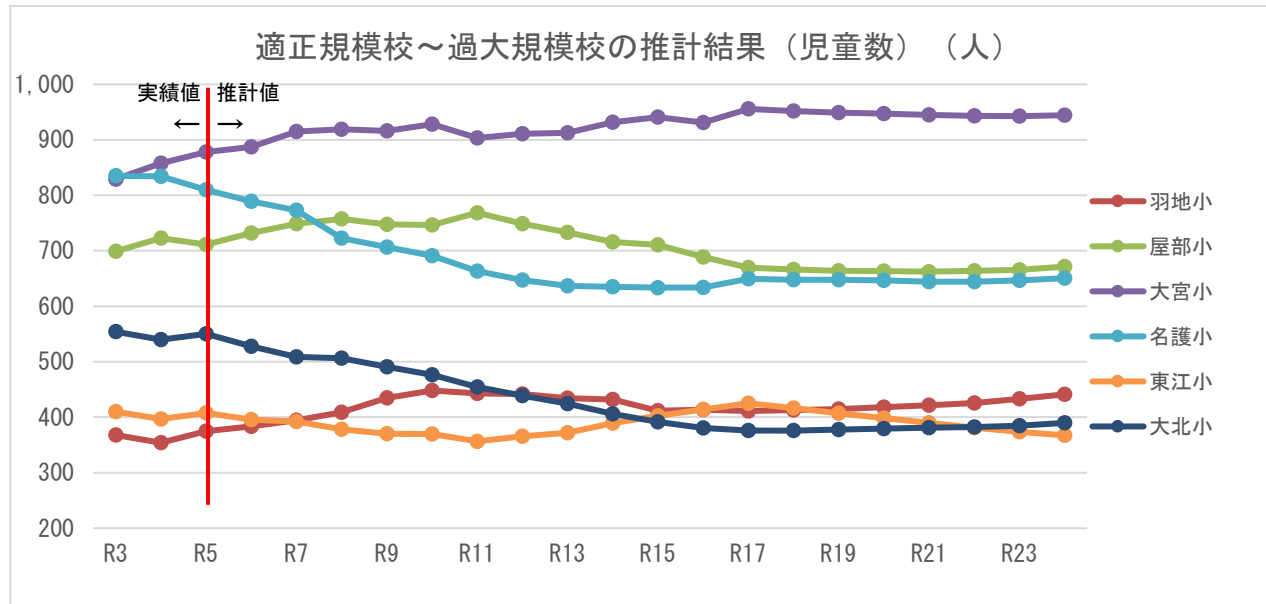


	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
屋我地ひるぎ学園	121	128	120	114	104	103	101	95	90	88	88
真喜屋小	77	78	74	69	81	77	75	71	82	96	95
稲田小	90	98	101	103	112	106	111	102	97	94	78
安和小	76	89	76	79	78	73	65	57	66	64	55
中山分校	6	7	7	9	8	12	16	20	24	26	25
久辺小	145	145	132	127	134	131	134	131	140	140	139
瀬喜田小	63	54	48	41	42	33	33	32	32	35	32
緑風学園	115	102	102	95	83	79	81	83	75	75	76
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
屋我地ひるぎ学園	85	84	82	85	83	80	79	78	76	76	75
真喜屋小	109	112	125	124	122	120	119	118	117	117	118
稲田小	77	74	68	66	64	63	62	61	62	62	62
安和小	55	52	53	46	40	39	39	38	37	36	35
中山分校	23	18	12	11	11	10	9	9	8	8	7
久辺小	142	138	138	138	135	131	127	123	119	114	109
瀬喜田小	34	33	34	33	33	33	32	31	31	31	31
緑風学園	75	74	72	72	71	70	70	70	71	72	73

※中山分校は1～4年生まで

②適正規模校・大規模校・過大規模校の推計

市内 14 校の小学校のうち、6 校が適正規模校～過大規模校です。特に大宮小においては、令和 7 年には 900 人を超え継続的に増加します。また、屋部小においては令和 8 年に名護小の児童数を超え令和 11 年まで増加傾向で推移し、その後減少傾向となりますが、市内小学校で 2 番目に多い児童数で推移します。



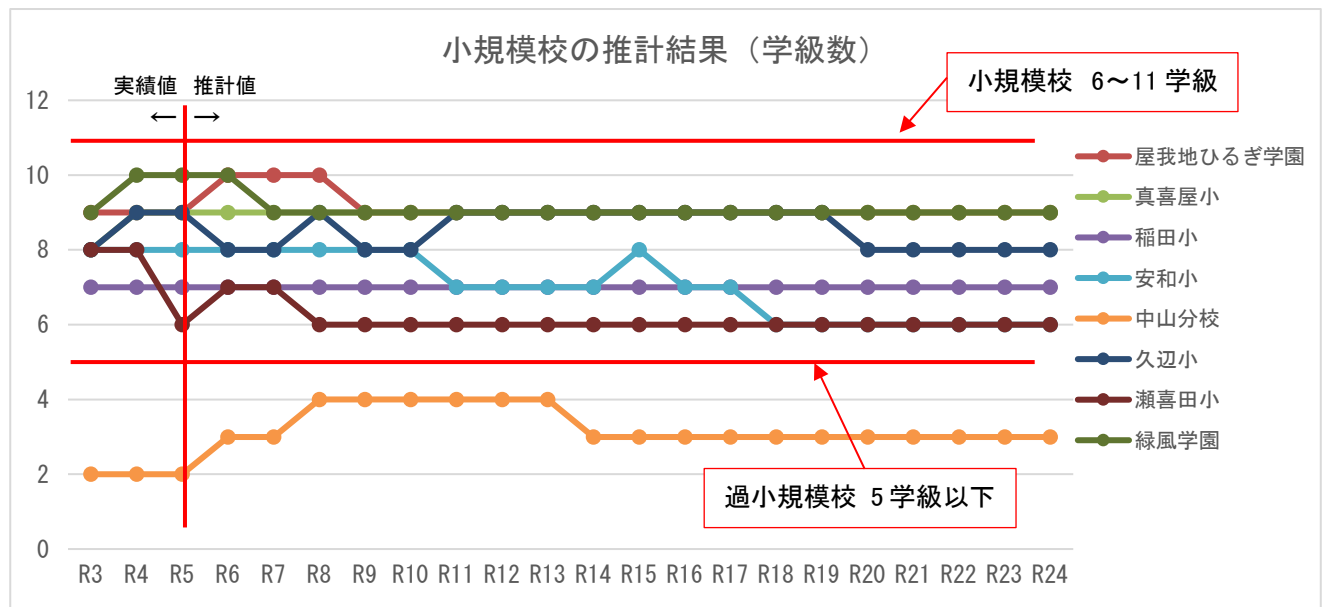
	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
羽地小	368	354	375	384	395	409	435	448	443	442	434
屋部小	699	723	711	732	749	758	747	746	768	749	733
大宮小	829	858	878	887	915	919	916	928	904	911	912
名護小	835	834	810	789	773	723	707	691	663	647	637
東江小	410	397	408	396	392	378	370	370	357	365	372
大北小	554	540	550	528	509	507	491	476	454	439	424
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
羽地小	432	412	413	411	413	415	418	422	426	433	441
屋部小	716	710	689	669	666	664	663	662	664	666	671
大宮小	931	941	931	956	952	949	947	945	943	943	944
名護小	635	634	634	650	648	648	646	644	644	647	651
東江小	389	403	414	425	417	407	398	390	381	374	367
大北小	406	392	380	376	376	378	380	381	382	385	390

3) 小学校別学級数推計

前述の児童数の推計より、1～2年生は30人、3～6年生は35人の少人数制クラス編成として学級数を推計しました。

①小規模校の推計

小規模校である8校のうち、7校は小規模校、1校が過小規模となります。小規模校、過小規模校のなかでも3校において複式学級となり、中山分校は全学級が複式学級となる年もあります。



	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
屋我地ひるぎ学園	9(3)	9(3)	9(3)	10(4)	10(4)	10(4)	9(4)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
真喜屋小	8(2)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
稲田小	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)
安和小	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	7(2)	7(2)	7(2)
中山分校	2(1)	2(1)	2(1)	3(1)	3(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)	4(1)
久辺小	8(2)	9(2)	9(3)	8(2)	8(2)	9(3)	8(2)	8(2)	9(3)	9(3)	9(3)
瀬喜田小	8(2)	8(2)	6(2)	7(2)	7(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
緑風学園	9(3)	10(4)	10(4)	10(4)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
屋我地ひるぎ学園	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
真喜屋小	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)
稲田小	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)
安和小	7(2)	8(2)	7(2)	7(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
中山分校	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
久辺小	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)	8(2)
瀬喜田小	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)	6(2)
緑風学園	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)	9(3)

一部の学年に複式学級がある

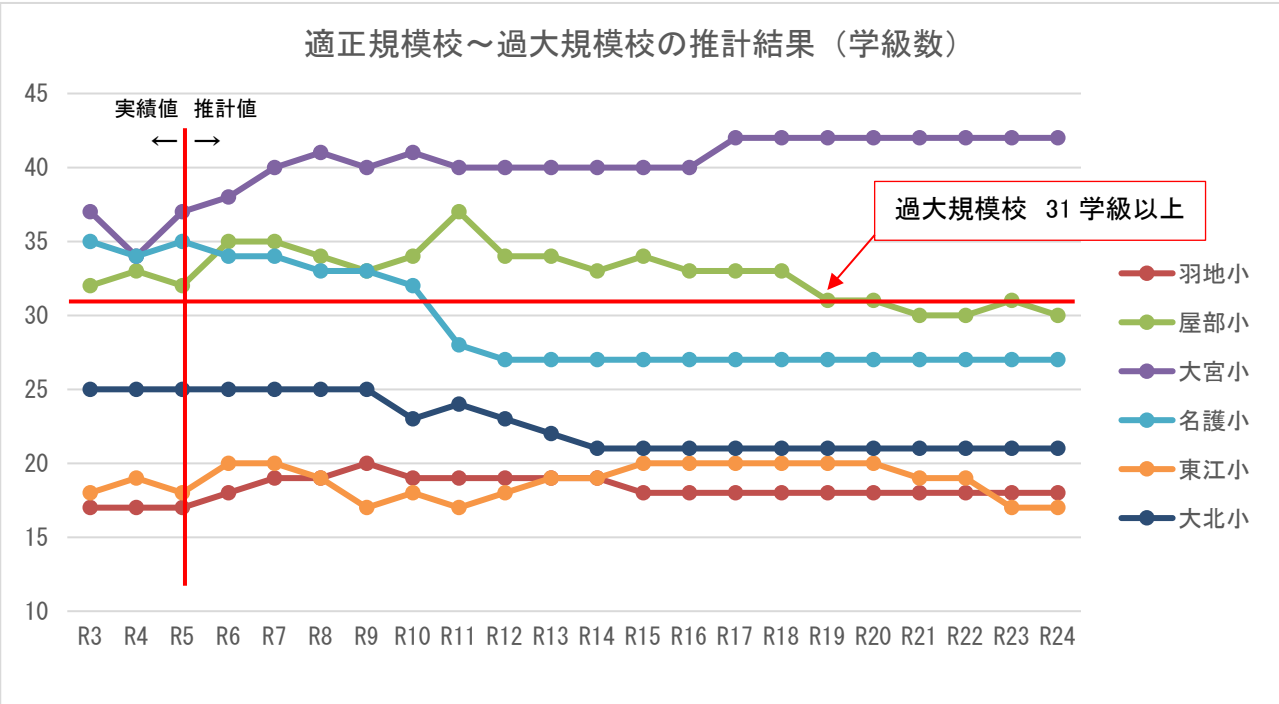
全学年が複式学級となる

※（ ）内は特別支援学級

※中山分校は1～4年生まで

②適正規模校・大規模校・過大規模校の推計

適正規模校～過大規模校となる6校のうち、屋部小、大宮小、名護小で過大規模校となります。特に屋部小、大宮小においては40学級に近い状況が複数年にわたり発現することから、適正規模化に向けた対応が必要です。



	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
羽地小	17(6)	17(4)	17(4)	18(4)	19(4)	19(4)	20(4)	19(4)	19(4)	19(4)	19(4)
屋部小	32(8)	33(9)	32(9)	35(10)	35(10)	34(10)	33(10)	34(10)	37(11)	34(10)	34(10)
大宮小	37(8)	34(8)	37(11)	38(11)	40(11)	41(11)	40(11)	41(11)	40(11)	40(11)	40(11)
名護小	35(8)	34(8)	35(10)	34(9)	34(9)	33(9)	33(9)	32(9)	28(7)	27(7)	27(7)
東江小	18(5)	19(6)	18(6)	20(6)	20(6)	19(6)	17(5)	18(6)	17(5)	18(5)	19(5)
大北小	25(6)	25(7)	25(7)	25(7)	25(7)	25(7)	25(7)	23(7)	24(7)	23(7)	22(7)
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
羽地小	19(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)	18(4)
屋部小	33(10)	34(10)	33(10)	33(10)	33(10)	31(10)	31(10)	30(10)	30(10)	31(10)	30(10)
大宮小	40(11)	40(11)	40(11)	42(12)	42(12)	42(12)	42(12)	42(12)	42(12)	42(12)	42(12)
名護小	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)	27(7)
東江小	19(5)	20(6)	20(6)	20(6)	20(6)	20(6)	20(6)	19(6)	19(6)	17(5)	17(5)
大北小	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)	21(7)

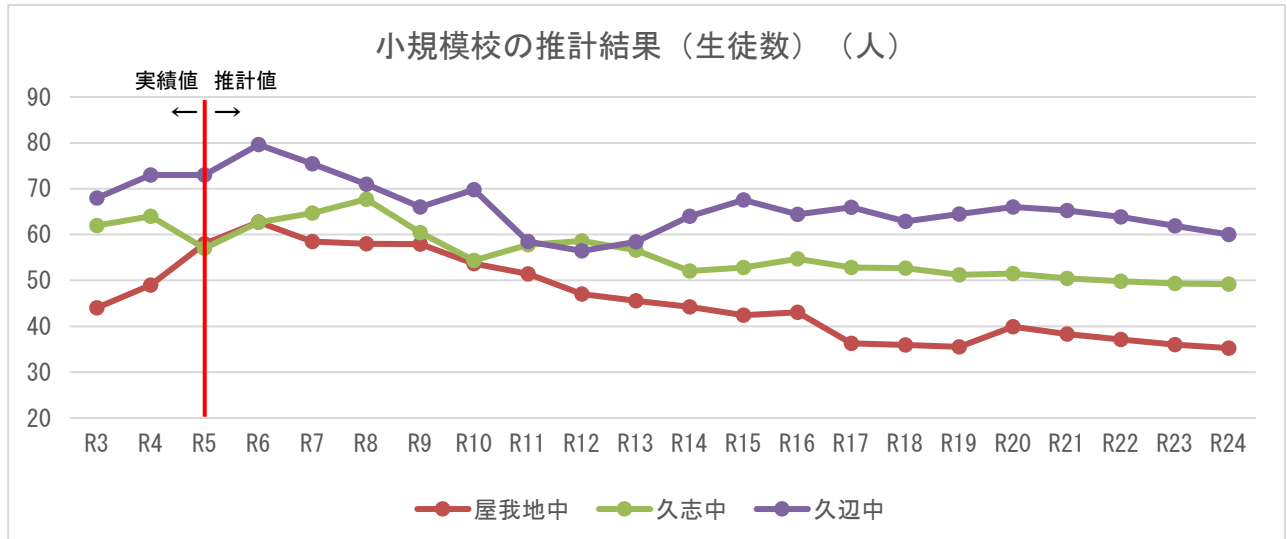
過大規模校を示す

※（ ）内は特別支援学級

4) 中学校別生徒数推計

①小規模校の推計

市内8校の中学校のうち、3校が小規模校となっています。小規模校のそれぞれの中学校で令和24年まで多少の増減はありますが、全体的に減少傾向となります。特に屋我地中においては令和6年に63人のピークを迎え、その後減少していきます。

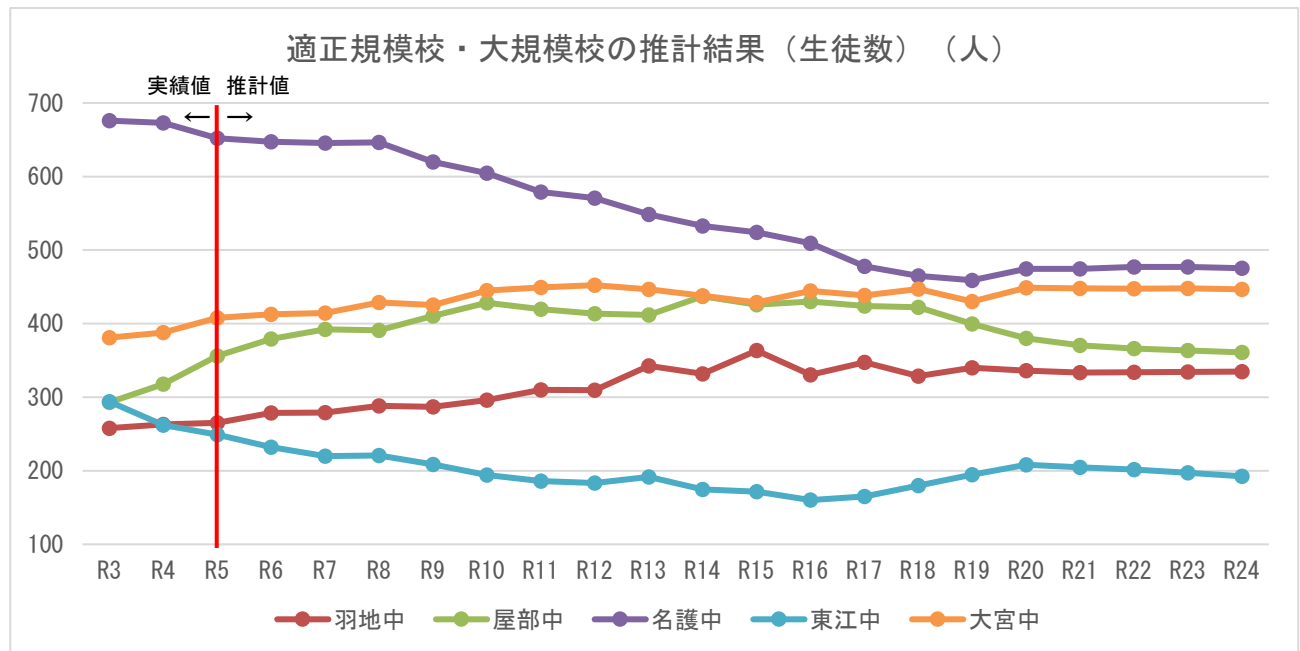


	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
屋我地中	44	49	58	63	59	58	58	54	51	47	46
久志中	62	64	57	63	65	68	60	54	58	59	57
久辺中	68	73	73	80	75	71	66	70	58	56	58
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
屋我地中	44	42	43	36	36	35	40	38	37	36	35
久志中	52	53	55	53	53	51	51	50	50	49	49
久辺中	64	68	64	66	63	64	66	65	64	62	60

②適正規模校・大規模校の推計結果

市内8校のうち、5校が適正規模校・大規模校となり、中学校において過大規模校はありません。大規模校である名護中は令和3年に生徒数のピークを迎え、その後減少していきます。大宮中においては、令和5年に400人を超え、その後は400人を下回ることなく、やや増加傾向を保ちながら推移します。

適正規模校の中でも、東江中は減少傾向で令和10年には200人を下回り、小規模校となることが推測されます。



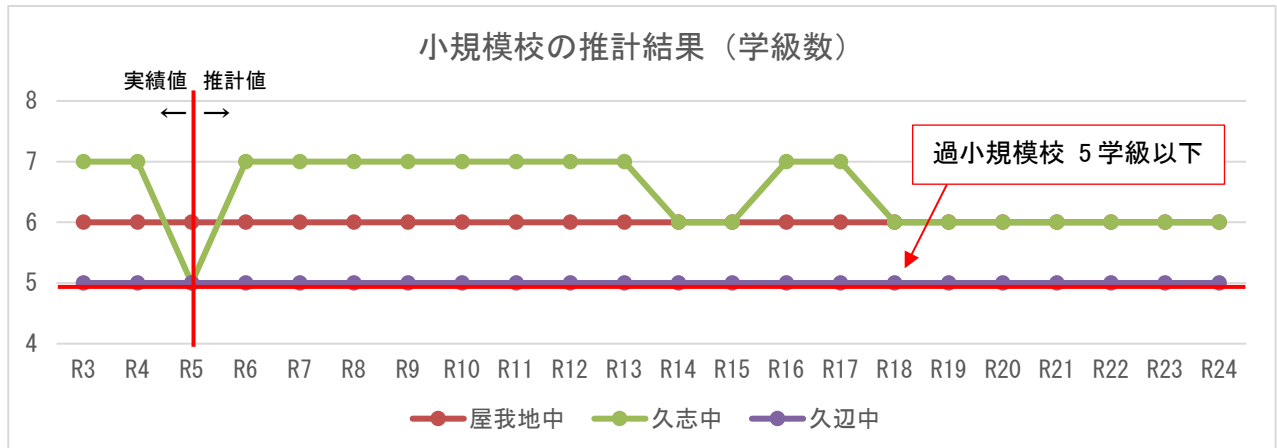
	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
羽地中	258	263	265	278	279	288	287	296	310	310	343
屋部中	293	318	356	379	392	391	411	428	420	414	412
名護中	676	673	652	647	646	646	620	605	579	571	549
東江中	294	262	249	232	220	221	209	194	186	183	192
大宮中	381	388	408	413	415	429	425	445	449	452	447
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
羽地中	332	363	331	348	329	340	336	334	334	335	335
屋部中	437	426	430	424	422	400	380	371	366	364	361
名護中	533	524	509	478	465	459	475	475	477	477	475
東江中	175	172	160	165	180	195	208	205	201	197	193
大宮中	438	429	444	439	447	430	449	448	448	448	447

5) 中学校別学級数推計

①小規模校の推計

小規模校においては、久志中が令和5年に実績値として2学級減少しますが、令和6年からの推計では3校とも一定数を維持します。久辺中は5学級で過小規模校の状態で推移します。

いずれの中学校も複式学級となる年はありません。

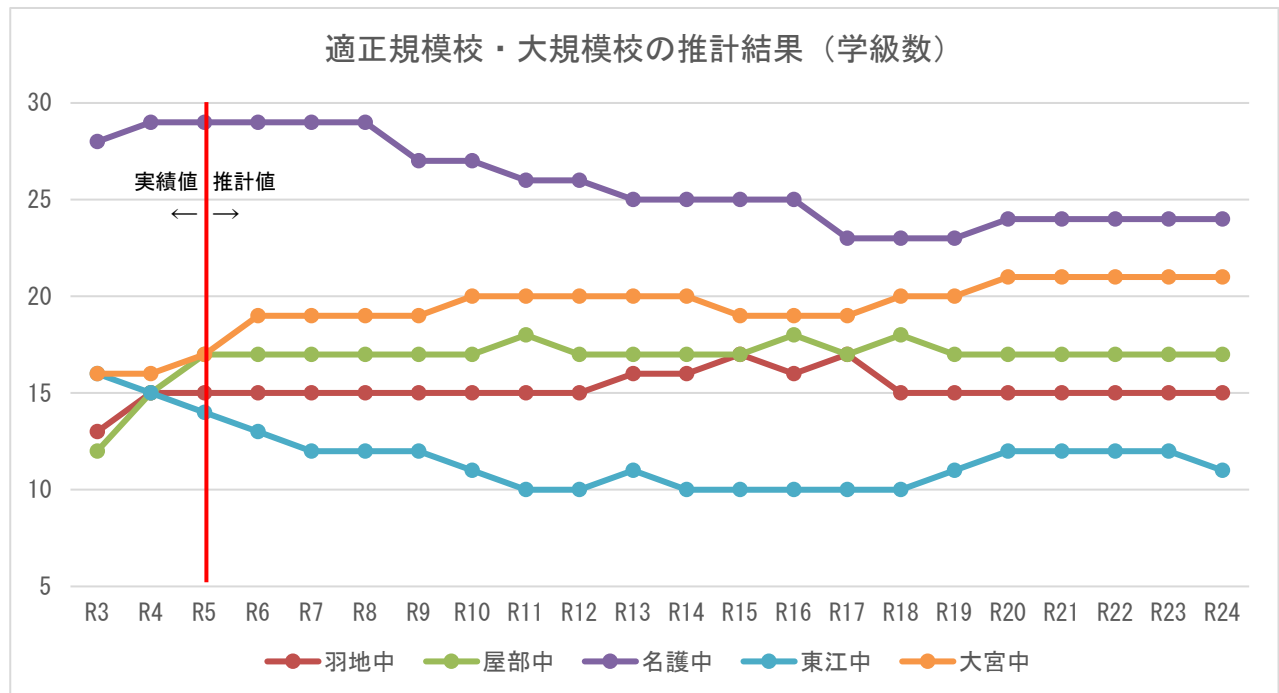


	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
屋我地中	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)
久志中	7(4)	7(4)	5(2)	7(4)	7(4)	7(4)	7(4)	7(4)	7(4)(4)	7(4)	7(4)
久辺中	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
屋我地中	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)
久志中	6(3)	6(3)	7(4)	7(4)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)
久辺中	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)

※ () 内は特別支援学級

②適正規模校・大規模校の推計結果

適正規模校・大規模校における学級数について、名護中が最も多い状態で推移します。令和4年から令和8年にかけて29学級となり、指定校変更等による生徒数の増加により過大規模校になる可能性もあります。一方で東江中は令和11年から10学級となる年があり、指定校変更等による生徒数の減少により小規模校となる可能性もあります。



	実績値			推計値							
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
羽地中	13(4)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	16(6)
屋部中	12(3)	15(5)	17(6)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)	18(5)	17(5)	17(5)
名護中	28(10)	29(11)	29(11)	29(11)	29(11)	29(11)	27(10)	27(10)	26(10)	26(10)	25(10)
東江中	16(6)	15(6)	14(6)	13(6)	12(6)	12(6)	12(6)	11(5)	10(4)	10(4)	11(5)
大宮中	16(4)	16(4)	17(5)	19(6)	19(6)	19(6)	19(6)	20(6)	20(6)	20(6)	20(6)
	推計値										
	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
羽地中	16(6)	17(6)	16(6)	17(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)	15(6)
屋部中	17(5)	17(5)	18(5)	17(5)	18(5)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)	17(5)
名護中	25(10)	25(10)	25(10)	23(9)	23(9)	23(9)	24(9)	24(9)	24(9)	24(9)	24(9)
東江中	10(4)	10(4)	10(4)	10(4)	10(4)	11(5)	12(6)	12(6)	12(6)	12(6)	11(5)
大宮中	20(6)	19(6)	19(6)	19(6)	20(6)	20(6)	21(6)	21(6)	21(6)	21(6)	21(6)

※（ ）内は特別支援学級

6. 現状と課題の整理

(1) 小学校

1) 現状と将来予測

前述までの内容より、各校区の現状と将来予測を整理します。

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	児童数これまでの傾向(10年)	児童数これからの予測(20年)	普通学級数これからの予測(20年)
	校区面積 778ha		小規模校		
屋我地小学校	・地形は平坦で斜面も少なく住宅地域は分散している	・校舎面積以外は平均値を上回る	・児童数小中一貫校化(h28)時から増加 R5に減少	・全体的に減少傾向である	・令和8年までは10学級でその後9学級となる
	校区面積 3422ha		小規模校		
真喜屋小学校	・住宅地域は海岸線沿いに集中し背後は斜面地となっている	・全ての施設において平均値を上回っている	・減少傾向である	・令和16年まで増加傾向となりその後微減となる	・9学級で推移
	校区面積 1474ha		適正規模校		
羽地小学校	・平均的な校区面積・幹線道路に沿って住宅地域が広がり・近くに土砂災害特別計画区域あり	・校舎面積が平均値を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数が微増である	・令和10年までは増加しその後ほぼ一定となる	・令和9年に20学級まで増加しその後令和14年まで19学級、その後は18学級と減少する
	校区面積 803ha		小規模校		
稲田小学校		・全ての施設において平均値を上回っている	・ほぼ一定でR3から増加である	・令和9年までは増加傾向でその後減少し令和20年からはほぼ一定となる	・7学級で推移
	校区面積 1115ha		小規模校		
安和小学校	・校区内に多くの斜面地 ・海岸沿いに住宅地域広がる	・運動場面積は基準を下回る	・H29～R4まで増加後 R5減少	・継続的に減少傾向となる	・令和10年まで8学級でその後7学級となる ・複式学級が発生する
	校区面積 865ha		過大規模校		
屋部小学校	・校区内に土地区画整理地区がある ・学校(分校も含め)近くに土砂災害特別警戒区域がある ・海岸部中心に住宅地域広がる	・校舎面積が平均値を下回る ・運動場面積は基準を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数増加傾向で R5に減少	・令和11年までは増加傾向となりその後減少し令和17年からはほぼ一定となる	・令和20年まで31学級の過大規模校となりその後30学級に減少する
	校区面積 330ha		過小規模校		
中山分校		・全ての施設において平均値を上回っている	・減少傾向である	・令和12年までは増加しその後減少し令和17年からはほぼ一定となる	・令和8年には4学級となるが、令和14年から再び3学級となる ・継続的に複式学級が発生する

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	児童数これまでの傾向(10年)	児童数これからの予測(20年)	普通学級数これからの予測(20年)
	校区面積 523ha		過大規模校		
大宮小学校	・0-14歳の人口密度比較的高い ・校区の多くの地域で住宅地域広がる	・校舎面積が平均値を下回る ・運動場面積は基準を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数市内最大で微増である	・今後も微増傾向となる。 ・市内最大児童数である	・令和8年まで41学級と増加しその後しばらく40学級を維持するが令和17年から再び42学級に増加する
	校区面積 146ha		過大規模校		
名護小学校	・校区面積最小である ・0-14歳の人口密度高い ・校区内に土地整理地区・校区全体に住宅地域広がる	・校舎面積が平均値を下回る ・運動場面積は基準を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数微増最大規模でR4から減少	・令和16年までは減少傾向となりその後一定となる	・令和12年に27学級まで減少しその後27学級を維持する
	校区面積 1417ha		適正規模校		
東江小学校	・比較的近くに土砂災害特別計画区域がある	・校舎面積が平均値を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数減少傾向でR5に微増	・令和11年までが微減傾向となりその後微増となり令和17年から再び減少する	・令和9年に17学級まで減少しその後令和15年に20学級まで増加令和21年に再び減少する
	校区面積 1588ha		過小規模校		
瀬喜田小学校	・平均的な校区面積である ・学校の近くに土砂災害特別警戒区域がある	・全ての施設において平均値を上回っている	・児童数は微減	・令和8年まで減少傾向が続きその後ほぼ一定となる	・令和8年に7学級から6学級に減少しその後6学級が継続する ・複式学級が発生する
	校区面積 5509ha		小規模校		
久志小学校	・校区面積が市最大である	・屋内運動場施設は久志中学校で計上	・H28～31まで増加その後減少(小中一貫校化はH24)	・全体的に微減傾向となり令和16年からほぼ一定となる	・令和7年に10学級から9学級に減少しその後9学級が継続する
	校区面積 2196ha		小規模校		
久辺小学校	・住宅地域は限られている	・全ての施設において平均値を上回っている		・令和14年まで微増傾向でありその後減少する	・8～9学級で推移する
	校区面積 911ha		大規模校		
大北小学校	・住宅地域は校区の一部のみである	・校舎面積が平均値を下回る ・屋内運動場及び運動場面積が平均値を下回っている	・児童数ほぼ一定	・令和17年までは減少しその後ほぼ一定となる	・令和14年に27学級まで減少しその後27学級を維持する

2) 小学校区毎の課題の整理

①学校施設の充実度について

屋部、大宮、名護小学校の各一人あたりの運動場面積が、文科省の基準を下回っています。また、この3校の校舎面積も同基準値を上回ってはいるものの、その差はごくわずかです。

②児童数・学級数について

学級数については全体的に大きな変動は少ないものの、名護小学校が現在の35学級から27学級、大北小学校が現在の25学級から21学級にそれぞれ減少する可能性があります。また、大宮小学校は現在の37学級が42学級に増加する可能性があります。

児童数については、安和小学校が5割強、稲田小学校・屋我地小学校が約4割、大北・瀬喜田小学校が約3割、名護・久辺小学校が約2割、屋部小学校が1割程度減少し、真喜屋小学校が7割、羽地小学校が約2割、大宮小学校が1割増加する推計となっています。中山分校は今後一次的に増加し令和12年をピークに減少し始め一桁の規模になると推計されています。これらの変化に対し検討する必要があります。

安和・瀬喜田小学校、中山分校は恒常的に複式学級が発生する可能性があります。

③特別支援学級の児童数と学級数

当推計では、特別支援学級の児童数は令和3～5年度の児童全体の割合の平均値を維持する設定となっていますが、今後支援内容の割合の変化や支援児童数の増加が予想されます。その推移により学級数が大きく変化する場合もあり、検討する必要があります。

(2) 中学校

1) 現状と将来予測

前述までの内容より、各校区の現状と将来予測を整理します。

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	児童数これまでの傾向(10年)	児童数これからの予測(20年)	普通学級数これからの予測(20年)
	校区面積 778.3ha		小規模校		
屋我地中学校	・住宅地域は校区内に小規模ずつ分散して存在	・一人あたりの校舎面積は基準の3倍程度 ・一人あたりの運動場面積は平均以上	・微増傾向である	・全体的に減少傾向となる	・6学級を維持する
	校区面積 5701ha		適正規模校		
羽地中学校	・校区面積が市最大である。 ・学校区を貫く道路沿いに住宅地域が広がる	・一人あたりの校舎面積は基準値の倍程度である。	・平成 29 年が最小で増加傾向である。	・全体的に微増傾向である	・ほぼ一定で 15 学級を維持するが、令和 16 年 18 年に一時的に 17 学級となる
	校区面積 2311ha		適正規模校		
屋部中学校	・校区内に土地区画整理地区がある ・学校(分校も含め)近くに土砂災害特別警戒区域がある ・海岸部中心に住宅地域広がる	・一人あたりの校舎面積は基準値の倍程度である	・全体的に増加傾向である	・令和 14 年まで増加しその後減少する	・ほぼ一定で 17 学級を維持する
	校区面積 908ha		大規模校		
名護中学校	・0-14 歳の人口密度高い ・学校区西部を中心に住宅地域が広がる	・一人あたりの屋内運動場面積は基準値をかなり下回る	・微増傾向である	・全体的に減少傾向となり、令和 19 年が最少となりその後ほぼ一定を保つ	・しばらく 29 学級を維持するがその後減少し令和 17 年には 23 学級まで減少し、その後 24 学級を維持する
	校区面積 5509ha		小規模校		
久志中学校	・住宅地域開発は、学校区の西側に小規模に分散	・一人あたりの校舎面積は基準の3倍程度 ・一人あたりの屋内運動場面積は平均以上 ・一人あたりの運動場面積は基準を下回る	・多少の増減を繰り返し一定規模を維持している	・全体的に減少傾向となる	・令和 13 年まで 7 学級を維持するが 14 年 15 年と 6 学級になりその後 16 年 17 年と 7 学級になるが、以降は 6 学級となる
	校区面積 2196ha		過小規模校		
久辺中学校	・住宅地域は学校区の南部の一部のみ	・一人あたりの校舎面積は基準の3倍程度 ・一人あたりの屋内運動場面積は平均以上	・微減傾向である	・令和 12 年に最も減少しその後増加しほぼ一定を保つ	・5 学級を維持する

	校区の現状	学校施設の現状と教育環境	児童数これまでの傾向(10年)	児童数これからの予測(20年)	普通学級数これからの予測(20年)
	校区面積 3004ha		適正規模校		
東江中学校	・比較的近くに土砂災害特別計画区域がある ・学校区北部にだけ住宅地域が広がる	・一人あたりの校舎面積は基準の3倍程度	・全体的に減少傾向である	・令和16年まで減少傾向が続きその後増加し令和20年から再び減少する	・減少傾向が続き令和11年には10学級となりその後増加するが20年から23年の12学級からまた減少する
	校区面積 673ha		大規模校		
大宮中学校	・0-14歳の人口密度比較的高い ・学校区南部を中心に住宅地域が広がる	・一人あたりの屋内運動場面積は基準値をかなり下回る	・微減傾向である	・全体的に微増傾向である	・全体的に増加傾向であり令和19年には20学級、令和20年には21学級となる

2) 中学校区毎の課題の整理

①学校施設の充実性について

名護中学校の一人あたりの屋内運動場面積が基準をかなり下回っています。

②生徒・学級数について

学級数については、小規模校と屋部中学校・羽地中学校は大きな変動はなく、名護中学校と東江中学校が減少します。名護中学校は現在の29学級から令和17～19年に23学級に、東江中学校は現在の14学級から令和14から18年に10学級に減少します。

一方で、大宮中学校は現在の17学級が令和20年以降は21学級に増加します。

生徒数については、屋我地中学校・東江中学校が4割近く、名護中学校が3割、久志中学校・久辺中学校が1割強減少します。一方で大宮中学校は1割増加します。

③特別支援学級の生徒数と学級数

小学校と同様に特別支援学級の生徒数は令和3～5年度の児童全体の割合の平均値を維持する設定となっていますが、今後は小学校からの流れで支援内容の割合の変化や支援児童数の増加が予想されます。その推移により学級数が大きく変化する場合もあり、検討する必要があります。

7. 学校規模によるメリット・デメリット

文部科学省が示す学校規模の主なメリット及びデメリットは以下の通りです。

		小規模校	大規模校	過大規模校
メリット	学習面	・様々な活動で一人一人がリーダーを務める機会が多くなる	・集団の中で様々な考え方に触れる機会やお互いに切磋琢磨する機会が多い	・委員会活動やクラブ活動が活発化するとともに、選択肢も多くなりやすい
	生活面	・異学年間の縦の交流が生まれやすい	・豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	・清掃箇所が多くなり、学校施設や敷地の美化を保ちやすい
	学校運営面	・全教職員の意思疎通が図りやすい	・PTA 活動の保護者負担が分散しやすい	・学年別、教科別での教職員同士での相談や協力等が行いやすい
	コスト面		・一人あたりの施設維持費は割安になる	
デメリット	学習面	・グループ別指導や習熟度別指導、専科指導等の学習形態・指導形態をとりにくい ・運動会・文化祭・遠足等の集団活動・行事の教育効果が下がる 複式学級の場合 ・単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある	・学校行事や部活動において、一人一人に個別の活動機会を設定しにくい	・特別教室等が普通教室に充てられ使用できない状況がある
	生活面	・人間関係や相互の評価等が固定化されやすく、人間関係につまずいたときに関係を改善することが難しくなる 複式学級の場合 ・兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある	・学年間・異学年間の交流が不十分になりやすい	・災害発生等による緊急避難時に、混雑が生じやすい
	学校運営面	・PTA 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい 複式学級の場合 ・複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい	・教職員相互の連絡調整が図りづらい	・全教職員による会議や打ち合わせ等ができにくい
	コスト面	・一人あたりの施設維持費は割高になる		

第3章 名護市における学校の適正規模・適正配置の考え方

1. 学校の適正規模・適正配置を推進するための基本的な考え方

第2章「名護市の学校規模・配置をめぐる現状と課題」で整理したとおり、本市では年少人口の減少が既に始まっており、今後の出生率の大幅な増加は考えにくく、緩やかに減少していくことが見込まれます。学校教育をおこなう上で、学校を適正な規模で配置して整備することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実、さらに学校を円滑に運営するためにも非常に重要なことです。

前述のとおり、学校教育法施行規則では、12 学級以上 18 学級以下を小・中学校の標準規模としています。また、文部科学省では、従来から 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。そこで、本章では第2章で整理した現状と課題を踏まえ、本市における適正規模・適正配置の定義、適正規模・適正配置を進めていくための基本的な考え方を整理しました。

（1）学級数の現状と将来予測

令和6年時点の本市立小学校においては、国の標準規模内の学級数（12 学級～18 学級）となる学校は2校、大規模校が1校、過大規模校が3校となっています。また標準規模に満たない小規模校は7校、過小規模校は1校となっています。

将来推計においても大規模校・過大規模校の合計は令和8年度までは6校、令和9から12年度までは5校、その後令和13年度から2年間は6校に増加し、さらに5校となる見込みです。また小規模校・過小規模校は8校のまま推移する見込みです。

このように将来的にも大規模と小規模の二極化の傾向が続くことが予測されます。

（2）学校施設との関連性

本市では、令和2年4月に「名護市学校施設長寿命化計画」を作成し、その一部を令和5年3月時点における計画の進捗に合わせて当計画を見直し、今後についても現状の規模や配置を維持するものとして、個別計画を受けて適宜計画の見直しを図るものとしています。また、今後、適切な維持管理を行うことで長寿命化が可能な施設は長期的に築80年まで使用することを目標に、従来の事後保全型から予防保全型にシフトしています。

このことから、基本的に現状の施設を活用した学校の適正規模・適正配置の施策を推進し、その枠内で解決されない特別の要件が出た場合には、改めて関係各部署と協議し、教育委員会や名護市通学区域等審議会で検討することが必要と考えます。

（3）教育活動と学校運営

学校では、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力などを育み、社会性や協調性を育める機会を創出するため、クラス替えを可能とした一定の規模を確保する必要があります。また、このような教育活動をおこなうためには、経験年数、専門性などにおいてバランスのとれた教職員の配置により、円滑な学校運営を図る必要があります。

小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災、地域の交流、保育、スポーツの場など、様々な機能を併せ持っています。また、近年、学校が抱える課題が複雑化・困難化している中で、地域住民や保護者などの参画を得て、力を合わせて学校運営をおこなっていくことが求められていることから、本市では学校・家庭・地域社会が一体となり、具体的な行動を通して児童生徒の「学び」や「育ち」を支援し、課題解決に当たるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進しています。

学校の適正規模・適正配置を具体化していく際には、行政が一方的に進めるのではなく、地域住民の十分な理解と協力を得る必要があります。学校の適正規模・適正配置の推進にあたっては、地域住民との話し合いの場を設けるとともに、未就学児の保護者にも情報提供しながら、検討を進めることが重要です。

（４）特別支援学級の取り扱いについて

１）現状認識

特別支援学級については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項において1学級あたり8人以下で編制することとなっています。近年は本市における特別支援学級に在籍する児童生徒数、特別支援学級ともに増加傾向にあることから、各学校においては空き教室や特別教室の転用などにより学級数の増加に対応してきました。

また、本市の第3次名護市教育振興基本計画（令和2年度～6年度）では、基本方針の「豊かな学びを育む教育の推進」の施策の1つとして特別支援教育の充実が挙げられています。具体的に施策として校内体制の支援と研修等の充実が実施されています。

２）適正規模における特別支援学級の取り扱い

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、適正規模を「児童生徒の教育条件の改善を図るために必要な規模」と定義しています。学校の適正な規模は、児童生徒へのきめ細かな指導や、集団の中での社会性や協調性を育む機会の創出、学校施設（教室、運動場、体育館、その他）の適正利用と円滑な学校運営などの観点から判断されるものです。

３）特別支援学級の目的

特別支援学級は、障害のある児童生徒に対して、個々の障害に応じた個別指導や、専門的な支援を提供するために設置されています。

４）特別支援学級の取り扱い

特別支援学級については、今後のインクルーシブ教育の推進や、普通学級とは異なる人数編成や該当児童の有無が判断しづらく、将来的な見通しが難しいことから、本市における適正な学級数の設定においては、普通学級数を基本とし、特別支援学級数は含めないものとします。

ただし、特別支援学級数は増加傾向でもあり、教室数の確保等も必要なことから、実際に学校規模適正化を実施していく場合は、特別支援学級も含む実学級も参考にしながら検討します。

５）過大規模校と特別支援学級の関係

過大規模校化（31学級以上）の大きな要因の一つとして、特別支援学級の増加が見られます。本市の小中学校では県内他市の状況と比較しても多い状況にあるため、その要因について分析・検討を行い、適正な配置に努めます。

（５）複式学級の解消

小規模校や少人数学級については、メリットもデメリットもあります。しかしながら、複式学級については、下記のとおり課題があり、メリットはありません。教育委員会では、複式学級より単式学級の方がより恵まれた教育環境であり、早急に、子供たちが単式学級で学べる環境を整備します。

１）学習機会の保障

複式学級では一人の教員が異なる学年を行き来しながら指導する必要があるため、一方の学年が直接指導を受けている間、もう一方の学年は自学自習等の間接指導を行う必要があります。そのことにより単式学級で授業を受ける同学年の児童と比較して、複式学級で授業を受ける児童は教員が直接指導する時間が短いといった課題があります。また、単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じること、さらに実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じるといったことが懸念されます。

２）社会性を育む教育機会の限定

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。複式学級では、集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいことに加え、教科において一定数の集団を必要とするグループ別学習や音楽における合唱・合奏、体育におけるチーム編成などの学びあい、高めあいの場が設定困難です。また、児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすいこと、兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある等、社会性を育む機会が制約されるといった課題があります。

３）教員の負担

複式学級では一人の教員が異なる学年のカリキュラムを同時に進める必要があるため、特別な指導技術が求められ、複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きくなります。また、複式学級の指導には経験が重要であり、特別な指導技術を身につけた教員が異動する場合、その影響で指導技術の定着が難しいといった問題が生じやすくなります。

2. 名護市における学校の適正規模

(1) 適正規模の定義

本市立学校における適正規模は下記の1)～3)のように設定します。

1) 学級数

- ・ 1学校あたり 6～24学級（※普通学級を基準とします。）
- ・ （小学校）1学年あたり1～4学級、（中学校）1学年あたり1～8学級

2) 1学級あたりの児童数

原則、沖縄県が推奨する少人数学級編成に準ずるものとしますが、各学校の施設規模に応じ、柔軟に対応することとします。

学年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
児童数(小学校)	30人	30人	35人	35人	35人	35人
生徒数(中学校)	35人	35人	35人			

図表3-1 1学級あたりの児童数

3) 学校当たりの児童生徒数の目安

- ・ （小学校）200～800人 （中学校）105～840人

(2) 設定の理由

学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいて、学校における望ましい学級数については「おおむね12学級から18学級」までを標準としています。しかしながら、学校教育法施行規則においては「ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」と弾力的なものとなっています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第2項においては「5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学級数の学校とを統合する場合においては24学級までを適正な学校規模」と示されており、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにおいては「25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校」という表現で示しています。

本市においても基本的にはこの基準に従うことが望ましいと考えますが、本市の場合、市域が広範であることと、1町4村の合併という歴史も踏まえた上で、本市の実態に合った独自の基準を策定することとします。

3. 名護市における学校の適正配置

(1) 適正配置の定義

本市立学校の適正配置については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況など、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることが重要です。

ここでは適切な通学距離を目安を設定します。

本市立学校の通学距離の目安は、上記の国の基準に準じ次のように設定します。

通学距離及び通学時間の負担軽減や安全面を考慮し、おおむね小学校で「4 km 以内」、中学校で「6 km 以内」とする。ただし、特別な場合においてはこの限りではなく、柔軟に対応するものとする。

分類	通学距離の目安
小学校	おおむね 4 km 以内
中学校	おおむね 6 km 以内

図表3-2 通学距離の目安

(2) 設定の理由

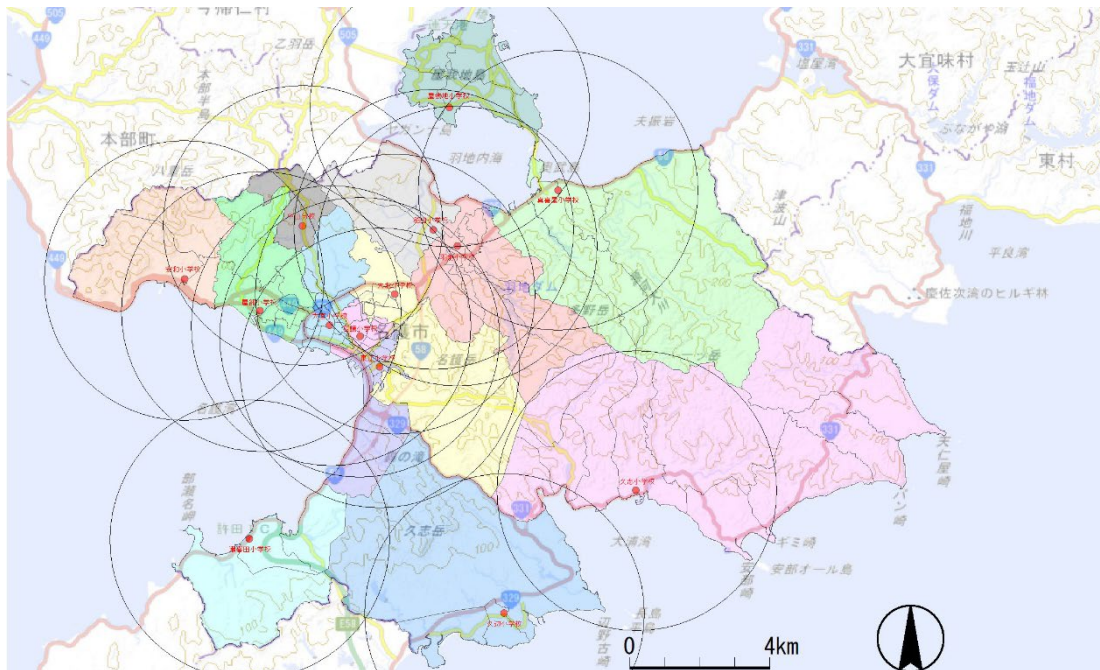
学校の適正配置については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況など、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であることから、通学距離及び通学時間など通学の条件を目安として考えることとします。

本市は東西 25 km、南北 20 km の総面積 210.91 km² であり、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条第 2 項で示されている小学校ではおおむね 4 km 以内、中学校ではおおむね 6 km 以内に全ての小中学校が配置されています。児童生徒が安全に安心して通学することができるよう、安全性や防犯性などを踏まえ小学校における通学距離は 4 km 以内、中学校では 6 km 以内を目安とします。

ただし、当基準については一律にあてはめるものではなく、将来的に通学区域の見直しに伴う変更が必要となった場合や、様々な制度の導入などにより例外も想定されることから、柔軟に対応していくこととします。

1) 適切な小学校の通学距離状況

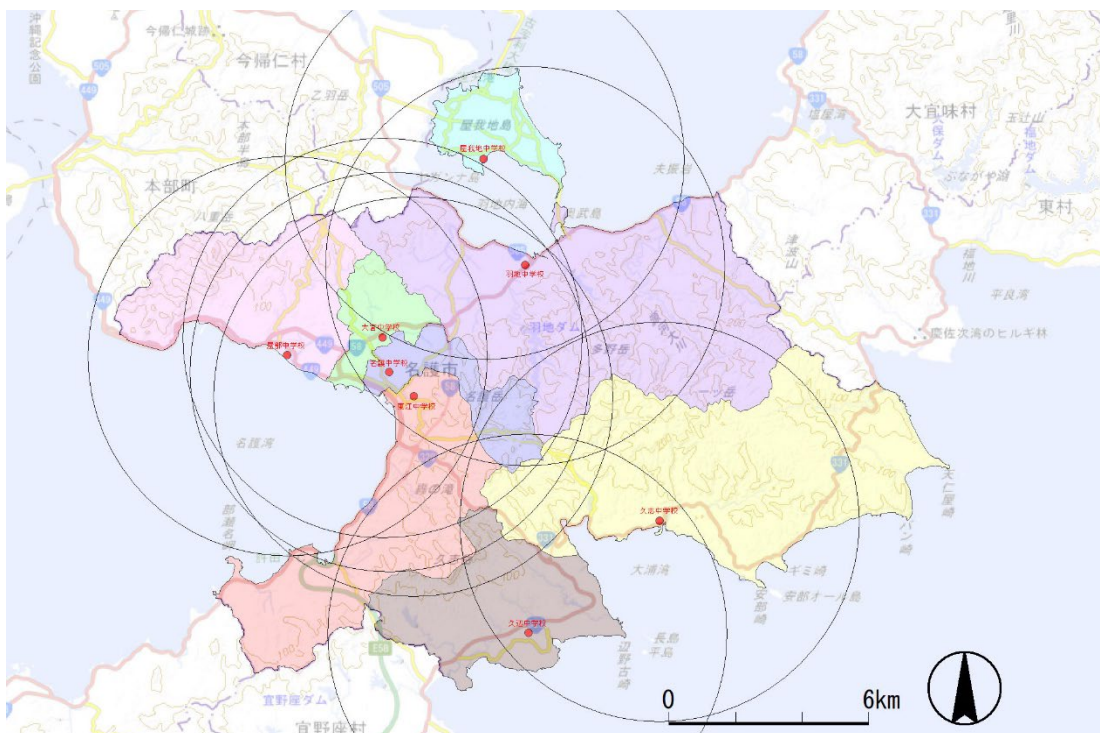
各小学校を中心に、通学距離4kmを半径とした円で通学範囲を示します。以下の通り、ほとんどの居住地域を網羅することができます。



図表3-3 適切な小学校の通学距離状況

2) 適切な中学校の通学距離状況

各中学校を中心に、通学距離6kmを半径とした円で通学範囲を示します。以下の通り、ほとんどの居住地域を網羅することができます。



図表3-4 適切な中学校の通学距離状況

4. 適正規模・適正配置に向けての学校規模区分の設定

(1) 適正規模を踏まえた学校規模区分

本市の現状と課題の内容を踏まえ、特別支援学級を含む実学級数、特別支援学級を除いた普通学級数及び学校あたりの児童生徒数の目安を含め、総合的に判断できるよう、本市における学校規模の区分を下記に示します。

分類		小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
1校あたりの学級数 (普通学級基準)		5学級以下	6～24学級	25～30学級	31学級以上
児童生徒数の 目安	小学校	200人未満	200～800人	801～1,000人	1,001人以上
	中学校	105人未満	105～840人	841～1,050人	1,051人以上

図表3-5 学校規模区分

(2) 学校規模区分からみる現状

令和6年度、令和11年度、令和16年度に学校規模区分では下記の区分に属します。この区分ごとに適正化に向けての対策を検討していきます。

【市内小学校】

分類	小規模校			適正規模校			大規模校			過大規模校
1校あたりの学級数	5学級以下			6～24学級			25～30学級			31学級以上
児童生徒数の目安	200人未満			200～800人			801～1,000人			1,001人以上
		普通	特支		普通	特支		普通	特支	
令和6年 2024年	中山分校	2	1	屋我地小	6	3	屋部小	24	10	該当なし
	瀬喜田小	5	2	真喜屋小	6	3	大宮小	27	12	
				羽地小	12	4	名護小	26	11	
				稲田小	6	1				
				安和小	6	3				
				東江小	12	5				
				久志小	6	3				
				久辺小	6	3				
				大北小	22	6				
令和11年 2029年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	屋部小	26	11	該当なし
	中山分校	3	1	真喜屋小	6	3	大宮小	29	11	
	瀬喜田小	4	2	羽地小	15	4				
				稲田小	6	1				
				名護小	21	7				
				東江小	12	5				
				久志小	6	3				
				久辺小	6	3				
				大北小	17	7				
令和16年 2034年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	大宮小	29	11	該当なし
	中山分校	2	1	真喜屋小	6	3				
	瀬喜田小	4	2	羽地小	14	4				
				稲田小	6	1				
				屋部小	23	10				
				名護小	20	7				
				東江小	14	6				
				久志小	6	3				
				久辺小	6	3				
				大北小	14	7				

図表3-6 市内小学校学校規模区分

【市内中学校】

分類	小規模校	適正規模校			大規模校			過大規模校		
1校あたりの学級数	2学級以下	3～24学級			25～30学級			31学級以上		
児童生徒数の目安	105人未満	105～840人			841～1,050人			1,051人以上		
	普通 特支	普通 特支			普通 特支			普通 特支		
令和6年 2024年	該当なし	屋我地中	3	3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		羽地中	9	4						
		屋部中	11	5						
		名護中	18	11						
		久志中	3	3						
		久辺中	3	3						
		東江中	8	3						
		大宮中	12	6						
令和11年 2029年 (推計値)	該当なし	屋我地中	3	3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		羽地中	9	6						
		屋部中	13	5						
		名護中	16	10						
		久志中	3	4						
		久辺中	3	2						
		東江中	6	4						
		大宮中	14	6						
令和16年 2034年 (推計値)	該当なし	屋我地中	3	3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		羽地中	10	6						
		屋部中	13	5						
		名護中	15	10						
		久志中	3	4						
		久辺中	3	2						
		東江中	6	4						
		大宮中	13	6						

図表3-7 市内中学校学校規模区分

※特別支援学級については、今後のインクルーシブ教育の推進や、普通学級とは異なる人数編成や該当児童の有無が判断しづらく、将来的な見通しが難しいことから、本市における適正な学級数の設定においては、普通学級数を基本とし、特別支援学級数は含めないものとします。

ただし、特別支援学級数は増加傾向でもあり、教室数の確保等も必要なことから、実際に学校規模適正化を実施していく場合は、特別支援学級も含む実学級も参考にしながら検討します。

(3) 適正規模・適正配置の実現に向けた方策を実施する学校の選定

(2)の学校規模区分からみる現状から、屋部小・大宮小・名護小については、特別支援学級を含めた場合は過大規模校となることから、その方策について検討・実施することとします。

また、小規模校については、現時点で複式学級が発生している、又は将来推計で複式学級が発生し、その状況が恒常的になることが予想される安和小・中山分校・瀬喜田小について、その方策について検討・実施することとします。

なお、中学校においては、すべて適正規模となっていることから、今回については検討致しません。

第4章 学校適正規模・適正配置の実現に向けた方策

1. 学校規模の適正化を図る手法とその検討

学校規模の適正化を図る手法の種類としては、以下のような手法があります。

(1) 運用などによる学校規模適正化の手法

1) 通学区域の弾力化（指定校変更制度）

通学区域は、学校教育法施行令第5条第2項で「市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定すること」とされており、本市では「名護市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則（以下、「指定通学区域に関する規則」という。）」を制定し、通学区域を定めています。

ただし、市教育委員会が相当と認められる特別な理由があると認める時は、保護者の申請により、他の学校に変更することができる指定校変更制度が運用されています。

本市においては、指定通学区域に関する規則第4条において「特別な理由があるときは、保護者の申請により指定した小学校及び中学校を変更することができる。」としています。

2) 通学区域の見直し

通学区域については、指定通学区域に関する規則第2条において「通学区域は、別表第1及び別表第2のとおりとする。」としています。

そのため、通学区域の見直しは学校規模に合わせた児童生徒数の調整、通学の距離や安全性などを確保する手段の1つとして挙げられます。ただし、長年にわたって通学区域が地域に定着し、コミュニティなども形成されていることから、これらに配慮する必要があります。

3) 学校選択制（特認校制度等）

学校選択制については、学校教育法施行規則第32条第1項で「市町村教育委員会の判断により、通学区域指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできる」とされていることから、市町村教育委員会が、就学校の指定をおこなう際に、事前に保護者などの意見を聞き、入学する学校を選べるようにするものとなっています。

4) 学校の統合

今後、児童数の増が見込めないと判断される学校については、最終的には、近隣校との統合について検討する必要があります。

(2) 学校施設拡大による学校規模適正化の手法

1) 学校の新設

児童生徒数の増加により、既存の学校施設の増改築などでは対応が追いつかない場合などに新設校を設置する手法です。

(3) 学校規模の適正化を図る手法の検討

1) 過大規模校の適正化を図る手法

「特認校制度等」を採用し過大規模校の受け入れ先となる東江小及び大北小について、魅力化を図ることで、指定校変更制度による過大規模校への進学を抑制すると共に、過大規模校の通学区域の児童も受け入れることで、市街地における5つの小学校（屋部小・大宮小・名護小・東江小・大北小）の児童数の平準化を目指します。

上記、学校規模適正化の手法を基に、名護市における現状等を考慮してその効果と実現性について整理しました。学校規模の適正化に当たっては、その手法が高い効果を発揮する必要があると同時に、各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、保護者、学校関係者、地域の方々の理解と協力がなければ実現できません。

本市においては、指定校変更制度や小規模特認校制度による児童生徒の流動性が高い状況にあり、その結果、名護小の児童増が進んでいますが、一方で屋部小では、指定校変更制度により他校へ進学している児童数が多いことから、児童数の増が抑制されている一面もあります。そのため、一律で制限をかけると屋部小がより児童数の増となることから、個別の学校ごとに制限をかける必要があります。保護者の理解が得られにくいと考えます。

通学区域の見直しについては、屋部小、大宮小、名護小の過大規模校の解消のためには、東江小と大北小の通学区域を拡大する必要がありますが、市街地全体の大規模な校区変更となり、これまでの地域コミュニティの核としての役割という観点からも、地域住民及び保護者からの理解を得るのは大変困難だと考えます。

学校の新設については、人口増が続いている屋部小校区と大宮小校区の間に設置することが考えられますが、当該地域に適切な用地がないことと、仮に用地があった場合は用地買収から建設までに多大な時間と費用を要すること、また、通学区域の設定に当たっては、該当する地域・保護者の理解が必要になってくることから困難だと考えます。

そのため、本方針では、過大規模校の適正を図る手法として実現性の高い「特認校制度等」を採用することとし、上記のとおり市街地における5つの小学校（屋部小・大宮小・名護小・東江小・大北小）の児童数の平準化を目指します。

方策	効果		実現性	
通学区域の弾力化 (指定校変更)	高	各学校ごとに制度の制限をかけることができれば児童数の平準化が図れる。	中	特定の学校に制限をかけることは、保護者からの理解を得られにくい。
通学区域の見直し	高	各住所地の児童数を把握し変更を行うことで、それぞれの学校に適した規模が設定できる。	低	市街地全体の大規模な校区変更となることから、地域住民及び保護者からの理解を得るには多大な時間を要する。
特認校制度等	中	過大規模校から受け入れる学校に特色ある教育を導入することで一定の効果が期待できる。	高	地域住民及び保護者からの理解が得られやすく、他手法と比較して実現性が高い。
学校の新設	高	各住所地の児童数を把握し新設校の場所及び校区設定を行うことで、それぞれの学校に適した規模が設定できる。	低	用地買収から建設までに多大な時間と費用を要する。

2) 小規模校の適正化を図る手法

通学区域の弾力化（指定校変更制度）と「特認校制度等」を採用すると共に、子育て環境の充実についての検討も含め、それぞれの学校の状況に応じて設定を行い、単式学級の維持を目指します。

しかしながら、上記の手法を講じてもなお、複式学級の解消が見込めないと判断される学校については、近隣校との統合について検討します。

過大規模校の適正化を図る手法と同様に、学校規模適正化の手法を基に、名護市における現状等を考慮してその効果と実現性について整理しました。学校規模の適正化に当たっては、その手法が高い効果を発揮する必要があると同時に、各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、保護者、学校関係者、地域の方々の理解と協力がなければ実現できません。更に、小規模校の適正化を図る手法については、現在の在籍数の状況や地理的状況等が異なることから、それぞれの学校ごとに検討します。

本市においては、指定校変更制度や小規模特認校制度による児童生徒の流動性が高い状況にあり、その結果、小規模校から児童が流出しているという側面もありますが、小規模校から他の学校への指定校変更を認めないとした場合は、その地域の定住環境の低下にもつながりかねないことから、慎重な検討が必要となります。むしろ、小規模校を希望する児童及び保護者が選択できるよう指定校変更制度の拡充を図ることが必要と考えます。

通学区域の見直しについては、過大規模校と同様にこれまでの地域コミュニティの核としての役割という観点からも、地域住民及び保護者からの理解を得るのは大変困難だと考えます。

特認校制度等については、本市におけるこれまでの実績（小中一貫教育校）から児童の流入について一定の効果が期待できると共に、地域住民及び保護者からの理解が得られやすいと考えます。

これらのことから、小規模校の適正化を図る手法としては、実現性の高い通学区域の弾力化（指定校変更制度）と「特認校制度等」を採用すると共に、子育て環境の充実についての検討も含め、それぞれの学校の状況に応じて設定を行い、単式学級の維持を目指します。

しかしながら、それらの手法を講じてもなお、複式学級の解消が見込めないと判断される学校については、近隣校との統合について検討します。

方策	効果		実現性	
通学区域の弾力化 (指定校変更)	中	小規模校を希望する児童及び保護者について指定校変更制度で許可することにより進学を容易にすることができる。	高	小規模校を希望する児童及び保護者にのみ適用されるため、他者のデメリットはなく理解が得られやすい。
通学区域の見直し	高	近隣の学校区の児童数を把握した上で通学区域の見直しを行うことで単式学級が維持できる。	低	通学区域の見直しの対象となる地域住民及び保護者からの理解を得るには多大な時間を要する。
特認校制度等	高	これまでの実績（小中一貫教育校）から一定の効果が期待できる。	高	地域住民及び保護者からの理解が得られやすい。
学校の統合	高	適正規模の学校と統合することで小規模校の適正化を図れる。	低	地域住民及び保護者からの理解が得られにくい。

2. 学校規模の適正化を図る手法の実施方針

これまで検討した内容を踏まえ学校規模の適正化を図るため、学校規模区分ごとの対応について手法の実施方針を以下のとおりとします。

(1) 学校規模区分ごとの対応

1) 過大規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策

- ① 東江小学校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、東江小学校区に居住しながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れることで、児童数の平準化を目指します。なお、保護者が子弟が通う学校を検討する際には、小学校だけではなく、進学する中学校も見据えた上で学校を選択することが通常であることから、特色ある教育の導入にあたっては、東江小学校のみならず、東江中学校も含めるものとし、その内容については、今後、学校・地域・保護者と協議を重ねて具体的に検討していきます。また、審議会において特色ある教育の案として出された意見については、特色ある教育の検討に当たって協議する際の参考資料とします。
- ② 大北小学校の特色ある教育をPRすることで、大北小学校区に居住しながら指定校変更制度により流出している状況を抑制することで、児童数の平準化を目指します。
- ③ 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とし、併せてこれをPRすることにより、屋部小学校の児童数減を図ります。(安和小学校の小規模校解消に向けた取組にも寄与します)。
- ④ ①については、令和9年度からの実施を目標に取り組みます。②及び③については、令和8年度の入学に向けて令和7年度からの実施を目標に取り組みます。
- ⑤ ①の開始から5年毎を目途に検証を行い、過大規模校の解消が今後見込めないと判断した場合は、更なる方策を検討します。

2) 小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策

①安和小学校について

現在は単式学級が維持されていますが、将来推計では、令和11年度から複式学級が発生する見込みとなっており、児童数の減少と放課後の子供の居場所づくりが課題となっています。

学校規模の適正化を図るためのシミュレーションの結果、令和8年度から、新1年生の児童を毎年度平均1.8人増加することができなければ単式学級とならないことから、以下の方策を講じ複式学級の解消を目指します。

- (ア) 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とします。
- (イ) 上記制度内容と現在の特色ある教育をPRすることで、安和小学校区に居住しながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、屋部小学校区からの児童の流入を図ることで児童数増を目指します(屋部小学校の過大規模校解消に向けた取組にも寄与します)。
- (ウ) 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。

(エ) (ア) 及び (イ) については、令和8年度の入学に向けて令和7年度からの実施を目標に取り組みます。(ウ) については、令和7年度から協議を開始します。

(オ) (ア) 及び (イ) の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、屋部小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

②中山分校について

中山分校は1年生から4年生までが在籍している状況で、複式学級が恒常的に継続しており、将来推計においても、複式学級が継続する見込みとなっています。放課後の子供の居場所については、中山公民館を中心に地域や名桜大学と連携・協力し、子供の見守りや学習支援を実施しています。なお、中山分校については、平成18年度答申において屋部小学校本校への統合とされましたが、保護者・地域住民からの合意が得られなかった経緯があることから、その当時の経過も踏まえ取り組んでいく必要があります。

学校規模の適正化を図るためのシミュレーションの結果、令和8年度から、新1年生の児童を毎年度平均5.9人増加することができなければ単式学級とならないことから、以下の方策を講じ複式学級の解消を目指します。

(ア) 中山分校の今後の在り方について、教育委員会・保護者・地域・学校で協議を行い、令和7年度中を目標に、遅くとも令和8年度中には方向性を決定します。

(イ) 継続を行う場合は、安和小学校又は瀬喜田小学校の例を参考に小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。

(ウ) 継続を行う場合は、(イ) により決定した事項の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、本校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

③瀬喜田小学校について

令和5年度から既に複式学級が発生しており、将来推計においても、複式学級が継続する見込みとなっており、児童数の減少と放課後の子供の居場所づくりが課題となっています。

学校規模の適正化を図るためのシミュレーションの結果、令和9年度から、新1年生の児童を毎年度平均4.4人増加することができなければ単式学級とならないことから、以下の方策を講じ複式学級の解消を目指します。

(ア) 小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、併せてこれをPRすることにより、市街地から少人数学級を希望する児童の受入れを行い複式学級の解消を目指します。

(イ) 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。

(ウ) (ア) については、令和9年度からの実施を目標に取り組みます。(イ) については、令和7年度から協議を開始します。

(エ) (ア) の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、東江小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際に

は、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

④上記以外の小規模校について

上記で方針を定めた学校以外の小規模校（1学年1学級）は、現時点で真喜屋小、稲田小及び久辺小の3校です（小中一貫教育校除く）。今後、年度ごとに児童数の推移を注視し、複式学級の発生が予想される場合は、上記の例を参考に小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。なお、真喜屋小については、地域からの要請もあり、令和7年度に複式学級が発生することも予想されることから、令和7年度から教育委員会・地域・学校で意見交換を行う必要があります。

3）特色ある教育の導入についての留意点

現在、緑風学園と屋我地ひるぎ学園においては、小中一貫校の制度を活用し、緑風学園では英語教育（教育課程特例校）、ふるさと学習を実践しています。また、屋我地ひるぎ学園においても恵まれた地域資源を活用した体験的な活動「美ら島タイム」の導入や、小学校1年生からの「英語教育」を推進しています。

今後、その他の小学校における特色ある教育の導入については、緑風学園及び屋我地ひるぎ学園との差別化を図るものと共に、両校が再び複式学級に陥らないように注視します。

（2）学校規模の適正化を図る手法

学校規模の適正化を図るための手法は以下のとおりとします。

対策の分類	項目	内容
過大規模校	校区の調整区域化	学校区の一部又は全部を調整区域とし、隣接する学校への転入学を可能とする
	過大規模校への流出抑制及び受入	受入校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、児童生徒の流出を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れる。
	情報発信	受入校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制する。
小規模校	校区の調整区域化	隣接する学校区の一部又は全部を調整区域とし、小規模校への転入学を可能とする。
	情報発信	小規模校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制すると共に過大規模校からの児童を受け入れる。
	子供の居場所設置検討	放課後の子供の居場所設置について検討する
	小規模特認校制度の導入	小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、市街地から少人数学級を希望する児童の受入れを行う
小規模校（分校）	継続・統合について協議	分校の継続又は本校への統合も含めて、早期に協議を行い方向性を決定する

分類	小規模校			適正規模校			大規模校			過大規模校		
1校あたりの学級数	5 学級以下			6 ～24学級			25～30学級			31学級以上		
児童生徒数の目安	200人未満			200～800人			801～1,000人			1,001人以上		
		普通	特支		普通	特支		普通	特支		普通	特支
令和 6 年 2024年	中山分校	2	1	屋我地小	6	3	屋部小	24	10	該当なし		
	瀬喜田小	5	2	真喜屋小	6	3	大宮小	27	12			
				羽地小	12	4	名護小	26	11			
				稲田小	6	1						
				安和小	6	3						
				東江小	12	5						
				久志小	6	3						
				久辺小	6	3						
大北小	22	6										
令和11年 2029年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	屋部小	26	11	該当なし		
	中山分校	3	1	真喜屋小	6	3	大宮小	29	11			
	瀬喜田小	4	2	羽地小	15	4						
				稲田小	6	1						
				名護小	21	7						
				東江小	12	5						
				久志小	6	3						
				久辺小	6	3						
大北小	17	7										
令和16年 2034年 (推計値)	安和小	5	2	屋我地小	6	3	大宮小	29	11	該当なし		
	中山分校	2	1	真喜屋小	6	3						
	瀬喜田小	4	2	羽地小	14	4						
				稲田小	6	1						
				屋部小	23	10						
				名護小	20	7						
				東江小	14	6						
				久志小	6	3						
	久辺小	6	3									
大北小	14	7										
適正化を図る手法	・ 校区の調整区域化 ・ 情報発信 ・ 子供の居場所設置検討 ・ 小規模特認校制度の導入 ・ 継続・統合について協議 (分校)			・ 現状維持			・ 校区の調整区域化 ・ 過大規模校への流出抑制 及び受入 ・ 情報発信					

図表4-1 小学校の適正化を図る手法

分類	小規模校			適正規模校			大規模校			過大規模校
1校あたりの学級数	2 学級以下			3 ～24学級			25～30学級			31学級以上
児童生徒数の目安	105人未満			105～840人			841～1,050人			1,051人以上
		普通	特支		普通	特支		普通	特支	
令和6年 2024年	該当なし			屋我地中	3	3	該当なし			該当なし
				羽地中	9	4				
				屋部中	11	5				
				名護中	18	11				
				久志中	3	3				
				久辺中	3	3				
				東江中	8	3				
				大宮中	12	6				
令和11年 2029年 (推計値)	該当なし			屋我地中	3	3	該当なし			該当なし
				羽地中	9	6				
				屋部中	13	5				
				名護中	16	10				
				久志中	3	4				
				久辺中	3	2				
				東江中	6	4				
				大宮中	14	6				
令和16年 2034年 (推計値)	該当なし			屋我地中	3	3	該当なし			該当なし
				羽地中	10	6				
				屋部中	13	5				
				名護中	15	10				
				久志中	3	4				
				久辺中	3	2				
				東江中	6	4				
				大宮中	13	6				
適正化を図る手法	・現状維持			・現状維持			・現状維持			・現状維持

図表4-2中学校の適正化を図る手法

3. 実施時期の基本手順

本市における大規模校や過大規模校においてはその規模がしばらくは継続することが想定されます。特に過大規模校においては、学校運営面への影響が生じる恐れもあることから、その取り組みにおいて優先順位を検討し、段階的な適正規模・配置の策を図ることが必要です。また、7校の小規模校や1校の過小規模校については、今後も継続的にその規模が続き、一部の学校では複式学級が発生する見通しです。そのため、同じく学校運営への影響ばかりでなく、児童にも大きな影響を及ぼすことが危惧されます。基本方針において実施時期を検討する対象校について10年程度先の想定される学校の状況を鑑み、短期的な取り組みと中期的な取り組みについて検討します。

(1) 短期的な取り組み

令和16年に過大規模校に該当する小学校は大宮小学校、屋部小学校の2校となることが想定されます。また、真喜屋小学校、稲田小学校、安和小学校、瀬喜田小学校、久辺小学校の5校は令和16年度も継続的に小規模校となりその一部は複式学級が発生することが想定されます。さらに中山分校においては過小規模校が継続的に想定されます。これらの中の瀬喜田小学校と中山分校においては、平成18年度の名護市通学区域等審議会から名護市教育委員会への答申（「複式学級の課題解消について」及び「通学区域制度の弾力的運用について」）で課題解消の具体的方策として記述されています。

以上の点より児童への影響を含め学校運営への影響が生じることも考えられることから、学校規模の適正化に向けて、子供たちへのより良い教育環境提供のための方策を実施します。

（ここで示す「短期的な取り組み」とは、学校規模の適正化を図るにあたって優先的な対応が必要とされる学校が対象であり、本基本方針策定後、取り組みを早期に着手することを意味します。）

(2) 中期的な取り組み

令和16年時点で小規模校に該当する小学校のうち、小中一貫教育校を除く真喜屋小学校、稲田小学校、久辺小学校が推計では複式学級が発生しないと想定されます。これらの学校においては、今後の推移を注視し、小規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策について中期的に取り組むをおこないます。

（ここで示す「中期的な取り組み」とは、「短期的な取り組み」の状況を踏まえるとともに、今後しばらくの児童生徒数及び学級数の推移に注視しながら対応策についての検討を継続的に進めていくことを意味します。）

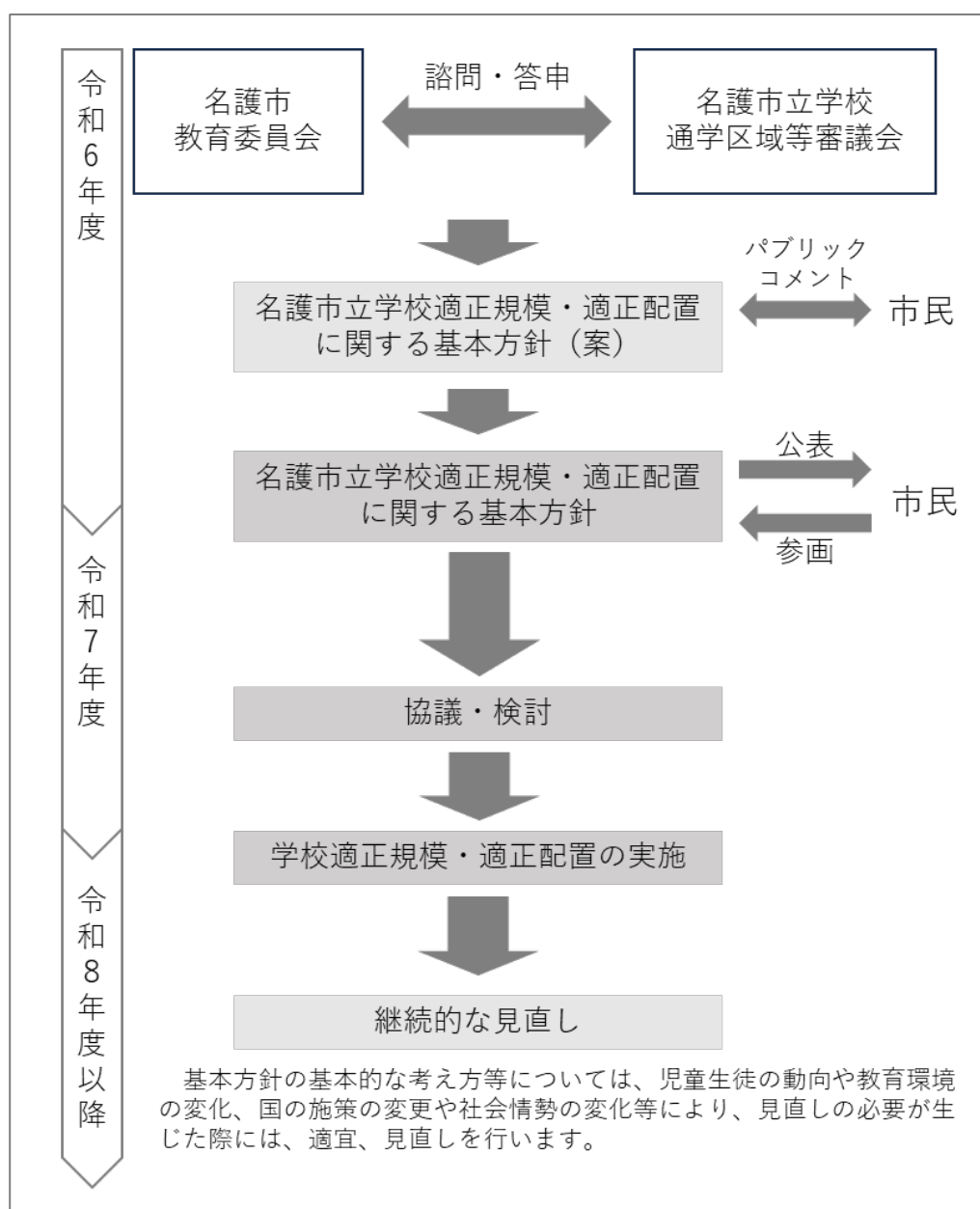
4. 実現に向けた基本手順

(1) 学校適正規模・適正配置の実現に向けて

学校の適正規模・適正配置の方策の実施にあたっては、児童生徒はもちろんのこと、保護者や学校関係者、地域や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換などを通じた合意形成を図りながら適正規模・適正配置の実現に向けて取り組みます。

(2) フローチャート

下記のフローチャートにおいて、適正化を図るための具体的な手法の流れを示します。



(3) 各学校ごとの方策実施スケジュール

学校	方策	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14～
東江小学校	特色ある教育の導入	●検討	→	●実施				5年ごとに検証	5年ごとに検証
大北小学校	特色ある教育のPR	●検討	→	●実施					
屋部小学校	屋部小校区の調整区域化で安和小への転出促進	●検討	→	●実施			5年ごとに検証		5年ごとに検証
安和小学校	特色ある教育のPR	●検討	→	●実施			5年ごとに検証		5年ごとに検証
	子供の居場所設置	●協議開始	→	●第2ステップ					
瀬喜田小学校	小規模特認校制度	●検討	→	●実施			5年ごとに検証		5年ごとに検証
	子供の居場所設置	●協議開始	→	●第2ステップ					
中山分校	分校継続または統合の検討	●協議	→	●方向性決定	→	●方向性決定後の取組			
上記以外の小規模校	今後の児童数の推移を注視 ※真喜屋小については、令和7年度から意見交換を開始	●児童数の推移を注視							

5. シミュレーション

(1) 方法

ここでは、「2. 学校規模の適正化を図る手法の実施方針」を進めた場合に、前述の「1) 過大規模校における子供たちへのより良い教育環境提供のための方策」に沿い、次の手順でシミュレーションを行います。

【屋部小・大宮小・名護小】過大規模校が解消される30学級以下に段階的に減少させます。

【東江小】過大規模校からの児童の受け入れを行い、1学級30人程度で30学級までに収まるように段階的に児童数を増加させます。

【大北小】過大規模校からの児童の受け入れを行い、現在の学級数を維持しかつ現在大北小学校校区から他の校区へ流出している児童数程度の児童数を増加させます。

【安和小・中山分校・瀬喜田小】複式学級が解消できるよう児童数を増加させます。

以上の手順において、次の各点を設定条件とします。

特別支援学級数とその児童数においては、「第2章の5. 児童生徒数及び学級数の推計」の算出した特別支援学級数とその児童数を採用します。

1年生以降の進級率（次の学年に進む児童の該当小学校在籍数/前の学年の該当小学校在籍数）は、同様に「第2章の5. 児童生徒数及び学級数の推計」における全体の進級率を用います。この点については、正確には普通学級の児童数の進学率を用いるべきですが、差がごくわずかであることが想定できるため、全体の進級率を用いることにします。

(2) 結果分析

1) 屋部小学校

屋部小学校では令和8年（2026年）から平均8.5人減少することで、過大規模校を解消することができます。

受入数の12%と安和小分			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
屋部小	現状	-3.5%	662.0	686.3	701.9	710.5	700.5	699.8	720.6	701.8	687.4	670.8	666.1	646.0	627.7	624.8	622.6	621.8	
屋部小			662.0	686.3	701.9	707.0	690.5	680.9	693.5	667.9	644.6	622.4	616.3	595.9	576.4	569.6	565.5	563.0	平均(人)
	進級率	1年生減	0	0	0	3	7	9	8	7	9	9	8	9	9	11	11	11	8.5
		1年生	106	125.7	122.9	120.2	104.1	116.1	115.1	100.4	99.0	97.8	97.8	95.4	95.5	93.5	94.9	95.3	
	99%	2年生	121	99.0	121.7	119.0	116.3	100.6	112.2	111.3	97.1	95.7	94.5	94.5	92.1	92.2	90.3	91.6	
	100%	3年生	116	122.6	99.6	122.4	119.7	117.0	101.2	112.8	111.9	97.6	96.2	95.1	95.1	92.7	92.7	90.8	
	102%	4年生	109	119.8	124.9	101.4	124.6	121.9	119.1	103.0	114.9	113.9	99.4	98.0	96.8	96.8	94.4	94.4	
	99%	5年生	106	112.9	119.0	124.0	100.7	123.8	121.0	118.3	102.3	114.1	113.2	98.7	97.3	96.1	96.1	93.7	
	100%	6年生	104	106.4	113.9	120.0	125.1	101.6	124.9	122.1	119.4	103.3	115.2	114.3	99.7	98.3	97.1	97.1	
		特支	49	45.45	46.65	47.13	46.74	46.51	47.87	46.93	45.85	44.81	44.34	42.94	41.77	41.57	41.38	41.32	
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
普通学級(現状)			25	25	24	23	24	26	24	24	23	24	23	23	23	21	21		
普通学級(調整)			24	23	23	23	23	23	23	21	20	20	19	18	18	18	18		
特支			10	10	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
総学級数(調整)			34	33	33	33	33	34	33	31	30	30	29	28	28	28	28		
(現状)			35	35	34	33	34	37	34	34	33	34	33	33	33	31	31		

2) 大宮小学校

大宮小学校は令和8年（2026年）から平均49.1人減少することで過大規模校を解消することができます。

受入数の88%			R6 R7 R8 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R16																
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
大宮小	現状	-1.9%	807.0	828.3	854.1	857.3	854.7	866.5	843.6	850.4	851.9	869.9	878.5	869.2	892.1	888.7	885.9	884.2	
大宮小			807.0	828.3	854.1	846.8	795.6	755.7	672.1	629.1	578.5	554.3	566.2	555.2	584.7	574.1	565.2	558.1	平均（人）
	進級率	1年生減	0	0	0	11	48	51	60	48	50	51	45	53	54	55	56	56	49.1
	1年生	148	143.0	146.9	120.3	91.2	105.9	65.7	101.9	98.5	97.0	103.9	95.1	94.3	91.5	89.6	90.0		
	101%	2年生	146	149.5	143.7	147.7	120.8	91.4	106.1	65.7	102.1	98.7	97.2	104.1	95.2	94.5	91.6	89.7	
	101%	3年生	138	144.3	147.8	142.0	146.0	119.2	89.4	103.9	63.8	100.0	96.7	95.1	102.1	93.2	92.4	89.5	
	100%	4年生	122	139.2	142.0	145.4	139.8	143.7	117.2	87.1	101.3	61.7	97.5	94.2	92.6	99.6	90.7	89.9	
	102%	5年生	119	129.1	143.7	146.6	150.1	144.3	148.3	121.1	90.7	105.4	64.6	101.4	98.0	96.4	103.5	94.4	
	100%	6年生	134	123.2	130.0	144.7	147.7	151.2	145.3	149.4	122.0	91.5	106.4	65.3	102.4	98.9	97.4	104.5	
	特支		71	58.64	60.70	61.36	61.15	61.46	59.92	60.51	60.57	61.40	62.39	61.80	63.49	63.27	63.10	62.98	
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
	普通学級（現状）		27	29	30	29	30	29	29	29	29	29	29	30	30	30	30		
	普通学級（調整）		27	29	29	26	26	23	21	19	18	19	18	18	18	18	18		
	特支		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12		
	総学級数（調整）		38	40	40	37	37	34	32	30	29	30	29	30	30	30	30		
	（現状）		38	40	41	40	41	40	40	40	40	40	40	42	42	42	42		

3) 名護小学校

名護小学校においては、新たな現象が生じなくても令和11年（2029年）から過大規模校を解消することになります。

普通学級の児童数			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20			
名護小	現状	6.1%	745.0	740.2	725.8	678.7	663.3	648.5	622.7	607.2	597.6	596.8	595.1	595.2	610.1	608.4	607.9	606.9		
名護小			745.0	740.2	725.8	678.7	663.3	648.5	622.7	607.2	597.6	596.8	595.1	595.2	610.1	608.4	607.9	606.9	平均(人)	
	進級率	1年生増	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	1年生	108	119.3	111.4	103.9	105.1	103.1	87.6	103.6	101.6	102.5	103.6	103.5	102.5	102.0	101.2	101.4			
	99%	2年生	115	114.1	119.4	111.6	104.0	105.3	103.3	87.7	103.8	101.8	102.6	103.7	103.7	102.6	102.2	101.4		
	100%	3年生	123	117.4	113.3	118.6	110.8	103.3	104.5	102.5	87.1	103.1	101.1	101.9	103.0	102.9	101.9	101.4		
	99%	4年生	148	115.9	113.7	109.7	114.9	107.3	100.0	101.2	99.3	84.3	99.8	97.9	98.7	99.8	99.7	98.7		
	101%	5年生	114	147.2	117.2	114.9	110.8	116.1	108.4	101.1	102.3	100.3	85.2	100.9	98.9	99.7	100.8	100.7		
	100%	6年生	137	126.2	150.8	120.0	117.7	113.5	118.9	111.0	103.5	104.8	102.8	87.3	103.3	101.3	102.1	103.3		
	特支		65	48.62	46.94	44.18	43.40	42.42	40.51	39.72	38.95	38.52	38.51	38.82	39.63	39.59	39.58	39.49		
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038			
普通学級（現状）			25	25	24	24	23	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
普通学級（調整）			25	25	24	24	23	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
	特支		9	9	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
総学級数（調整）			34	34	33	33	32	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
（現状）			34	34	33	33	32	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	

4) 東江小学校

東江小学校は令和9年（2027年）から平均30.8人増加することが可能です。

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
東江小	現状	-1.0%	376.0	367.8	364.7	351.2	343.5	343.2	331.1	340.2	347.0	362.8	374.9	384.7	394.9	386.9	378.0	369.8	
東江小			376.0	367.8	364.7	351.2	382.5	421.4	449.9	483.3	515.3	557.7	550.7	532.1	548.5	547.4	540.4	554.4	平均（人）
	進級率	1年生増	0	0	0	0	39	39	41	24	25	26	20	28	29	31	34	34	30.8
	1年生		66	62.9	64.0	51.9	94.1	95.1	95.1	95.6	95.2	94.8	88.0	94.8	94.0	94.3	95.0	94.3	
	101%	2年生	57	67.2	63.3	64.3	52.2	94.7	95.6	95.7	96.1	95.7	95.4	88.5	95.3	94.5	94.9	95.5	
	99%	3年生	62	53.5	62.9	59.2	60.2	48.8	90.6	91.4	91.6	91.1	90.8	90.5	83.8	90.6	89.9	90.3	
	101%	4年生	63	59.2	53.8	63.2	59.5	60.5	49.1	91.3	92.2	92.4	91.8	91.5	91.2	84.4	91.3	90.6	
	101%	5年生	61	61.2	58.4	53.0	62.4	58.7	59.7	48.4	90.9	91.8	92.0	91.1	90.8	90.5	83.7	90.7	
	100%	6年生	67	63.8	62.4	59.5	54.1	63.6	59.9	60.9	49.3	91.8	92.7	75.7	93.3	93.0	85.7	93.0	
	特支		32	27.85	27.59	26.90	26.94	26.65	25.55	25.18	24.90	26.46	69.09	29.18	30.31	29.75	29.15	28.54	
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
普通学級（現状）			14	14	13	12	12	12	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
普通学級（調整）			14	14	13	14	16	17	18	19	20	19	19	20	20	20	20	20	
特支			6	6	6	5	6	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	
総学級数（調整）			20	20	19	19	22	22	23	24	25	25	25	26	26	26	26	26	
（現状）			20	20	19	17	18	17	18	19	19	20	20	20	20	20	20	20	

5) 大北小学校

大北小学校は令和8年（2026年）から増平均27.4人増加することが可能です。

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
大北小	現状	-1.4%	507.0	491.7	474.0	471.8	457.1	443.8	423.4	408.4	394.9	377.7	365.0	354.6	350.6	350.4	352.4	354.1	
大北小			507.0	491.7	474.0	483.8	485.0	490.3	496.0	510.8	527.8	529.6	530.9	532.7	533.4	534.2	534.2	533.9	平均（人）
	進級率	1年生増	0	0	0	12	16	19	27	31	32	32	31	32	32	32	30	30	27.4
		1年生	88	78.0	75.9	92.9	92.9	93.3	93.6	93.7	93.8	94.1	93.6	94.6	94.2	94.5	93.9	93.9	
99%		2年生	83	85.6	75.9	73.9	90.6	90.6	91.1	91.5	91.7	91.8	92.1	91.6	92.5	92.1	92.5	91.8	
98%		3年生	90	85.4	84.5	74.8	72.9	89.2	89.2	89.7	90.0	90.2	90.3	90.6	90.1	91.0	90.6	90.9	
97%		4年生	78	84.5	80.9	80.1	70.9	69.1	84.9	85.0	85.5	86.0	86.3	86.4	86.7	86.2	87.1	86.7	
99%		5年生	83	73.4	82.1	78.6	77.8	68.9	67.1	82.7	82.8	83.4	84.0	84.3	84.5	84.8	84.3	85.1	
100%		6年生	85	84.8	74.8	83.5	80.0	79.2	70.1	68.3	84.0	84.1	84.6	85.2	85.4	85.6	85.9	85.4	
	特支		43	35.94	34.90	34.82	33.66	32.39	31.06	30.27	29.41	28.01	26.79	25.79	25.42	25.41	25.54	25.64	
			557.2																
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
	普通学級（現状）		18	18	18	18	16	17	16	15	14	14	14	14	14	14	14		
	普通学級（調整）		18	18	18	18	16	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18		
	特支		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	総学級数（調整）		25	25	25	25	23	24	24	25	25	25	25	25	25	25	25		
	（現状）		25	25	25	25	23	24	23	22	21	21	21	21	21	21	21		

6) 安和小学校

安和小学校は令和8年（2026年）から平均1.8人増加することで単式学級を維持できます。

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
安和小	現状	0.1%	69.0	69.8	69.0	64.2	58.1	51.4	58.1	56.5	49.6	49.3	46.6	46.1	40.8	35.5	34.9	34.4	
安和小			69.0	69.8	69.0	66.2	60.2	55.6	62.5	61.0	56.2	55.7	55.2	54.6	51.6	49.6	50.1	50.7	平均（人）
	進級率	1年生増	0	0	0	2	0	2	0	0	2	2	2	2	2	3	3	3	1.8
	1年生		4	12.1	13.1	8.1	8.2	7.8	10.7	10.7	7.8	7.7	7.7	7.6	7.7	8.5	8.3	8.3	
	105%	2年生	13	3.9	12.5	13.6	8.4	8.5	8.1	11.1	11.2	8.1	8.1	8.0	7.9	8.0	8.8	8.6	
	103%	3年生	15	13.7	4.1	13.2	14.3	8.8	8.9	8.5	11.7	11.7	8.5	8.4	8.4	8.3	8.4	9.2	
	103%	4年生	12	14.8	13.3	4.0	12.8	13.9	8.6	8.7	8.4	11.4	11.4	8.4	8.3	8.2	8.1	8.2	
	106%	5年生	16	11.8	14.9	13.4	4.0	12.9	14.0	8.8	8.7	8.5	11.4	11.5	8.6	8.5	8.4	8.3	
	100%	6年生	9	13.6	11.1	14.0	12.6	3.8	12.1	13.1	8.4	8.2	8.2	10.7	10.8	8.2	8.1	8.0	
		特支	7	8.84	8.83	8.33	6.96	6.07	7.76	7.21	5.51	5.79	5.84	6.49	5.56	4.29	4.23	4.18	
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
普通学級（現状）			6	6	6	6	6	5	5	5	5	6	5	5	4	4	4		
普通学級（調整）			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
特支			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
総学級数（調整）			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
（現状）			8	8	8	8	8	7	7	7	7	8	7	7	6	6	6		

7) 中山分校

中山分校は令和8年（2026年）から平均5.9人増加することで単式学級を維持できます。

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
中山分校	現状	-0.1%	6.0	5.4	6.5	11.1	14.1	15.9	19.2	21.4	19.3	16.0	12.3	9.2	8.6	8.0	7.4	6.9	
中山分校			6.0	5.4	6.5	15.1	23.1	30.4	38.3	40.7	39.4	38.0	37.5	37.8	38.3	37.8	37.2	36.7	平均（人）
	進級率	1年生増	0	0	0	4	5	5	4	4	6	7	7	7	7	7	7	7	5.9
	1年生		0	1.4	4.0	10.1	9.2	9.9	11.7	11.7	9.0	9.9	9.8	9.5	9.4	9.2	9.1	8.9	
	100%	2年生	2	0.0	1.4	4.0	10.1	9.2	9.9	11.7	11.7	9.0	9.9	9.8	9.5	9.4	9.2	9.1	
	113%	3年生	4	1.5	0.0	1.0	3.0	9.1	8.8	9.3	10.3	10.3	9.0	10.0	10.0	9.7	9.7	9.5	
	100%	4年生	0	2.5	1.1	0.0	0.8	2.3	7.9	8.0	8.4	8.8	8.8	8.5	9.5	9.5	9.3	9.2	
	5年生																		
	6年生																		
	特支		1	3.25	1.13	0.51	2.29	4.55	4.98	4.19	5.66	7.22	5.46	2.80	2.68	2.51	2.29	2.16	
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
普通学級（現状）			2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2		
普通学級（調整）			2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
特支			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
総学級数（調整）			3	3	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
（現状）			3	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3		

8) 瀬喜田小学校

瀬喜田小学校は令和9年（2027年）から平均4.4人増加することで単式学級を維持できます。

			R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20			
普通学級の児童数			2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
瀬喜田小	現状	-0.1%	42.0	38.7	40.3	31.8	31.5	31.0	30.4	33.2	30.8	32.8	31.4	32.3	31.5	31.2	31.0	30.3		
瀬喜田小			42.0	38.7	40.3	31.8	34.5	40.0	43.4	50.0	51.2	56.8	56.2	56.4	56.5	56.2	57.0	57.2	平均（人）	
	進級率	1年生増	0	0	0	0	3	6	4	4	4	4	4	5	5	4	5	5	4.4	
	1年生		6	2.5	7.6	3.3	9.8	9.9	9.8	9.3	9.1	9.4	9.3	9.9	9.9	9.1	9.9	9.7		
100%	2年生		3	6.7	2.7	8.1	3.5	10.2	10.2	10.2	9.7	9.5	9.8	9.7	10.2	10.2	9.5	10.2		
100%	3年生		8	5.0	7.0	2.8	8.5	3.7	10.5	10.4	10.4	9.9	9.7	10.0	9.9	10.4	10.5	9.7		
96%	4年生		13	7.4	4.6	6.5	2.6	7.8	3.4	9.9	9.8	9.8	9.3	9.1	9.4	9.3	9.8	9.8		
95%	5年生		4	11.5	6.8	4.2	5.9	2.3	7.2	3.1	9.1	9.2	9.1	8.6	8.5	8.7	8.7	9.2		
97%	6年生		8	5.6	11.6	6.8	4.3	6.0	2.4	7.2	3.1	9.1	9.0	9.0	8.6	8.4	8.7	8.6		
	特支		6	3.05	2.92	2.40	2.19	2.21	2.22	2.39	2.26	2.29	2.32	2.30	2.24	2.28	2.25	2.16		

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
普通学級（現状）	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
普通学級（調整）	5	5	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6
特支	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総学級数（調整）	7	7	6	6	6	6	6	7	7	8	8	8	8	8	8
（現状）	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

6. 適正化に向けた今後の課題

適正規模・適正配置を実現するにあたっては、次の事項に特に留意する必要があります。

(1) 児童生徒への配慮

児童生徒の学校生活などに影響が出ないよう配慮し、取り組みを進めます。

(2) 通学路の安全確保

通学区域の弾力化の拡大などの手法によって、通学路・通学距離を変更した場合、児童生徒の通学の安全確保に十分配慮できるように努めてまいります。

(3) 保護者、学校関係者、地域の理解と協力

各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、学校の適正規模・適正配置を図る上では、保護者、学校関係者、地域の方々と情報及び課題などを共有し、理解と協力が得られるように努めてまいります。

(4) 庁内関係課との緊密な関係

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、施設整備をはじめ、まちづくり施策の一環として防災、福祉、幼児教育など様々な関連部署との連携を図り、情報共有に努めてまいります。

(5) 継続的な見直しの実施

基本方針の基本的な考えなどについては、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化などにより、見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しを行いながら推進していくものとします。

第5章 まとめ

1. まとめ

本基本方針においては、令和24年までの児童生徒数及び学級数の推計をおこない、今後対応が必要な学校規模区分に該当する学校を予測することで、適正化を図るための対応などについて検討を行いました。ただし、今後の民間事業者などにおける宅地開発や社会情勢の変化に伴い、児童生徒数が急激に増減することも考えられることから、引き続きその動向は注視する必要があります。

児童生徒のより良い生活・学習環境の実現に向けては、学校適正規模を図る他、教育内容の充実や学校施設環境の充実なども求められています。児童生徒が等しく充実した学校生活を送ることができるよう教育環境の整備についても関係部局と連携を図り並行して進めてまいります。

今後とも、保護者や学校関係者、地域の方々と情報を共有し、学校の適正規模と適正配置の施策について取り組んでまいります。

資料編

資料編

1. 名護市立学校通学区域等審議会

(1) 名護市立学校通学区域等審議会条例

名護市立学校通学区域等審議会条例

昭和63年 1 月25日

条例第2号

(設置)

第1条 名護市立学校の通学区域及び学校配置の適正を期するため、名護市立学校通学区域等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、名護市立学校に就学する幼児及び児童生徒の通学区域の設定又は変更、学校の名称並びに学校配置計画に関する事項を調査審議し答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼稚園長、小学校長及び中学校長
- (2) PTA会長
- (3) 関係行政審議会等委員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 名護市立学校通学区域等審議会委員名簿

	職名	氏 名	現職	代表区分
1	名護市立学校通学 区域等審議会委員 会長	かのう ひであき 嘉納 英明	公立大学法人 名桜大学教授	専門知識を有する者
2	名護市立学校通学 区域等審議会委員 副会長	まえかわ み き こ 前川 美紀子	公立大学法人 名桜大学特任教授	専門知識を有する者
3	名護市立学校通学 区域等審議会委員	まつだ しずか 松田 しずか	名護市立屋部小学校 校長	学校教育関係者
4	名護市立学校通学 区域等審議会委員	うえま ひさし 上間 久	名護市立大宮小学校 校長	学校教育関係者
5	名護市立学校通学 区域等審議会委員	ともり よしあき 友利 義明	名護市立東江小学校 校長	学校教育関係者
6	名護市立学校通学 区域等審議会委員	なかむら よういち 中村 陽一	名護市立安和小学校 PTA 副会長	保護者代表
7	名護市立学校通学 区域等審議会委員	あかみね さだはる 赤嶺 禎治	名護市立瀬喜田 小学校 PTA 会長	保護者代表
8	名護市立学校通学 区域等審議会委員	さきはま ひでお 崎浜 秀雄	安和区 区長	地域住民代表
9	名護市立学校通学 区域等審議会委員	おなが たけし 翁長 武	許田区 区長	地域住民代表
10	名護市立学校通学 区域等審議会委員	かわの けいすけ 川野 圭輔	中山区 区長	地域住民代表
11	名護市立学校通学 区域等審議会委員	おおはま としひで 大浜 敏秀	屋部区 区長	地域住民代表
12	名護市立学校通学 区域等審議会委員	すえまつ りゅうじ 末松 隆二	為又区 区長	地域住民代表
13	名護市立学校通学 区域等審議会委員	こばしがわ えいいち 小橋川 栄一	大中区 区長	地域住民代表
14	名護市立学校通学 区域等審議会委員	つは かずお 津波 一夫	東江区 区長	地域住民代表
15	名護市立学校通学 区域等審議会委員	やまぐち ひとし 山口 仁	大北区 区長	地域住民代表

(順不同・敬称略)

(3) 諮問・答申

1) 諮問

名教委学第 093002 号

令和 6 年 7 月 9 日

名護市立学校通学区区域等審議会 御中

名護市教育委員会



名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針について（諮問）

名護市の子ども達に最適な教育環境を持続的に提供するため「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（案）」の作成について、名護市立学校通学区区域等審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（案）の作成について

2 諮問理由

(1) 過大規模校の解消について

名護市においては、中山分校を含め小学校が14校設置されており、これまで宇茂佐の森地域などにおける児童生徒の増加や特別支援学級の増加等に伴い、学校運営に支障をきたさないよう、教室の増築や多目的教室の一時転用等を実施し、教育環境の整備に努めてきました。

しかしながら、屋部小、大宮小及び名護小については、特別支援学級を含めると、過大規模校として文部科学省が定義する学校全体で31学級以上を超えており、学校敷地が狭小のため、これ以上の増築は困難な状況にあります。加えて、今後、増改築を行う際には、分離新設、通学区の調整等適正規模化のための方策が十分に検討されていない場合、国庫負担の対象外となる可能性が高く、対応が求められています。

(2) 小規模校の対策について

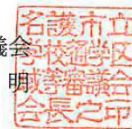
名護市においては、現在、小規模校が8校ありますが、二見以北4小学校の統合（緑風学園）及び源河小の真喜屋小への統合の根拠となった平成18年6月名護市立学校通学区区域等審議会答申「複式学級の課題解消について」及び「通学区制度の弾力的運用について」（答申）」において、複式学級より単式学級の方がより恵まれた教育環境であり、早急に、子ども達が単式学級で学べる環境を整備すべきであるとされており、教育委員会では現在もその考えを踏襲しております。現時点で、恒常的に複式学級が発生している学校は中山分校を除いてありませんが、今後の推移を見守りながら、教育環境の整備に努めていく必要があります。

2) 答申

令和7年1月29日

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝 殿

名護市立学校通学区域等審議会
会長 嘉納 英明



名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針について（答申）

令和6年7月9日付け名教委学第093002号で諮問のありました「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（案）」について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付してここに答申いたします。

記

名護市においては、広範な市域に小学校14校（分校含む）、中学校8校が配置され、児童生徒数が900人近く在籍する過大規模校から、50人以下の小規模校まで、それぞれの学校を取り巻く環境や地域資源、学校規模を活かした多様で豊かな教育活動が展開されています。

しかしながら、過大規模校においては、これまでの教育委員会の施策及び各学校の創意工夫により教育の質は保たれてきたものの、これ以上の児童生徒の増加は望ましいものではなく、早急な対策が求められています。一方、小規模校においては、小規模校ならではの特色を活かした教育を推進し、教育の質は保たれてきたものの、とりわけ、複式学級については教育的な観点から改善が求められています。

これらの諸課題の解決のためには、新設校や通学区域の変更、学校の統合等が考えられますが、本審議会では、名護市の歴史や地域住民の願いや感情等も考慮しながら、積極的な議論を積み重ね、別添の通りの結論に達しました。

学校は、単に児童生徒が学ぶ場だけではなく、地域コミュニティの核として、住民にとっては心の拠り所としての機能も果たしています。本審議会における議論では、学校存続の可否も含めた繊細で厳しいご意見もありましたが、審議会の委員の一人ひとりが地域・保護者・学校等、それぞれの代表として、これからの名護市の学校適正規模・適正配置の課題に向き合い、意見を集約しました。

教育委員会においては、審議会の議論をふまえて整理した本基本方針案であることを真摯に受け止め、同案の着実な推進を図り、児童生徒のより良い教育環境づくりに努めることを期待します。

別添： 名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（案）

2. 自治会長等アンケート・ヒアリング

(1) 調査概要

調査期間 令和6年7月23日（火）～8月20日（火）

回答者

①過大規模校関係者（校長3人・区長9人：計12人）

【校長】屋部小 大宮小 名護小

【区長】屋部区 宇茂佐区 旭川区 為又区 宮里区 大南区 大中区 大西区 港区

②過大規模校受入校関係者（校長2人・区長5人：計7人）

【校長】東江小 大北小

【区長】数久田区 世富慶区 東江区 大東区 大北区

③小規模校関係者（校長3人・区長5人・保護者代表2人：計10人）

【校長】安和小 屋部小 瀬喜田小

【区長】勝山区 山入端区 安和区 中山区長 許田区

【保護者】安和小 瀬喜田小

(2) 調査結果概要

1) 過大規模校関係者アンケート結果（屋部小・大宮小・名護小）

問1 当該小学校の児童数について、どのように感じていますか。

①屋部小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	0
ちょうど良い	0
もっと少ない方が良い	4

②大宮小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	0
ちょうど良い	2
もっと少ない方が良い	3

③名護小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	0
ちょうど良い	3
もっと少ない方が良い	2

問2 問1に対して、どのような時にそう感じますか。あれば具体的にご記入ください。

①屋部小学校区

1 学年 100 人以上だと子供たち同士の交流が薄くなっているように思われるという意見や、児童数に対して教室が足りないという意見があった。さらに、児童数、学級数が多いため運動場や体育館で遊べる日が決まっており、子供にとって大事な戸外遊びに制限があるという意見もあった。

②大宮小学校区

休み時間等の児童の遊びを制限せざるを得ない状況や、運動会等の各種行事の際に児童数の多さを感じるという意見がある一方で、現状が良いという意見もあった。また、先生の目の届く範囲にするべきという意見もあった。

③名護小学校区

市街地中心にあり、敷地面積が狭いため、教育活動の中で全児童一斉に取組を実施することに制限をかけざるを得ないケースがあるという意見や、学年単位での校外学習を実施する際にも、移動や学びの充実に時間を要するといった意見や、学習成果の見取りに時間がかかるという意見があった。また、校区外から通う児童が多すぎるという意見があった。

問3 当該小学校の規模について、どのくらいの学級数が適正と思いますか。

①屋部小学校区

項 目	合計
1学年3学級	3
1学年4学級	1
1学年5学級以上	0

その他具体的意見

1～2年→25名、3～6年→30名

②大宮小学校区

項 目	合計
1学年3学級	2
1学年4学級	3
1学年5学級以上	0

その他具体的意見

クラスの上限数を多くしてほしくない意見が多い。

③名護小学校区

項 目	合計
1学年3学級	3
1学年4学級	1
1学年5学級以上	1

問4 当該小学校の過大規模校への対応として、最も望ましいと思うものを選択してください。

項 目	合計
①新しい学校を新設する	3
②通学区域を変更し近隣学校で児童数を平準化	4
③近隣学校に特認校制度等を導入し児童数を平準化	4

その他具体的意見

区が1つの校区におさまってほしいという意見や、③から②への段階的対応が望ましく、その過程を検討した上で、適正規模の配置が困難と判断したならば、新設校について検討するという意見があった。また、校区外申請を認めないか、基準を厳しくし、それでも児童数が多い場合、新しい学校を新設するという意見があった。

問5 学校の適正規模・適正配置を検討するにあたり、特に配慮すべきことは何だと思いますか。

(選択は3つ以内)

項 目	合計
教育に望ましい児童数・学級数の確保	13
通学距離や通学手段	7
学校と地域のつながり	8
保護者の意向	7
地域住民の意向	2

その他具体的意見

校区外の児童は、地域とのつながりが薄れ将来、地域の活動、公民館の活動に影響が出る可能性があるという意見があった。

問6 【自由記述】学校の適正規模・適正配置について、何かありましたらご記入ください。

①屋部小学校区

中山分校は、学校と地域の双方にメリットのある円満な関係であり、現在、4年生までの在籍になっているが、6年生まで在籍することが可能であれば、児童数ももっと増えると思われるため、中山分校を残してほしいという意見があった。

屋部小学校は、児童も保護者も知らない顔が多くなり、運動会等において児童を探すことも困難になっているという意見があり、屋部小学校と大宮小学校の中間地点に小学校を新設してはどうかという意見があった。

②大宮小学校区

児童数が多いため、行事の際に課題があるという意見や、為又と宇茂佐が校区の新設校があっても良いのではないかという意見があった。

③名護小学校区

新設校の必要性については、必然的に同校区内の中学校へと関わってくるという意見や指定学校（就学すべき学校）の変更基準、通学区域の見直しを図らない限りは、現行の名護小のような区域外就学児童数の増加を抑えることはできないと思うという意見があった。さらに、教職員数も増えることから、教職員の駐車場確保も課題となっているという意見があった。

地域によっては、児童数が極めて減少し、若い世代が住みたくなる地域づくりが必要と感じている区もあり、先生や児童が地域行事等にもっと関わってほしいという意見があった。

2) 過大規模校受入側関係者アンケート結果（東江小・大北小）

問1 当該小学校の児童数について、どのように感じていますか。

①東江小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	4
ちょうど良い	1
もっと少ない方が良い	0

②大北小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	0
ちょうど良い	2
もっと少ない方が良い	0

問2 問1に対して、どのような時にそう感じますか。あれば具体的にご記入ください。

①東江小学校区

児童数が少ない場合、単学級で見られる固定化された位置づけがなされてしまうという意見や行事の際に児童が少ないと感じる意見があった。また、児童数が増えれば、教員の数も増え先生方の負担も減少するとともに、児童もクラブや委員会活動の幅も増え、いろんな経験ができると思うという意見があった。一方で、小規模校でもメリットは多々あるのかなとは思っている意見もあった。

②大北小学校区

現在各学年3学級が維持できる人数増であれば良いという意見や学校行事に参加の際に児童数が適当で賑やかで盛り上がりも良くみえるという意見があった。

問3 当該小学校の規模について、どのくらいの学級数が適正だと思いますか。

①東江小学校区

項 目	合 計
1学年2学級	0
1学年3学級	5
1学年4学級	0
1学年5学級以上	0

②大北小学校区

項 目	合 計
1学年2学級	1
1学年3学級	2
1学年4学級	0
1学年5学級以上	0

その他具体的意見

児童数は安定数値と考えられる。学校行事において、児童及びクラス数が想定できることにより、計画段階の検討がより詳細に改良・調整が可能となると感じるという意見があった。

問4 過大規模校(屋部小・大宮小・名護小)への対応として、最も望ましいと思うものを選択してください。

項 目	合計
①新しい学校を新設する	1
②通学区域を変更し近隣学校で児童数を平準化	1
③近隣学校に特認校制度等を導入し児童数を平準化	4

その他具体的意見

指定学校変更の基準の見直しも必要ではないかという意見や単純に児童過密地域には新設校が好ましいと考えるという意見があった。また、②については、幼少期・低学年期の発達段階で共に過ごした友達が、急に別の園・学校に行くことは避けるべきという意見もあった。

問5 上記問4の③が実施される場合、当該小学校は、特認校制度(特色ある教育)等を導入し、児童の受入れ先となる必要があります。どの程度の児童数を受け入れることを希望しますか。

項 目	合計
これ以上の児童数は難しい	1
指定校変更制度等を行って校区外に流出している状況は食い止めたい	2
指定校変更制度等を行って校区外に流出している状況を食い止めると共に、名護市全体から本校を希望する児童を広く受け入れたい。	4

問6 学校の適正規模・適正配置を検討するにあたり、特に配慮すべきことは何だと思いますか。

(選択は3つ以内)

項 目	合計
教育に望ましい児童数・学級数の確保	6
通学距離や通学手段	2
学校と地域のつながり	4
保護者の意向	4
地域住民の意向	0
校舎・施設等の充実	3

問7 【自由記述】学校の適正規模・適正配置について、何かありましたらご記入ください。

①東江小学校区

東江小学校は児童数の減少が特に著しい状況だが、保護者に本校の教育体制が充実していることが認識されれば、校区外からでも需要は出てくると思うという意見や古い悪いイメージが残っていることから、イメージアップ対策をした方が良いという意見があった。また、部活では外部コーチ等の充実を図り、部活の理由での児童の流出を防ぐことができないかという意見もあった。

3) 小規模校関係者アンケート結果（安和小・中山分校・瀬喜田小）

問1 当該小学校の児童数について、どのように感じていますか。

①安和小学校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	4
ちょうど良い	1
もっと少ない方が良い	0

②中山分校区

項 目	合 計
もっと多い方が良い	2
ちょうど良い	1
もっと少ない方が良い	0

③瀬喜田小学校

項 目	合 計
もっと多い方が良い	3
ちょうど良い	0
もっと少ない方が良い	0

問2 問1に対して、どのような時にそう感じますか。あれば具体的にご記入ください。

①安和小学校区

意見等の交流場面において多様な意見に触れる機会が少なく、体育のチーム戦が実施できなかったり、対戦相手が同じで単調になったりするという意見や、複式学級になってしまった時にもっと多い方が良いと感じたという意見があった。また、もっとたくさん友達がほしいと感じている子もいるという意見や児童が多いと保護者にとっても役員などの負担が軽減されるという意見もあった。一方で、学習現場を見て先生が目がいきとどいており、児童の積極的な授業参加が見られるという意見もあった。

②中山分校区

人間関係の固定化や多様な他者と関わるチャンスが少ない、団体活動、集団活動が少ないという意見があり、10名程度は増やしたいという意見もあった。一方で、一人一人の様子をよく見られ、きめ細やかな対応ができると思うから、大規模校ではできない貴重な環境であるという意見もあった。

③瀬喜田小学校区

より多様な見方や考え方をめざす対話的な学びの観点から児童数を増やしたいという意見や運動会他、区の行事の時に児童数の少なさを感じるという意見があった。

問3 当該小学校の規模について、どのくらいの学級数が適正と思いますか。

①安和小学校区

項 目	合 計
1学年1学級	5
1学年2学級以上	0

その他具体的意見

校舎改築で教室数増が可能であれば1学年2学級が理想である。

②中山分校区

項 目	合計
1 学年1 学級	2
1 学年2 学級以上	0

その他具体的意見

せめて1 学年複数児童在籍が望ましい。

少人数の良さが生かせる人数が良い。

オンライン授業を含めて自主的に学ぶ環境になれば学級数は増えても良いと思う。

③瀬喜田小学校区

項 目	合計
1 学年1 学級	3
1 学年2 学級以上	0

問4 当該小学校への小規模校対応として、望ましいと思うものを選択してください。

(選択は2つ以内)

項 目	合計
単式学級が維持できれば、少人数のままで良い	5
通学区域を変更し、児童数の増加を図る	9
特認校制度等を導入し児童数の増加を図る	4

その他具体的意見

屋部区上原あたりが編成できれば良いのではないかという意見や通学区域を越えて、大規模校の児童を受け入れるなど多様性を受け入れられる環境、特色のある小学校になってほしいという意見があった。また、対策を講じつつ、学童やスクールバスを運営することが児童数の増につながるという意見もあった。

中山分校については、大人数の学級になじめない児童を受け入れていて中山分校の素晴らしさを周知する必要があるという意見がある一方で、支援学級だけを増やしても困るという意見があった。

問5 問4のとおり実施したものの、結果として複式学級が継続し続けた場合、次のどれを望みますか。

項 目	合計
複式学級が継続し続けた場合は、隣接する学校との統合を検討する必要がある。	2
複式学級が継続し続けた場合でも、統合せず存続させたほうが良い	7

問6 学校の適正規模・適正配置を検討するにあたり、特に配慮すべきことは何だと思いますか。

(選択は3つ以内)

項 目	合計
教育に望ましい児童数・学級数の確保	7
通学距離や通学手段	4
学校と地域のつながり	5
保護者の意向	6
地域住民の意向	2

その他具体的意見

中山分校について、特認校制度で検討する場合、地域の特色、自然を生かした観光産業に絡めた授業などが教育環境に適していると思うという意見や、複式学級解消の対策がどのように講じられてきたのか、現況の検証をするべきという意見があった。

児童ファーストに徹することや、PTA 活動等にかかる保護者の負担を軽減することを考えていくべきだと思うという意見も見られた。

問7 【自由記述】学校の適正規模・適正配置について、何かありましたらご記入ください。

①安和小学校区

現在、通学手段が徒歩か保護者の自家用車での送迎しかないので、スクールバスで登校時の送迎が可能になれば、小規模校への指定校変更で児童数を増やすことができるのではないかとこの意見や自然豊かな環境学習を取り入れた（語学に特化するなど）独自のカリキュラムを組み、小規模校で学ばせたい親を集めるという意見があった。また、校区内に団地やアパート、住宅などの居住環境が増え児童数が増えることが一番望ましいという意見もあった。

複式学級は避けたいが、複式学級が発生した学校はすべて時間割を合わせてオンライン授業を取り入れ、合同で一箇所から発信、現場の先生がフォローを空き時間にいれてはどうかという意見もあった。

地域との関わりを保ちたいという意見のほか、校区内に学童がほしいという意見もあった。

②中山分校区

中山分校は地域や保護者がとても協力的で、様々な経験ができる（農業体験、区の行事など）児童・先生達にとっても素敵な学校環境であり、個々への対応ができて良い環境だと思うという意見があった。また、小規模校、少人数学級であることによって学校に登校できている子もおり、地域との密なつながりを生かして子供たちや地域存続のためにも、分校を残し続けてほしいという意見が多数あった。

今の中山分校の少人数制は生かして、特認校制度の方がよりその学校のオリジナル性を引き出せるのではないかとこの意見や6年生まで在学期間を伸ばしてほしいという意見もあった。

③瀬喜田小学校区

少人数の場合、必然的に PTA 役員の確率が上がるため、心理的プレッシャーになっていると思う。完全ボランティアにするなど、できる範囲での実施をしていくべきだと思うという意見があった。

名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

名護市教育委員会

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

TEL:0980-43-7270

